

D S C J • J D S F
競 技 関 連 規 程 集

2 0 1 5 年



公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
(J D S F)

競技部

目 次

【日本ダンススポーツカウンシル全日本統一級】

1	D S C J 全日本統一級競技規則	1
2	D S C J 全日本統一級競技会実施規程	6
3	D S C J 全日本統一級昇降級規程	8
4	D S C J 全日本統一級競技規則細則	11

【日本ダンススポーツ連盟競技規則】

1	J D S F 競技規則	
1)	J D S F 競技規則	12
2)	競技会に関する内規	18
3)	競技方式に関する実施要領	20
4)	競技会主催者へのガイドライン	22
2	競技会全般に関する規程	
1)	J D S F 競技会出場選手服装規程	23
	ユース、アダルト、シニア服装区分表	24
	ユース、アダルト、シニア正装区分細則	25
	ジュニアイル、ジュニア服装区分細則	27
2)	登録選手罰則規程	31
3)	ドーピング防止規則	32
4)	ドーピング防止規則実施要領	34
	ドーピング違反にならないための手引き I、II、III	35
5)	公認競技会開催特例申請規程	40
6)	公認競技会開催特例申請規程実施要領〔登録管理部〕	41
3	公認競技会実施規程	
1)	公認級別競技会実施規程	42
2)	ダンススポーツグランプリ大会規程	43
3)	ブロック選手権大会実施規程	47
4)	都道府県対抗全国ダンススポーツ大会規程	48
5)	都道府県対抗全国ダンススポーツ大会団体戦規程	50
4	昇降級規程	
1)	公認級別競技会昇降級規程	52
2)	昇級基準に関する内規	54
5	ランキング規程	
1)	ブロックランキング規程	55
2)	都道府県ランキング規程	56
3)	都道府県シニアI・II・IIIランキング規程	57
6	審判員規程	
1)	公認審判員規程	58
2)	J D S F 公認審判員昇級に関する内規	60
3)	W D S F 公認審判員候補の推薦実施要領	61
4)	審判員派遣に関する実施要領	62
7	競技長規程	
1)	公認競技長規程	63
2)	公認競技長認定要領	65

8	J D S F 公認フィガーチェッカー規程	6 6
9	採点管理長規程	
1)	公認採点管理長規程	6 8
2)	公認採点管理長認定要領	7 0
10	J D S F 競技会支援システム運用資格者規程	
1)	J D S F 競技会支援システム運用資格者規程	7 1
2)	競技会支援システム運用資格者認定要領	7 3
11	登録管理規程	7 4
12	その他	
1)	国際派遣選手選考規程	7 6
2)	海外派遣選手援助規程	7 8
3)	強化選手規程	7 9
4)	ジュニア国際派遣選手・強化選手選考基準細則	8 1
5)	ユース国際派遣選手・強化選手選考基準細則	8 2
6)	JDSF規定フィガー（グループ1、2）	8 3
7)	会費及び申請料などに関する規程	8 6
8)	普及競技に関する内規	8 7
(付)		
1	シラバス例	8 9
2	公認競技長申請書、推薦書様式	9 0
3	公認採点管理長申請書、推薦書	9 1
4	競技会支援システム運用資格者認定申請書、推薦書	9 2
5	DSCJ・JDSF競技関連規程集 重要表現説明	9 3
	2015年 競技関連規程の主な改訂ポイント	9 4
	2015年 出場資格年内年齢早見表	9 5

平成14年11月21日制定
平成21年9月15日改訂
平成25年10月27日改訂

日本ダンススポーツカウンシル（DSCJ）

全日本統一級競技規則

第1章 総則

（名称）

第1条 本規則は、日本ダンススポーツカウンシル（DSCJ）全日本統一級競技規則（以下「DSCJ競技規則」という。）と称する。

（目的）

第2条 本規則は、日本ダンススポーツカウンシル（以下「DSCJ」という）が公認する全日本統一級競技（A級戦～6級戦・ノービス戦、シニアⅡ A級戦～D級戦及びシニアⅢ A級戦～D級戦）に関する競技規則を定めることを目的とする。

第2章 公認競技

（競技会開催）

第3条 全日本統一級競技を開催する場合は、DSCJの公認を得なければならない。

（公認競技）

第4条 DSCJが公認する競技（以下「DSCJ公認競技」という）は、全日本統一級級別競技とする。
全日本統一級は次のとおりとする。

1 公認一般級別競技
A級～6級 ノービス戦（男女共原則年齢制限なし）

2 公認シニア系競技
シニアⅡ A～D級戦 (年内に45歳以上と40歳以上の誕生日を迎える者)
シニアⅢ A～D級戦 (年内に55歳以上と50歳以上の誕生日を迎える者)

注 年内とは1月から12月をいう

（公認競技種目）

第5条 DSCJが公認する競技の種目と競技順序は、次のとおりとする。

1 スタンダード競技にあっては、ワルツ、タンゴ、ヴィエニーズワルツ、スローフォックストロット、及びクイックステップとする。
2 ラテン競技にあっては、サンバ、チャチャチャ、ルンバ、パソドブレ及びジャイヴとする。

（公認及び承認の申請）

第6条 主催団体は、DSCJ構成団体を通して、競技会開催日の3ヶ月前までに、所定の様式に必要な事項を記入した申請書を、DSCJに提出し、公認の認可を得なければならない。

（公認料）

第7条 公認料は各構成団体の定めるところによる。

（曲の演奏時間とテンポ）

第8条 曲の演奏時間とテンポは、次のとおりとする。

1 公認競技会の決勝戦では、曲の演奏時間を1分30秒以上とし、予選及び準決勝では、1分15秒以上とする。ただし、ヴィエニーズワルツとパソドブレ、ジャイヴは、1分以上とする。
2 各種目のテンポは、原則として、ワルツ（28～30）、タンゴ（31～33）、ヴィエニーズワルツ（58～60）、スローフォックストロット（28～30）、クイックステップ（50～52）、サンバ（50～52）、チャチャチャ（30～32）、ルンバ（25～27）、パソドブレ（60～62）、ジャイヴ（42～44）を参考とする。

(競技の採点方法)

第9条 競技の採点方法は、次のとおりとする。

1 予選及び準決勝においては、原則として出場選手の少なくとも半数以上が、次のラウンドに進まなければならない。

ただし、同点により各予選の出場組数が予定を上回った場合、その限りではない。

また、降級対象競技区分において、1次予選通過選手は、原則としてエントリー組数の50%~75%とする。

ただし、エントリー組数が47組以下の場合は次のとおりとする。

1) 32組~47組 の場合は、1次予選通過選手数を 24組 とする。

2) 25組~31組 の場合は、1次予選通過選手数を 18組 とする。

3) 16組~24組 の場合は、1次予選通過選手数を 12組 とする。

4) 13組~15組 の場合は、1次予選通過選手数を 10組 とする。

5) 7組~12組 の場合は、準決勝戦からの開始とする。

6) 6組以下(競技成立を条件とする)の場合は、決勝戦からの開始とする。

フリーパスの準決勝戦を行うことも出来る。

5), 6) の場合は、出場者は降級規程に定める1次予選を通過したものとみなす。

2 予選で選ぶべき選手数及びヒート数は、競技長がこれを決定する。欠場によって出場組数がUP数以下となった場合は、出場組数をエントリー組数とみなしてUP数を定めることができる。

3 決勝の選出組数は6組、準決勝は12組を原則とする。同点の場合は競技規則細則第1条により決定する。但し、出場組数が6組に達しない場合を除き、決勝の組数は6組を下回ることはできない。

(詳細は第23条および競技規則細則による。)

4 決勝の採点方法は、順位法によるスケーティングシステムを用いるものとする。ただし、新審判基準の競技会での順位決定は新審判方式実施規程に従う。

5 WDSF公式競技会においてはWDSFルールにより行う。

(フロアの面積)

第10条 公認競技会におけるフロアの面積は、原則として25平方メートル/1組以上とする。

(公認競技長及び公認採点管理長の資格)

第11条 DSCJ公認競技会における競技長及び採点管理長は、それぞれ公認競技長資格、公認採点管理長資格を有する者でなければならない。

第3章 主催団体の義務

(公認競技会の明示)

第12条 主催団体は、当該競技会がDSCJ公認競技会であることを発表し、主要な印刷物等には「DSCJ公認」の文字と「認可番号」を明記しなければならない。

(賞状の交付)

第13条 主催団体は、決勝戦出場選手に対して、主催者名のある賞状または順位の証明書を交付しなければならない。

(採点表の発表)

第14条 主催団体は、競技終了後に出場選手全員の採点表を発表しなければならない。

(DSCJへの報告)

第15条 主催団体は、競技終了後1週間以内に、入賞選手名、出場組数及び審判員名等の主要事項を所定の様式でDSCJに報告しなければならない。

(出場申込の受付)

第16条 主催団体は、本規則第7章(選手)に定めた事項に合致したDSCJ登録選手からの出場申込は、受けなければならぬ。

第4章 公認審判員

(審判員の資格)

第17条 DSCJが公認した競技会の審判員は公認審判員（DSCJ構成団体が公認する審判員）でなければならない。

ただし、海外から招聘する場合はWDSFが承認した審判員でなければならない。

(審判員の数)

第18条 公認競技会の審判員の数は、原則として次のとおりとする。

1. A級戦は7名以上
2. B～D級戦及びノービス戦、シニアⅠⅡⅢは5名以上
3. 1～6級戦は3名以上

(審判料)

第19条 公認競技会における審判料は別に定める。（競技会主催者へのガイドライン 参照）

第5章 公認競技長

(公認競技長資格)

第20条 DSCJの公認競技は公認競技長を用いなければならない。（P5、注3 参照）

(競技長の職務)

第21条 競技長は、競技規程に則り、公正且つ適切に行われるよう、競技全般を統括する。

(次のラウンドに進める組数の決定)

第22条 競技長は、第9条（競技の採点方法）に基づいて各ラウンドの終了毎に次のラウンドに進める組数を決定し、審判員に告げなければならない。

(同点が出た場合の決定戦)

第23条 準決勝及び決勝戦において、同点が出たときに決定戦を行う場合は、次のとおりとする。

- 1 スタンダード、ラテン両部門とも、全種目、全審判員によることを原則とする。ただし、競技長と審判員長が協議し、第1番目の種目のみで行うことができるものとする。
- 2 曲の演奏時間は、1分以内とすることができる。
- 3 採点は、順位法によるものとする。

第6章 公認採点管理長

(公認採点管理長)

第24条 DSCJの公認競技は公認採点管理長を用いなければならない。

(採点管理長の職務)

第25条 採点管理長は、採点が規定に則り、正確に行われるよう採点管理全般を管理する。

(予選及び準決勝の対応)

第26条 採点管理長は、予選及び準決勝において、次のラウンドに進めるべき組数が指定された組数に一致しない場合には、直ちに競技長にこれを連絡しなければならない。

(決勝戦の対応)

第27条 決勝戦の採点集計の結果、同順位が出た場合には、直ちに競技長にこれを連絡しなければならない。

第7章 選手

(出場資格)

第28条 DSCJ公認競技会に出場する選手は、6級戦及びノービス戦を除いて、DSCJに選手登録しなければならない。出場カップルのエントリーは男性と女性とする。同性同士のカップルの出場は認めないものとする。ただし、海外からの出場はWDSFにおいて承認されている選手であればこの限りではない。

(登録)

第29条 公認競技会に出場する選手の選手登録については、次のとおりとする。

- 1 公認競技会に出場する選手は毎年選手登録更新をしなければならない。
- 2 A～D級競技に出場する選手は原則としてカップル登録しなければならない。
- 3 カップルの登録は男性と女性とする。同性同士のカップルの登録は認めないものとする。

(選手の移籍)

第30条 選手の移籍等については、次のとおりとする。

- 1 現に所属登録している団体から、他の団体に移籍しようとする場合は、その両団体の承認を得なければならぬ。ただし、問題が生じた場合は上部団体の裁定に従わなければならない。
- 2 選手は、新たに所属団体に移籍手続きを終了しなければDSCJ競技会に出場することはできない。

(出場の義務)

第31条 登録選手は、男性の自己級競技会に年間1回以上出場しなければならない。

(出場の区分)

第32条 公認競技会の出場区分については、次のとおりとする。

- 1 男性は、上位級競技区分に出場することはできるが、下位級競技区分に出場することはできない。
- 2 女性はいずれの級にも出場できる。
- 3 同一競技会の同一部門においては異なるパートナーと組んで複数の競技区分に出場することはできない。ただし、競技長が認めた場合はその限りでない。

第33条 (削除)

(シード)

第34条 ダンススポーツグランプリ大会規定の第9条(シード選手)に基づいて、シード選手を設定しなければならない。ただし、いかなる選手といえども、特別にシードを認められた競技会以外は、最初の予選から出場しなければならない。

(出場の申込等)

第35条 公認競技の出場申込書は、DSCJ標準様式とする。

(服装規程)

第36条 DSCJ公認競技会の服装規程は、JDSF服装規程によるものとする。

(罰則及びドーピングの禁止)

第37条 罰則及びドーピングの禁止は、次のとおりとする。

1. 罰則等の選手にかかる細目については、別に定める。(登録選手罰則規程 参照)
2. ドーピングの禁止
 - 1) JDSFは、選手の健康を保持するとともに競技の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止し、ドーピングテストを実施する。
 - 2) 競技会主催者は、JDSFが実施するドーピング・コントロールの円滑な進行に協力しなければならない。
 - 3) 選手は、JDSFからドーピングテストの対象者として指名された場合、これを拒否することはできない。
 - 4) ドーピングの定義、ドーピングテストの手続き、違反者に対する罰則その他ドーピングに関する事項は、「ドーピング防止規則」の定めるところによる。
 - 5) 「ドーピング防止規則」に違反した選手に対して、同規定の定めるところにより、制裁を科すことができる。

第8章 公認競技会

(スタンダード、ラテンの区分)

第38条 公認競技会は、スタンダード部門とラテン部門とに区分する。

(公認競技の成立)

第39条 公認競技は、5組以上の選手のエントリーを要する。A級～D級に限り該当自己級選手は最低2組のエントリーを要する。

なお、競技成立には、出場組数最低3組を要する。

(1級～6級戦、シニアⅡ A～D級戦、シニアⅢ A～D級戦区分は、該当自己級選手のエントリー組数を問わない。また、D級以上であっても特例申請によりDSCJが承認した場合は、該当自己級選手のエントリー組数を問わない。)

(昇級及び降級)

第40条 昇級及び降級については、別に定める「DSCJ全日本統一級昇降級規程」によるものとする。
なお、級は昇降級規程に従い、出場カップルの男性、女性ともに与えられる。

(公認競技会開催数の制限)

第41条 公認競技会の開催数は、別に定める細則によるものとする。

第9章 その他の規定

(外国人審判員及び選手等)

第42条 DSCJの承認を得ないで、海外から審判員及び選手を招聘してはならない。

(異義の申立て)

第43条 本規則又はその決定に異義の申立てをしようとするJDSF会員は、所属団体名、住所、氏名、電話番号等を明記の上、JDSFにこれを申し出ることができる。

(規程外の処理)

第44条 本規則に定めのない事項については、JDSF競技関連規程を準用する。
また、JDSF競技関連規程の定めのない事項についてはDSCJが別に定めるものとする。

第10章 附則

(施行月日)

第45条 本規則は、平成 22年1月 1日から施行する

※ 本規程で使われる以下の文言の解釈について

注1 「原則として」

規則としては守らなければならないが、諸般の事情によっては、規則の根本がゆがめられない範囲で、多少の変更を認めることを意味する。

注2 エントリー数は出場申込み組数とする。

注3 第20条の公認競技長に関し、プロ主催の競技会においては、実行委員長または審査委員長がこの任に当たることができる。

日本ダンススポーツカウンシル（D S C J）
全日本統一級競技会実施規程

（目的）

第1条 本規程は、日本ダンススポーツカウンシル競技規則（D S C J競技規則）の規定に基づき、D S C J構成団体が主催するD S C J全日本統一級公認競技会の運営内容等について定めることを目的とする。

（適用）

第2条 本規程は、D S C J競技規則第4条の公認競技会に適用するものとする。

（競技種目、フィガー制限及び服装）

第3条 公認競技会の競技種目、フィガー制限及び服装は、別表1から別表3による。B～D級については地域事情により本競技会実施規程を満たさない該当競技区分は、事前に別に定める特例申請により認めがある。ただし、昇級基準を正規の1／2（1／4昇級）とし、申請の際に別途定める事務手数料を納入しなければならない。

（開催回数）

第4条 D S C J各構成団体は毎年決められた回数の範囲内で公認競技会を開催しなければならない。公認競技会の開催回数は別に定める細則による。

（D S C Jへの公認申請）

第5条 公認競技会を開催する場合は、所定の様式により公認申請をしなければならない。

（附則）

第6条 本規程は平成19年1月1日から施行する。

（別表1）D S C J公認競技会（A～6級）競技種目、フィガー制限及び服装

区分	スタンダード種目	ラテン種目	フィガー制限	服装
A級戦	4種目以上とし 準決勝より5種目	4種目以上とし 準決勝より5種目	自由	W D S F服装規程による 体育館の事情により準正装 を選択できる。
B級戦	4種目以上 (予選は3種目でも 可)	4種目以上 (予選は3種目でも 可)	自由	W D S F服装規程による 体育館の事情により準正装 を選択できる。
C級戦	3種目以上 (予選は2種目でも 可)	3種目以上 (予選は2種目でも 可)	自由	W D S F服装規程による 体育館の事情により準正装 を選択できる。
D級戦	2種目以上	2種目以上	自由	W D S F服装規程による 体育館の事情により準正装 を選択できる。
1級戦	W・F、T・F W・Q、T・Q のいずれかの組合せ	S・C、S・R C・P、R・P のいずれかの組合せ	自由	W D S F服装規程による 体育館の事情により準正装 を選択できる。
2級戦	W・F、T・F W・Q、T・Q のいずれかの組合せ	S・C、S・R C・P、R・P のいずれかの組合せ	自由	W D S F服装規程による 体育館の事情により準正装 を選択できる。
3級戦	W・Tの2種目	C・Rの2種目	自由	W D S F規程・準正装・平 服・準平服より選択 (主催者の決定)
4級戦	W・Tの2種目	C・Rの2種目	J D S F規定フィ ガーグループ1, 2	平服、準平服より選択 (主催者の決定)
5級戦	W・Tの2種目	C・Rの2種目	J D S F規定フィ ガーグループ1, 2	平服、準平服より選択 (主催者の決定)
6級戦	W・Tの2種目 又はいずれかの単科	C・Rの2種目 又はいずれかの単科	J D S F規定フィ ガーグループ1, 2	平服、準平服より選択 (主催者の決定)

注1：ノービス戦の競技種目、服装、フィガーについては主催者の決定によるものとする。1級戦と併催することはできない。

(別表2) シニアⅡ競技種目、フィガー制限及び服装

区分	スタンダード種目	ラテン種目	フィガー	服装
SⅡA級戦	W・T・Vw・F・Q の内、3種目以上	S・C・R・P・ Jの内、3種目 以上	自由	WDSF服装規程を基本とする が、会場の事情により主催者が決 定できる
SⅡB級戦	W・T・F・Q の内、3種目	S・C・R・P の内、3種目	自由	WDSF服装規程を基本とする が、会場の事情により主催者が決 定できる
SⅡC級戦	W・T・F・Q の内、2種目	S・C・R・P の内、2種目	自由	WDSF服装規程を基本とする が、会場の事情により主催者が決 定できる
SⅡD級戦	W・T・F・Q の内、2種目	S・C・R・P の内、2種目	自由	WDSF規程、準正装、平服、準 平服の内から選択 (主催者の決定)

(注：区分表示のSⅡは、システム入力区分コードとシラバス記載の略称はMを使用する)

(別表3) シニアⅢ競技種目、フィガー制限及び服装

区分	スタンダード種目	ラテン種目	フィガー	服装
SⅢA級戦	W・T・Vw・F・Q の内、2種目以上	S・C・R・P・ Jの内、2種目 以上	自由	WDSF服装規程を基本とする が、会場の事情により主催者が決 定できる
SⅢB級戦	W・T・F・Q の内、2種目	S・C・R・P の内、2種目	自由	WDSF服装規程を基本とする が、会場の事情により主催者が決 定できる
SⅢC級戦	W・T・F・Q の内、2種目	S・C・R・P の内、2種目	自由	WDSF服装規程を基本とする が、会場の事情により主催者が決 定できる
SⅢD級戦	W・T・F・Q の内、2種目	S・C・R・P の内、2種目	自由	WDSF規程、準正装、平服、準 平服の内から選択 (主催者の決定)

(注：区分表示のSⅢは、システム入力区分コードとシラバス記載の略称はGを使用する)

平成14年11月21日制定
平成24年7月30日改訂
平成25年11月27日改訂
平成26年9月29日改訂

日本ダンススポーツカウンシル（D S C J）
全日本統一級昇降級規程（A級～6級、シニアⅡ、シニアⅢ A～D級）

（目的）

第1条 本規程は日本ダンススポーツカウンシル（D S C J）が公認する全日本統一級競技（以下「D S C J全日本統一級競技」という）A級～6級・ノービス、シニアⅡ A～D級及びシニアⅢ A～D級における登録選手の昇級及び降級の基準を明確に定めることを目的とする。

（適用）

第2条 本規程はD S C J全日本統一級競技のA級戦から6級戦・ノービス戦、シニアⅡ A級戦からD級戦及びシニアⅢ A級戦からD級戦に適用するものとする。

（競技年度）

第3条 競技会の年度は1月1日から12月31日とする。

（昇級）

第4条 昇級については別表1－1、1－2による。成績とは競技終了後の公式な最終成績を指し、級は個人に付与される。昇級基準はその年度における成績とし、翌年度には繰り越さない。

（降級）

第5条 降級については別表2－1、2－2による。成績とは競技終了後の公式な最終成績を指し、級は個人に付与される。降級基準はその年度における成績とし、翌年度には繰り越さない。

（施行）

第6条 本規程は平成25年1月1日より施行する。

別表1－1

昇 級	昇 級 基 準	昇級期日
出場者が 6級へ	6級戦に出場し最終予選に残る成績を得たとき	即日認定
下位級から 5級へ	6級戦に出場し、エントリー組数の25%以内の順位を得たとき、(端数切り上げ)最大12位まで	即日昇級
下位級から 4級へ	5級以下の登録選手が5級戦に出場し、エントリー組数の20%以内の順位を得たとき、(端数切り上げ)最大12位まで。	1月1日
下位級から 3級へ	4級以下の登録選手が4級戦に出場し、エントリー組数の15%以内の順位を得たとき、(端数切り上げ)最大12位まで。	1月1日
下位級から 2級へ	3級以下の登録選手が3級戦に出場し、エントリー組数の10%以内の順位を得たとき、(端数切り上げ)最大12位まで。	1月1日
下位級から 1級へ	2級以下の登録選手が2級戦に出場し、エントリー組数の10%以内の順位を得たとき、(端数切り上げ)最大12位まで。	1月1日
下位級から D級へ	1級以下の登録選手が1級戦に出場し、エントリー組数の10%以内の順位を得たとき、(端数切り上げ)最大6位まで。	1月1日
ノービスから D級へ	ノービス戦においてエントリー組数の10%以内の順位を得たとき。(端数切り上げ)最大6位まで	即日昇級
下位級から C級へ	D級以下の登録選手がD級戦以上に出場し、エントリー組数の10%以内(端数切り上げ最大6位まで)の成績を年度内2回獲得したとき。	1月1日
下位級から B級へ	C級以下の登録選手がC級戦以上に出場し、エントリー組数の10%以内(端数切り上げ最大6位まで)の成績を年度内2回獲得したとき。	1月1日
下位級から A級へ	B級以下の登録選手がB級戦又はA級戦に出場し、エントリー組数の10%以内(端数切り上げ最大6位まで)の成績を年度内2回獲得したとき。	1月1日
A級から S p A級へ	年度の最初に定めたD S C Jメイン競技会のうち、年度内に4回以上の優勝または決勝で日本人トップの成績をおさめたカップル、あるいは同等以	随

	上の成績を有し、ダンススポーツ界の発展に寄与したと認められた場合。 (審査あり)	時
--	---	---

- ※ 注1：競技成立を条件に最低1組は昇級とする。昇級条件の最下位が同点の場合は、同点の全組が対象となる。
- ※ 注2：学連の全日本戦1次予選通過者が初期登録する場合は、C級と認定する。
学連に2年在籍した選手が卒業年までに初期登録する場合は、D級と認定する。(遡及措置なし)
- ※ 注3：6級戦については未登録で出場出来る。但し、昇級資格を得た場合には即日に登録しなければならない。未登録の出場者が6級認定の資格を得た場合には希望者は登録できる。
- ※ 注4：ノービス戦には未登録選手及び1級以下の選手が出場できる。(女性については級を問わない)
未登録選手が昇級資格を得た場合には、必ず即日にD級選手登録手続きをしなければならない。
- ※ 注5：公益社団法人日本ダンススポーツ連盟技術認定規則の規定による認定区分がグレード6又はグレード5を認定された者がJDSF選手登録をする場合には6級を付与する。

《参考》

D級戦以上の昇級認定級早見表

1回目 競技 2回目競技	A 級 戦	B 級 戦	C 級 戦	D 級 戦	B～D戦 特例申請
A級戦	A	A	B	C	昇級なし (3／4昇級)
B級戦	A	A	B	C	昇級なし (3／4昇級)
C級戦	B	B	B	C	昇級なし (3／4昇級)
D級戦	C	C	C	C	昇級なし (3／4昇級)
B～D級戦 特例申請	昇級なし (3／4 昇級)	昇級なし (3／4 昇級)	昇級なし (3／4 昇級)	昇級なし (3／4 昇級)	昇級なし (1／2昇級)

※ 注1：所定の昇級基準1回を獲得した時は「1／2昇級」と呼称する。

※ 注2：DSJC全日本統一級競技会実施規程 第3条に定める特例申請による競技区分での昇級基準1回を獲得した時は「1／4昇級」と呼称する。

別表1-2(シニアⅡ、シニアⅢ昇級基準)

昇 級	昇 級 基 準	昇級期日
有権者からSⅡ D級へ SⅢ D級へ	シニアⅡ、シニアⅢ各D級戦において最終予選に残る成績を得たとき。	1月1日
下位級からSⅡ C級へ SⅢ C級へ	D級以下の選手がD級戦において、20%以内(端数切り上げ)成績を得たとき。最大12位まで。	1月1日
下位級からSⅡ B級へ SⅢ B級へ	C級以下の選手がC級戦において、15%以内(端数切り上げ)の成績を得たとき。最大6位まで。	1月1日
下位級からSⅡ A級へ SⅢ A級へ	B級以下の選手がA級戦又はB級戦において、10%以内(端数切り上げ)の成績を得たとき。最大6位まで。	1月1日

※注1：競技成立を条件に最低1組は昇級とする。

昇級条件の最下位が同点の場合は、同点の全組が対象となる。

※注2：有権者とは、公認競技会に出場するため選手登録を完了したものという。

※注3：最終予選の定義は別に定める細則による。

別表2-1

降 級	降 級 基 準	降級期日
S p A級	降級しない。ただし、カップルを解消した場合は返上する。	
A級からB級へ	次の①、②、③、④の何れにも該当しない場合 ① 年間を通じてD S C J メイン競技会の準決勝入賞または、1次予選2回通過 注2、注3 ② 年間を通じてD S C J メイン競技会以外のA級競技における決勝（6位以内）入賞 注1、注3 ③ 年間を通じてエントリー組数30組以上のA級競技における準決勝5回入賞 ④ 年間を通じてA級競技に5回以上出場し、シニアⅡA級に昇級、またはこれを維持	1月1日
B級からC級へ	次の①、②、③の何れにも該当しない場合 ① 年間を通じて自己級又は上位級における準決勝入賞（60組以上エントリーの場合、最終予選進出） ② 年間を通じてA級競技における1次予選2回通過 ③ 年間を通じてB級競技に5回以上出場し、シニアⅡA級またはシニアⅢA級に昇級、またはこれを維持	1月1日
C級からD級へ	次の①、②の何れにも該当しない場合 ① 年間を通じて、自己級又は上位級において、最低2回1次予選を通過 ② 年間を通じて、C級競技に5回以上出場し、シニアⅡB級以上又はシニアⅢB級以上に昇級又はこれを維持	1月1日
D級から1級へ	次の①、②、③の何れにも該当しない場合 ① 年間を通じて、自己級又は上位級において、最低2回1次予選を通過 ② 年間を通じて、D級競技に5回以上出場し、シニアⅡC級以上又はシニアⅢC級以上に昇級又はこれを維持 ③ 年間を通じて、自己級に10回以上出場し、1次予選の合計で20チェック以上を得た場合(フリーパスは除く)	1月1日
1級から2級へ	自己級又は上位級競技会の1次予選を年間1回も通過出来なかったとき	1月1日
2級から3級へ	自己級又は上位級競技会の1次予選を年間1回も通過出来なかったとき	1月1日
3級以下の降級	3級以下登録選手の降級はないものとする。	

※ 注1： エントリー組数が30組未満の場合も同様とする。決勝同点の場合は、同点の全組が対象となる。

※ 注2： エントリー組数が30組未満の場合も同様とする。

※ 注3： D S C J メイン競技会とは、D S C J が毎年度発表するD S C J 公認全国メイン競技会とする。

別表2-2（シニアⅡ、シニアⅢ降級基準）

降 級	降 級 基 準	降級期日
SⅡA級からSⅡB級へ SⅢA級からSⅢB級へ	自己級競技会で年間通して1回も準決勝に入賞出来なかった場合 (エントリー組数が30組未満場合は上位40%端数切り上げ、最低1組とする。同点の場合は同点の全組が対象となる。)	1月1日
SⅡB級からSⅡC級へ SⅢB級からSⅢC級へ	自己級及び上位級戦で年間1回も最終予選に出場出来なかった場合	1月1日
SⅡC級からSⅡD級へ SⅢC級からSⅢD級へ	自己級及び上位級戦で年間1回も1次予選を通過出来なかった場合	1月1日
SⅡD級　　SⅢD級	SⅡD級、SⅢD級の降級は無いものとする。	

※ 注1：最終予選の定義は別に定める細則による。

(降級特別措置)

出産、怪我及び疾病(医師の診断書が必要)により1年以上の療養を要する場合、1年以上の海外出張(勤務先の証明書が必要)等のため競技会に出場できなかったときは、DSCJに申請し、審議し妥当と認められた場合は降級対象としない。

注意：競技成績結果が昇級基準と降級基準の両方に関わった場合は昇降級後の上位の級を優先する。

平成16年 9月27日制定
平成20年 9月16日改訂

DSCJ全日本統一級

競技規則細則

本実施要領は、競技実施上においてDSCJ・JDSF競技規程に規定が無く、正当性及び公平性を欠く恐れのあることについて定めることを目的とする。

(同点の処理)

第1条

DSCJ全日本統一級昇降級規程 別表1-1、1-2の注1、別表2の注1、及び注2における「同点全組が対象となる。」部分の扱いについて、競技会において同点が出た場合及び昇級資格者決定に関する処理について原則以下のような基準とする。

1) 決勝戦への進出組数が同点により、7組以上になった場合

① 7~9組の場合 同点決勝を行わないで決勝戦を行う。

但し、6組に限定する必要が生じた場合に、正規の審判員とは別の補助公認審判員のチェック数を用いることは可とする。(当分の間、課題フィギュアのあるソロ競技を実施時に限る。)

② 10組以上になった場合は同点決勝を行う。

2) 昇級資格を得る順位が7位以上12位未満の場合はチェック数で決定とする。

3) 準決勝への進出組数が同点で13組以上になった場合は、同点決勝を行わないで全組で準決勝を行う。

(判定の禁止)

第2条

昇降級に関わるところにおいて前の予選に遡って順位を判定することは行わない。

(採点入力ミス)

第3条

採点管理長は、採点入力のミスを未然に防止するための対応として、入力者の他にチェック者を配置するなど二重チェックの体制で入力を行うようにする。

(順位の判定)

第4条

複競技種目の決勝戦において、たとえ1競技種目でも1曲すべてフロア外にいて演技をしなかった場合は、総合成績で最下位とする。

(海外選手など未登録選手の処理)

第5条

DSCJ競技規則28条ただし書きに則り出場した選手が昇降級に関わる成績を得た場合は、準決勝以上について成績結果からその選手を除き順位を繰り上げて昇降級の処理を行う。

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
競技規則 (JDSF競技規則)

第1章 総則

(名称)

第1条 本規則は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟競技規則（以下「JDSF競技規則」という。）と称する。

(目的)

第2条 本規則は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下「JDSF」という）、JDSF加盟団体及び加盟傘下団体が主催する各種のダンススポーツ競技会及び選手権（以下「競技会」という）の具体的な実施方法等を定めることを目的とする。

第2章 公認競技及び承認競技

(競技会開催)

第3条 JDSF、JDSF加盟団体及び加盟傘下団体が競技会を開催する場合は、JDSFの公認又は承認の認可を得なければならない。ただし、普及型競技及び全日本学生競技ダンス連盟が主催する競技会については、この限りではない。

(公認競技)

第4条 JDSFが公認する競技（以下「公認競技」という）は、次のとおりとする。

1 級別競技（級は全国統一級とする）

A 公認一般級別競技

A級～D級、1級～6級（男女共年齢制限なし）
(DSCJ全日本統一級の公認を要する。)

B 公認シニア系競技

1) シニアIA～D級戦 (SIA～SID級戦、年内に35歳以上と30歳以上の誕生日を迎える者。)
2) シニアIIA～D級戦 (SIIA～SIID級戦、年内に45歳以上と40歳以上の誕生日を迎える者。)
3) シニアIII A～D級戦 (SIII A～SIII D級戦、年内に55歳以上と50歳以上の誕生日を迎える者。)
(シニアIIA～D級戦、シニアIII A～D級戦についてはDSCJ全日本統一級の公認を要する。)

2 公認ランキング競技

- 1) JDSFダンススポーツランキング
- 2) JDSFブロックランキング
- 3) JDSF都道府県ランキング

3 その他

- 1) シニアI選手権、シニアII選手権、シニアIII選手権
- 2) シニアIV選手権（年内に65歳以上と60歳以上、又は男女共60歳以上、又は合計年齢120歳以上）
シニアV選手権（男女共65歳以上、又は合計年齢130歳以上）
- 3) ユース選手権(年内に16歳17歳18歳の誕生日を迎える者。男女の片方が15歳以下可。)
- 4) ジュニアII選手権(年内に14歳15歳の誕生日を迎える者。男女の片方が13歳以下可。)
- 5) ジュニアI選手権(年内に12歳13歳の誕生日を迎える者。男女の片方が11歳以下可。)
- 6) ジュニアI選手権(11歳以下)
- 7) 10ダンス選手権
- 8) フォーメーション選手権
- 9) 都道府県別対抗団体戦

10) JDSFの承認した競技

(公認競技種目)

第5条 JDSFが公認する競技の種目と競技順序は、次のとおりとする。

- 1 スタンダード競技にあっては、ワルツ、タンゴ、ヴィエニーズワルツ、スローフォックストロット、及びクイックステップとする。

2 ラテン競技にあっては、サンバ、チャチャチャ、ルンバ、パソドブレ及びジャイヴとする。

(承認競技)

第6条 JDSFが承認する競技（以下「承認競技」という）は、次のとおりとする。

- 1 主催団体が公認競技の相当戦を行う場合
- 2 昇降級に係わらない選手権（年代別、地域別を含む）を行う場合
- 3 団体戦を行う場合（但し普及・振興を目的とした団体戦は除く）
- 4 全日本学生競技ダンス連盟が主催する競技会の場合
- 5 その他、JDSFが認めた場合

（オープン競技及びクローズド競技）

第7条 競技は、オープン競技とクローズド競技とに区分し、次のとおりとする。

- 1 オープン競技とは、いかなる地域の選手の出場も認めるものをいう。ただし、地域予選を通過することを求めることがある。
- 2 公認競技は、オープン競技とすることを原則とする。
- 3 クローズド競技とは、指定した地域外からの選手の出場を認めないものをいう。
- 4 競技をオープン競技とするかクローズド競技とするかは、主催者が決定する。ただし、あらかじめJDSFの承認を得なければならない。

（公認及び承認の申請）

第8条 主催団体は、加盟団体の承認を得て、競技会開催日の3ヶ月前までに、所定の様式に必要な事項を記入した申請書を、JDSFに提出し、公認又は承認の認可を得なければならない。

（JDSF主催の場合は実行委員長が行う）

（公認料及び承認料）

第9条 主催団体は、別に定める公認料又は承認料をJDSFに納めなければならない。

（曲の演奏時間とテンポ）

第10条 曲の演奏時間とテンポは、次のとおりとする。

- 1 公認競技会の決勝では、曲の演奏時間を1分30秒以上とし、予選及び準決勝では、1分15秒以上とする。ただし、ヴィエニーズワルツとパソドブル、ジャイヴは、1分以上とする。
- 2 各種目のテンポは、原則として、ワルツ（28～30）、タンゴ（31～33）、ヴィエニーズワルツ（58～60）、スローフォックストロット（28～30）、クイックステップ（50～52）、サンバ（50～52）、チャチャチャ（30～32）、ルンバ（25～27）、パソドブル（60～62）、ジャイヴ（42～44）を参考とする。

（競技の採点方法）

第11条 競技の採点方法は、次のとおりとする。

- 1 予選及び準決勝においては、原則として出場選手の少なくとも半数以上が、次のラウンドに進まなければならぬ。ただし、同点により各予選の出場組数が予定を上回った場合、その限りではない。
降級対象の競技区分においては、1次予選通過選手は原則として、エントリー組数の50%～75%とする。
ただし、エントリー47組数以下の場合は次のとおりとする。
 - 1) 32組～47組 の場合は、1次予選通過選手数を 24組 とする。
 - 2) 25組～31組 の場合は、1次予選通過選手数を 18組 とする。
 - 3) 16組～24組 の場合は、1次予選通過選手数を 12組 とする。
 - 4) 13組～15組 の場合は、1次予選通過選手数を 10組 とする。
 - 5) 7組～12組 の場合は、準決勝からの開始とする。
 - 6) 6組以下（競技成立を条件とする）の場合は、決勝からの開始とする。

フリーパスの準決勝を行うことも出来る。

5)、6) の場合は、出場者は降級規程に定める1次予選を通過したものとみなす。
- 2 予選で選ぶべき選手数及びヒート数は、競技長がこれを決定する。欠場によって出場組数がUP数以下となった場合は、出場組数をエントリー組数とみなしてUP数を定めることができる。
- 3 決勝の選出組数は6組、準決勝は12組を原則とする。同点の場合は競技規則細則第1条により決定する。
但し、出場組数が6組に達しない場合を除き、決勝の組数は6組を下回ることはできない。
(詳細は第30条及び競技規則細則による。)
- 4 決勝の採点方法は、順位法によるスケーティングシステムを用いるものとする。ただし、新審判基準の競技会での順位決定は新審判方式実施規程に従う。

- 5 WDSF公式競技会においてはWDSFルールにより行う。
(フロアの面積)
- 第12条 公認競技会におけるフロアの面積は、原則として25平方メートル／1組以上とする。
(公認競技長、公認採点管理長、競技会支援システム運用者及びフィガーチェッカーの資格)
- 第13条 JDSFが公認又は承認した競技会における競技長、採点管理長、競技会支援システム運用者及びフィガーチェッカーは、それぞれの資格を有する者でなければならない。
(結果報告に関する業務)
- 第14条 採点管理及び結果報告に関する業務は採点管理長資格者または競技会支援システム運用資格者（以下「運用資格者」という）によらなければならぬ。
- 第3章 主催団体の義務**
- (公認競技会及び承認競技会の明示)
- 第15条 主催団体は、当該競技会がDSCJ公認に関わる場合はDSCJの、JDSF公認に関わる場合は、JDSFの公認又は承認した競技会であることを発表し、主要な印刷物等には「DSCJ公認」、「JDSF公認」又は「JDSF承認」の文字と「認可番号」を明記しなければならない。
(出場申込の受付)
- 第16条 主催団体は、本規則第8章（選手）に定めた事項に合致したJDSF登録選手からの出場申込は、受けなければならない。
- 第17条 (削除)
(賞状の交付)
- 第18条 主催団体は、決勝戦出場選手に対して、主催者名のある賞状または順位の証明書を交付しなければならない。
(採点表の発表)
- 第19条 主催団体は、競技終了後に出場選手全員の採点表を発表しなければならない。
(JDSFへの報告)
- 第20条 主催団体は、競技終了後1週間以内に、入賞選手名、出場組数及び審判員名等の主要事項を所定の様式でJDSFに報告しなければならない。
- 第4章 審判員**
- (審判員の資格)
- 第21条 JDSFが公認又は承認した競技会の審判員は、別に定める「公益社団法人日本ダンススポーツ連盟審判員規程」により認定を受けた公認審判員でなければならない。ただし、JDSFが認めた場合はこの限りではない。
(公認審判員の登録)
- 第22条 JDSF公認審判員は、別に定める審判員会費を納め、公認審判員登録をしなければならない。
(審判員の数)
- 第23条 公認・承認競技会は、3名以上の公認審判員によらなければならぬ。ただし、JDSFがあらかじめ承認した場合はこの限りではない。
(審判団)
- 第24条 審判団について次のとおりとしなければならない。
- 1 審判団を複数に分ける場合は、それぞれに審判員長を置かなければならぬ。
 - 2 すべての審判団の統率責任者として1名の審判員長を置かなければならぬ。ただし、それぞれの審判員長のうち1名が兼任することができるものとする。
 - 3 決勝戦に限り、全審判員が参加することができるものとする。
- (予選及び準決勝でのチェック数)
- 第25条 審判員は予選及び準決勝においては、指示された組数を正確に選び、それよりも多くも、また少なくも選んではならない。
(決勝戦での順位の記入)
- 第26条 審判員は、決勝戦は順位法とし、2組またはそれ以上の組に、同順位を与えてはならない。

第5章 公認競技長

(公認競技長の資格)

第27条 JDSFが公認又は承認した競技会の競技長は、別に定める「公益社団法人日本ダンススポーツ連盟公認競技長規程」により認定を受けた者でなければならない。

(競技開始の指示)

第28条 全ての競技開始は、審判員長の同意を得て競技長がこれを行う。また、競技長は、審判員長の同意を得て、競技を中止することができる。

(次のラウンドに進める組数の決定)

第29条 競技長は、第11条(競技の採点方法)に基づいて各ラウンドの終了毎に次のラウンドに進める組数を決定し、審判員に告げなければならない。

(同点が出た場合の決定戦)

第30条 準決勝及び決勝戦において、同点が出たときに決定戦を行う場合は、次のとおりとする。

- 1 スタンダード、ラテン両部門とも、全種目、全審判員によることを原則とする。ただし、競技長と審判員長が協議し、第1番目の種目のみで行うことができるものとする。
- 2 曲の演奏時間は、1分以内とすることができる。
- 3 採点は、順位法によるものとする。

第6章 公認採点管理長、競技会支援システム運用資格者

(公認採点管理長及び競技会支援システム運用資格者の業務)

第31条 JDSFが公認又は承認した競技会の採点管理及び競技会結果報告に関する業務の遂行は、別に定める「日本ダンススポーツ連盟公認採点管理長規程」により認定を受けた者及び別に定める「JDSF競技会支援システム運用資格者規程」により認定を受けた者でなければならない。

(予選及び準決勝の対応)

第32条 公認採点管理長及び競技会支援システム運用資格者は、予選及び準決勝において、次のラウンドに進めるべき組数が指定された組数に一致しない場合には、直ちに競技長にこれを連絡しなければならない。

(決勝戦の対応)

第33条 決勝戦の採点集計の結果、同順位が出た場合には、直ちに競技長にこれを連絡しなければならない。

第7章 公認フィガーチェッカー

(公認フィガーチェッカーの資格)

第34条 JDSFが公認又は承認した競技会のフィガーチェッカーは、別に定める「JDSF公認フィガーチェッカー規程」により認定を受けた者でなければならない。

(規定フィガー違反の処置の決定)

第35条 公認フィガーチェッカーは、選手が規定フィガー違反を行った場合には競技長に報告し、処置の決定を委ねる。

第8章 選手

(所属)

第36条 選手は特別の場合を除き、JDSF加盟団体に所属しなければならない。

(登録)

第37条 公認競技会に出場する選手の選手登録については、次のとおりとする。

- 1 公認競技会に出場する選手は毎年選手登録更新をしなければならない。
- 2 A～D級競技に出場する選手は原則としてカップル登録しなければならない。
- 3 カップルの登録は男性と女性とする。同性同士のカップルの登録は認めないものとする。

(選手の移籍)

第38条 選手の移籍等については、次のとおりとする。

- 1 現に所属登録している団体から、他の団体に移籍しようとする場合は、その両団体の承認を得なければならぬ。問題が生じた場合は上部団体の裁定に従わなければならない。
- 2 選手は、新たに所属団体に移籍手続きを終了しなければJDSF競技会に出場することはできない。

(出場の義務)

第39条 登録選手は、自己級競技会に年間1回以上出場しなければならない。

(出場の区分)

第40条 公認競技会の出場区分については、次のとおりとする。

- 1 男性は、上位級競技区分に出場することはできるが、下位級競技区分に出場することはできない。
- 2 女性はいずれの級にも出場できる。
- 3 同一競技会の同一部門においては異なるパートナーと組んで複数の競技区分に出場することはできない。
ただし、競技長が認めた場合はその限りでない。

(シード)

第41条 いかなる選手といえども、特別にシードを認められた競技会以外は、最初の予選から出場しなければならない。

(登録の抹消)

第42条 JDSFが出場を禁止している競技会に敢えて出場した選手は、選手登録を抹消されることがある。

(出場の申込)

第43条 公認競技の出場申込書はDSCJ標準様式とする。

(罰則及びドーピングの禁止)

第44条 罰則及びドーピングの禁止は、次のとおりとする。

1. 罰則等の選手にかかる細目については、別に定める。(登録選手罰則規程 参照)
2. ドーピングの禁止
 - 1) JDSFは、選手の健康を保持するとともに競技の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止し、ドーピングテストを実施する。
 - 2) 競技会主催者は、JDSFが実施するドーピング・コントロールの円滑な進行に協力しなければならない。
 - 3) 選手は、JDSFからドーピングテストの対象者として指名された場合、これを拒否することはできない。
 - 4) ドーピングの定義、ドーピングテストの手続き、違反者に対する罰則その他ドーピングに関する事項は、「ドーピング防止規則」の定めるところによる。
 - 5) 「ドーピング防止規則」に違反した選手に対して、同規定の定めるところにより、制裁を科すことができる。

第9章 公認競技会

(公認競技会の種類)

第45条 JDSF公認競技を行う競技会を公認競技会といい、公認競技会の種類は以下のとおりとする。

- 1 DSCJ、JDSF級別競技を行う競技会
- 2 公認ランキング競技を行うクラスオーブンの競技会
ダンススポーツランキング順位のポイント対象となり、次のとおりとする。
 - 1) JDSFダンススポーツランキング競技会は、グランプリ大会とし、別に定める「ダンススポーツグランプリ大会規程」によるものとする。
 - 2) JDSFブロックランキング競技会は、主としてブロック選手権大会とし、別に定める「競技ブロック選手権大会実施規程」及び「競技ブロックランキング規程」によるものとする。
 - 3) JDSF都道府県ランキング競技会は、主として都道府県選手権大会とし、別に定める「都道府県ランキン規程類」及び各都道府県組織で定めた規程に基づき行う競技会とする。
- 3 第4条第3項に規定する競技を行う競技会
別に定める規程によるものとする。

(スタンダード、ラテンの部門区分)

第46条 公認競技会は、スタンダード部門とラテン部門および10ダンスとに区分する。

(公認級別競技の成立)

第47条 公認競技は、5組以上の選手のエントリーを要する。A級～D級に限り該当自己級選手は最低2組のエントリーを要する。

なお、競技成立には、出場組数最低3組を要する。

(1級～6級戦、シニアⅡA～D級戦、シニアⅢA～D級戦区分は、該当自己級選手のエントリー組数を問わない。また、D級以上であっても特例申請によりJDSFが承認した場合は、該当自己級選手のエントリー組数を問わない。)

(選手会費)

第48条 登録選手は、別に定める選手会費を納めなければならない。

(昇級及び降級)

第49条 昇級及び降級については、別に定める「公益社団法人日本ダンススポーツ連盟の公認級別競技会昇降級規程」によるものとする。なお、級は昇降級規程に従い、出場カップルの男性、女性ともに与えられる。

(公認競技会開催数の制限)

第50条 公認競技会の開催数は、別に定める細則によるものとする。

第10章 その他の規定

(外国人審判員及びデモンストレーター等)

第51条 JDSFの承認を得ないで、海外から審判員、選手、デモンストレーター及びコーチャーを招聘してはならない。

(不服の申立て)

第52条 不服の申立ては、次のとおりとする。

- 1 本規則に基づくJDSFの決定に不服のあるJDSF会員は、所属団体名、住所、氏名、電話番号等を明記の上、JDSFにこれを申し出ることができる。
- 2 JDSFの決定に対する不服申立ては日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。
- 3 登録選手及び登録競技支援者がスポーツ仲裁機構に申立てを希望する者がある場合には、JDSFにて、スポーツ仲裁機構による仲裁にその解決を委ねるかどうか決定する。

(規定外の処理)

第53条 本規則に定めのない事項については、JDSFが別に定めるものとする。

(以前から施行されている規則等の効力)

第54条 以前から施行されている規則等のうち、本規則と相容れざるものは、その効力を失うものとする。

第11章 附則

(施行月日)

第55条 本規則は、平成23年1月1日から施行する。

※ 本規程で使われる以下の文言の解釈について

注1 「原則として」

規則としては守らなければならないが、諸般の事情によっては、規則の根本がゆがめられない範囲で、多少の変更を認める意味する。

注2 「JDSF加盟団体」

都道府県組織団体(例えば〇〇県ダンススポーツ連盟)、Aリーグ各ブロック、全日本学生競技ダンス連盟を指す。

注3 「主催団体」

JDSF、JDSF加盟団体およびJDSF加盟傘下団体を指す。

注4 出場組数とは競技会当日の選手受付終了後の組数とする。

注5 「部門」とは第46条のスタンダード、ラテン及び10ダンスを指す。

注6 「競技区分」とは第4条で列記された細部の競技区分を指す。

平成13年 9月23日制定
平成20年11月 1日改訂

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

競技会に関する内規

JDSF公認・承認競技会に関して、競技規則、関連規程のほかに、以下の内規を遵守しなければならない。

第1条（競技会開催日に関する事項）

- 1) JDSF主催競技会開催日に他のJDSF公認競技会を開催することを禁止する。
ただし、JDSFは以下の大会を少なくとも1年前に、開催日・場所を公表しなければならない。
 - a 全国で同日開催禁止の競技会
 - ・東京インターナショナルオープン選手権
 - ・三笠宮杯全日本ダンススポーツ選手権
 - b 開催地ブロック内の同日開催禁止の競技会
 - ・都道府県対抗全国ダンススポーツ大会
 - ・ダンススポーツグランプリ各大会
- (注) 他ブロックにおいて同日開催する場合は、上記大会団体戦への選手出場に協力する。また同一競技区分の開催は行わない。
- 2) 12月8日～翌年1月7日までの公認競技会開催を禁止する。
但し、サントピア沖縄大会を例外とする。
- 3) 各都道府県連盟は、毎年の前年9月末までに、翌年のJDSF公認・承認競技会予定表を所属ブロック及びJDSF競技部へ提出すること。
ブロック運営委員会は開催の調整を行い、11月末までに競技本部に競技会開催予定表を提出すること。

第2条（競技会運営に関する事項）

- 1) JDSF公認・承認競技会開催申請書の記載事項の変更をする場合は、必ず訂正の申請をすること。
- 2) 競技規則で決められている開催申請、報告の締切り期日を守ること。
- 3) 競技開始前に競技長は、競技上の注意事項として以下のことを選手に伝えること。
 - a フィガー規程、服装規程違反等において罰則の規定があること。
 - b マナー違反をしないこと。
 - c その他の競技運営上の注意事項。
- 4) 採点管理コンピューターは「JDSF競技会支援システム」を用い、必要事項は必ず入力すること。
- 5) 競技会結果報告において、次の文書及び採点管理結果の電子媒体を1週間以内にJDSF本部に提出しなければならない。
 - a 競技結果報告書→競技部が必要
 - b 昇級資格報告書→登録管理部が必要
 - c 昇級資格者名簿→登録管理部が必要
 - d 競技会支援に関する文書（3通）
「JDSF審判旅費請求書」「JDSF審判旅費精算書」及び「公認料支払明細書」
 - e 国際競技会派遣選考競技会開催の場合は、上位決勝入賞者名簿（所定の様式）→国際本部が必要
- 6) 1級以下の競技会では、審判員は原則としてJDSF公認審判員とする。その他はプロ審査員を用いて也可。

第3条（罰則）

第1条、第2条について勧告にも拘わらず再度違反した場合は、原則として次回競技会の公認・承認はしないものとする。

第4条（選手登録更新）

選手登録更新については以下のとおりとする。

- 1 登録選手は翌年の登録更新を前年12月31日までにおこなわなければならない。
ただし、諸般の事情により困難な場合は登録年10月31日まで猶予期間をおく。
- 2 登録更新は継続して行われなければならない。

- 3 未登録の選手は、登録選手としての全ての資格と権利を失う。
- 4 出産、怪我・疾病(医師の診断書が必要)により1年以上の療養を要するの場合、1年以上の海外出張(勤務先の証明書が必要)の場合、加盟団体を通じて競技本部に登録更新時までに届け出を行い、妥当と認められれば、降級規程は適用されない。

第5条 (降級)

競技会に出場しなければ降級規程に基づき降級する。

第6条 (カップル登録)

D S C J 登録選手が公認・承認競技会に出場する場合はカップル登録に制限されない。

ただし、D S C などカップル単位でのサービスを行っている団体は、団体内でカップル単位での管理を継続させることが出来る。

第7条 (引退)

選手が引退しようとする場合は、所定の手続きに従い引退届けを提出しなければならない。

第8条 (施行)

本細則は平成23年1月1日より施行する。

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

競技方式に関する実施要領

ダンススポーツを広く多くの人々に知ってもらい、社会的認知を高めることが強く要望されてきている。それには多くの創意工夫が要求されるが、その中にダンススポーツを一般の人々に解り易くして、見て楽しむ愛好家を増やす努力、更には判定方法の明確化、公平性などを高めることが求められている。

本実施要領は、これを実現するための試みとして新方式でダンススポーツ競技会を開催する場合の規定を、現行規定との区別を明確にするために定めることを目的とする。

(現行方式)

第1条 通常のJDSF公認競技は予選チェック法、決勝スケーティングシステムで行う。

2種目以上の競技区分がある場合は、総合成績で判定する。

(特別競技方式の選択と許可)

第2条 JDSF主催競技会などにおいて、大会の目的に応じて第4条の特別競技方式を選択して開催を希望する場合は、競技会開催申請時に申請することができ、JDSFの承認を得れば申請された競技方式で開催することが出来る。

(許可条件)

第3条 以下の目的において実施する場合を特別競技方式の許可の基準とする。

- ① 観客に対して、見て楽しむスポーツとしての演出をするため、またより解り易く結果を理解させるため。
- ② 競技の特性に応じた判定を行うため。
- ③ 審判の公平性をより高めるため。

(特別競技方式)

第4条 特別競技形式として、以下の事項とする。

A 競技実施方式

- ① リダンス方式
1次予選→リダンス→2次予選と行う。
- ② 決勝ソロ競技
WDSFにおいて定められた方法による。
- ③ 決勝トーナメント方式
決勝をトーナメントにて行い 敗者復活を組み込む。
- ④ トーナメント方式
予選からトーナメント戦によって競技する。
- ⑤ 予選・本戦分離方式
予選の競技方法と決勝までの本戦の競技方法を区別する。

例 予選は2～3種目総合とし、最終予選に残った24組において（準決勝に残った12組において）5種目の単科戦（又は総合競技）を行う。
シード選手は予選免除などの特典をつける。

⑥ その他の方

B 複数競技区分の判定方式

① 総合・単科混合方式

N次予選まで総合評価、その後を決勝まで単科で評価、最終的に単科別順位と単科順位をもとにスケーティングシステムで総合順位をつける。但し再スケーティングは行わない。

総合評価のN次予選の回数は主催者が決定し、JDSFに許可を求める。

(2004年三笠宮杯方式)

② 単科純粋方式

1次から決勝まで単科で行い、単科のみの順位付けとする。

但し、ランキング、昇降級が関与する競技会では採用しない。

③ 単科成績総合評価

1次から決勝まで単科で行い、単科順位と総合順位と両方順位付けする。

総合順位は単科順位のもとにスケーティングシステムで総合順位を判定する。

但し再スケーティングは行わない。

(ランキング付与)

第5条 特別競技方式において、ダンススポーツランキングポイントを付与する場合は、

総合成績順位に従いポイント付与する。

(昇降級判定基準)

第6条 特別競技方式において、昇降級判定基準には総合成績順位を採用する。

〔競技会主催者へのガイドライン〕

JDSF公認・承認競技会主催者は、以下のことを遵守して競技会を運営する。

1 大会運営全般に関すること

- ① DSCJ・JDSF競技規則、競技関連規程を遵守する。
- ② WDSF公認競技においてはWDSF規程を遵守する。
- ③ 開催申請書、大会要項は定められた様式を用いる。
- ④ ダンススポーツ競技に適した会場であること。(フロアの広さ、床の状態等)
- ⑤ 競技種目数は、過去の大会出場組数、競技時間等を考慮して、無理の無い運営とすること。
- ⑥ スムーズな司会進行に努めること。
- ⑦ 競技開始時間及び終了時間はできるだけ、選手にとって、参加しやすい時間にする。
特に遠方からの参加選手のため、宿泊日を最小限にできるよう配慮する。
また日曜日の競技会において、その日のうちに各選手が帰宅できるように配慮するのが望ましい。
- ⑧ 背番号はJDSFで販売しているものを使用すること。
- ⑨ 競技会で使用する音楽は、JDSFオリジナルCD (DanceSport) シリーズの使用を推奨する。
- ⑩ グランプリ、ブロック選手権1位～3位入賞者にはメダルを授与すること。
- ⑪ 規程に決められている以外で、その大会のみのルールを適用する場合は、競技長注意の連絡時に選手へ徹底させること。

2 審判員に関すること

- ① JDSF公認・承認競技会においては、JDSF地方競技会支援制度を用いること。
- ② JDSF公認審判員の拘束時間は審判員集合時間から7時間を基本とし、その日当は10,000円とする。
- ③ 上記時間内に食事時間を、30分以上設けることとする。
- ④ 拘束時間の延長をする場合には、30分につき1,000円を支給する。
- ⑤ プロ審判員についても拘束時間、日当等JDSF公認審判員と同等とする。
- ⑥ 大会前に審判員に来場時間と会場までの案内図、タイムスケジュール等を通知すること。
- ⑦ 事前に審判員の服装、会場の空調設備の有無について連絡する。
服装については、正装又は平服（ネクタイ着用）のどちらかにする。

3 大会要項の注意事項に記載すべき細目事項

- ① 選手受付時間の明示（また、選手が事前に交通機関や宿泊先を確保できるように、前泊・後泊の必要性を示すことを推奨する。）
- ② リダンスを行う場合はその旨を記載すること。
- ③ 決勝戦でソロ競技を行う場合。
- ④ ヒールカバー着用を義務付ける場合。
- ⑤ 申し込み締切り日が前の年になる場合は、「昇級資格獲得選手は獲得予定の級以上に出場しなければならないこと」の注意。
- ⑥ 駐車場のない場合はその旨の記載。
- ⑦ スタンダード、ラテンの重複出場の可否。

4 大会前に選手に伝えるべき事項

- ① 招待選手、シード選手には、その旨の通知。
- ② 締切り後或いは当日に欠場する場合に連絡すべき連絡先。
- ③ やむをえず、大会要項に記載してある事項に変更があった場合。

5 タイムスケジュールを組む場合には以下のことに配慮をする。

- ① 種目の順番はWDSF及びJDSFで定められた順番に従うこと。
- ② 1種目ごとにヒートチェンジを行うこと。
- ③ 最終予選は、フリー・パスの場合以外は2ヒートで行うこと。また予選は、1ヒート当たり8アップ以下で行うことが望ましい。
- ④ 選手の疲労を考慮して、競技区分によるラウンド間の休憩時間を最低15分はとること。
- ⑤ 審判員の疲労・健康を考慮し、60～90分毎に10～15分の休憩時間を設定すること。

6 その他

- ① 曲の速さにばらつきの無いようにすること。
- ② ヒートチェンジの際に事故防止のため、前のヒートの選手が退場したことを確認後に曲を流すこと。
- ③ 背番号のスポンサー・主催者名等の折込みや、形状が変わるような折込みは禁ずる。

平成 8年11月24日制定
平成20年 8月24日改訂

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

競技会出場選手服装規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟が公認・承認する競技会における出場選手の服装、メイク、ヘアスタイル及びアクセサリー等の装飾について規定することを目的とする。

（服装及び装飾の定義）

第2条 ダンススポーツにふさわしい服装及び装飾として、機能的であると同時に選手のレベルや年齢を尊重するものでなければならない。ジュニアⅠ、ジュニアⅡについては特に安全性を考慮しなければならない。

（服装の区分）

第3条 ユース（16, 17, 18歳）、アダルト、シニアの服装の区分は、上位より正装（WDSF規程）・準正装（公共施設会場用正装）・平服及び準平服（公共施設会場用平服）の4区分とし、上位区分出場者は下位区分の服装にての出場も可とする。

このほかにジュニアⅠ（11歳以下）、ジュニアⅡ（12, 13歳）、ジュニアⅢ（14, 15歳）の年齢による服装区分細則を別に定める。

年齢を問わず年齢上位区分出場者は下位区分出場者の服装でも可とする。

（服装の適否の判定及び出場の禁止）

第4条 服装及び装飾の適否の判定は、競技長がこれを行う。適当でないと判定された場合は、その服装及び装飾を改めない限り出場させないものとする。

（実施）

第5条 この規程は、平成21年 1月 1日から適用する。

ユース、アダルト、シニア服装区分表

区分	スタンダード	ラテン
正装 (WDSF 規程)	《男性》燕尾服又はジャケットスーツ (色は黒または紺)	《男性》ラテンウェア
	《女性》競技用ドレス	《女性》競技用ドレス
準正装	《男性》燕尾服又はジャケットスーツ (色は黒または紺)	《男性》ラテンウェア フェザー類・ダイヤストーン・パール・スパン コール・ビーズ等床を汚したり、傷つけたり する可能性のある装飾は不可。
	《女性》競技用ドレス フェザー類・ダイヤストーン・パール・ スパンコール・ビーズ等床を汚したり、 傷つけたりする可能性のある装飾は不可。	《女性》競技用ドレス フェザー類・ダイヤストーン・パール・スパン コール・ビーズ等床を汚したり、傷つけたり する可能性のある装飾は不可。
平服	《男性》白ワイシャツにタイを着用する。 上着（タキシードも可）またはベストを 着用する。 (色は黒または紺)	《男性》白ワイシャツにタイを着用する。 上着（タキシードも可）・ベストを着用しても しなくてもよい。（色は黒または紺） サッシュベルト類は不可
	《女性》ワンピース、またはブラウスに スカート スカート丈の短い箇所については、膝中心 より20cmまでとする、また長い箇所は、 床面より25cm以上とする。 スラックス・スパッツ等のパンツ類は不可	《女性》ワンピース、またはブラウスにスカート スカート丈の短い箇所については、膝中心より 20cmまでとする、また長い箇所は、床面より 25cm以上とする。 スラックス・スパッツ等のパンツ類は不可 スカートの下に同色のアンダーウエアを着用 する。 肌色のシースルーまたは肌色のネットは不可。
準平服	《男性》白ワイシャツにタイを着用する。 上着（タキシードも可）またはベストを着用 する。 (色は黒または紺)	《男性》白ワイシャツにタイを着用する。 上着（タキシードも可）・ベストを着用しても しなくてもよい。（色は黒または紺） サッシュベルト類は不可
	《女性》ワンピース、またはブラウスに スカート スカート丈の短い箇所については、膝中心 より20cmまでとする、また長い箇所は、 床面より25cm以上とする。 スラックス・スパッツ等のパンツ類は不可 フェザー類・ダイヤストーン・パール・ スパンコール・ビーズ等床を汚したり、 傷つけたりする可能性のある装飾は不可。	《女性》ワンピース、またはブラウスに スカート スカート丈の短い箇所については、膝中心より 20cmまでとする、また長い箇所は、床面より 25cm以上とする。 スラックス・スパッツ等のパンツ類は不可 スカートの下に同色のアンダーウエアを着用 する。 肌色のシースルーまたは肌色のネットは不可。 フェザー類・ダイヤストーン・パール・スパン コール・ビーズ等床を汚したり、傷つけたり する可能性のある装飾は不可。

ユース、アダルト、シニア 正装（WDSF規程）区分細則

女子 ラ テ ン

- 競技ドレス** ドレスのカットについては、図II参照のこと。
ハイカットパンティ、Tバックショーツ、ヒップライン以下のカットは不可。
立った時の姿で、パンティは完全にスカート等で覆わればなければならない。
踊っているときでも、パンティはできるだけ隠れていることが望ましい。
競技用スラックス可。
ツーピース使用の場合には、トップはブラジャーであってはならない。
ビキニ不可。
左右のブラ・カップの間隔は5センチ以下であること。
体側面のヒップラインとパンティラインの幅は5センチ以上あること。
- 色** 任意の色。多色も可。胸部および腰部は不透明の素材で覆われていること。
肌色のパンティは不可。

靴 制限なし。

ヘヤースタイルとメーキャップ
選手のレベルや年齢を尊重するものでなければならない。

宝 石

競技長は、もしそれがそのカップルや他のカップルに危険と思われる場合には、取り外すように指導することができる。

女子 スタンダード

- 競技ドレス** ドレスのカットについては、図II参照のこと。
デコレーション可。ツーピースドレスは不可。
膝より下部でのスリットは可。

色 任意の色。多色も可。

靴 制限なし。

ヘヤースタイルとメーキャップ
選手のレベルや年齢を尊重するものでなければならない。

宝 石

競技長は、もしそれがそのカップルや他のカップルに危険と思われる場合には、取り外すように指導することができる。

男 子 ラ テ ン

(詳細は、補足III：ジュニアIIの服装詳細 参照)

- 肌色を除く任意の色のズボン。シースルーは不可。
シャツ及びトップはいずれの色も可、多色も可。
ノースリーブのシャツやトップは不可。
シャツの開胸部位置はベルト・バックルの中心、又はズボンの上縁の中心。
ズボンと同色のベスト、ジャケット、ボレロジャケットは自由選択可。
ズボンやトップとマッチしたタイ、蝶タイ、スカーフは自由選択可。

スカーフ使用の場合は結ばれて、また、シャツの中に指し込まれなければならない。

同色異素材の組合せ可。スパンコール状にしたものや金属素材は不可。

デコレーション 制限なし

靴 制限なし。

靴 下 制限なし

ヘヤースタイル

ショートヘヤーが望ましい。長髪の場合はポニーテールにすること。

宝 石

競技長は、もしそれがそのカップルや他のカップルに危険と思われる場合には、取り外すように指導することができる。

男子 スタンダード

(詳細は、補足III：ジュニアIIの服装詳細 参照)

① 黒又は紺のジャケットスーツ

(黒又は紺のジャケット、ズボン、白シャツ、黒又は紺のネクタイ又は白蝶ネクタイ)

② 黒又は紺の燕尾服上下

(黒又は紺のテールコートとズボン、白ウエストコート、白燕尾服用シャツ、白蝶ネクタイ)

靴 制限なし。

靴 下 制限なし

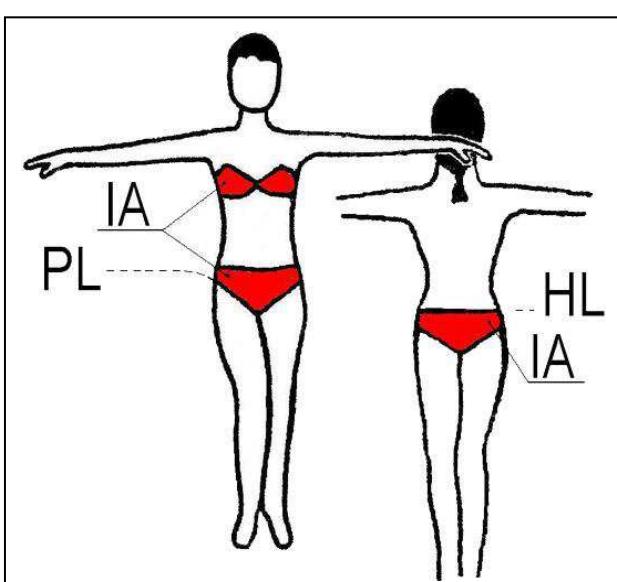
男子、女子共通

デコレーションや宝石としての宗教上のシンボルの使用は不可。

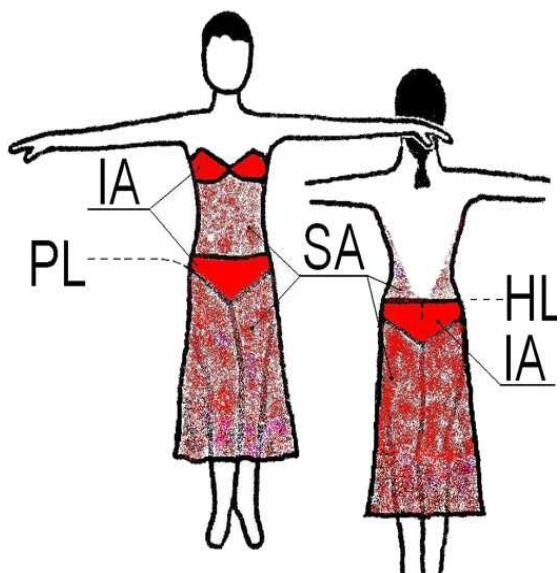
アクシデントにより使用不可能な状態の発生以外の同一ラウンド内におけるドレスの着替えは不可。

図II(ユース、アダルト、シニア ラテンドレスのカット)

《 女子 ラテン 》



《 女子 スタンダード 》



IA : 肌色を除く不透明な素材で被覆されなければならない身体部分

SA : 被覆されなければならない最小範囲。任意の色、多色も可。シースルー可。

PL : パンティライイン (パンティの下部のラインの上限、ヒップのふくらみ全体を被覆すること)

HL : ヒップライン (パンティのトップラインの最低限度、腰骨の最上部)

ジュブナイル・ジュニア服装区分細則

1 ジュブナイル

男子 スタンダード・ラテン 白長袖シャツ、黒ズボン、黒ネクタイ又は黒蝶ネクタイ。

袖まくり不可。

シャツの裾はズボンの中にしまわなければならない。

シャツのカット及び詳細は、補則Iを参照

女子 スタンダード・ラテン ① 白ブラウス又はレオタード又はTシャツ、黒スカート

② 肌色を除く1色のワンピースとパンティ

③ 肌色を除く1色のレオタードと同色のスカート

カット及び詳細は、補則II参照

2 ジュニアI

男子 スタンダード カット及び詳細は、補則III：服装詳細 参照
白長袖シャツ、黒のベストとズボン、白又は黒のネクタイ又は蝶ネクタイ。

男子 ラテン 白又は黒長袖シャツ又は上着、黒ズボン

黒ベストの着用は任意。

女子 スタンダード 肌色を除く任意の色の競技ドレス（ツーピースは不可）。

注：安全を考慮し、裾丈は長すぎないこと。

女子 ラテン 肌色を除く任意の色の競技ドレス。

注：胸部及び腰部は不透明の素材で覆われていること。

ビキニ不可

3 ジュニアII

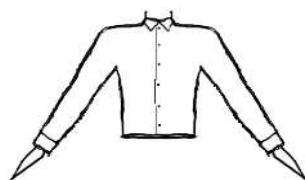
カット及び詳細は、補則III：服装詳細 参照

ユース、アダルト、シニアに同じ

補則I：ジュブナイル男子の服装

シャツ：

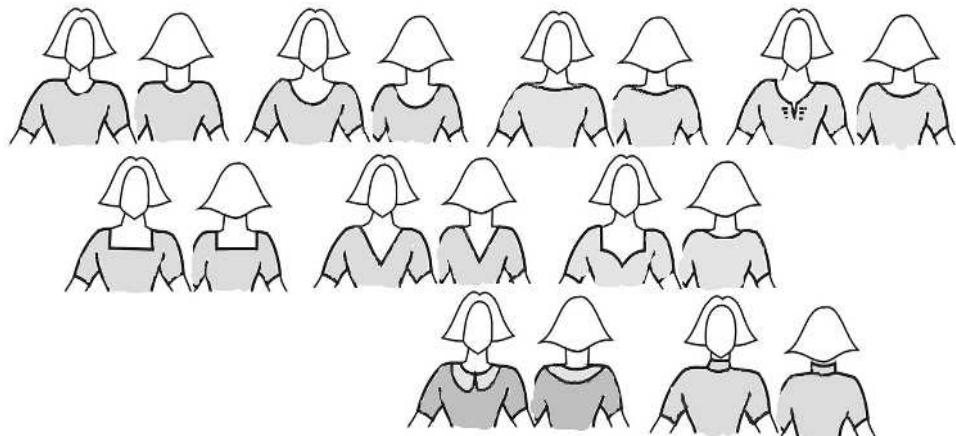
- ・ プレーンな白の長袖シャツに限る。原則既製品。
- ・ 光沢素材、織り柄素材不可、綿又はポリエステル混紡が望ましい。
- ・ ウイングカラー不可



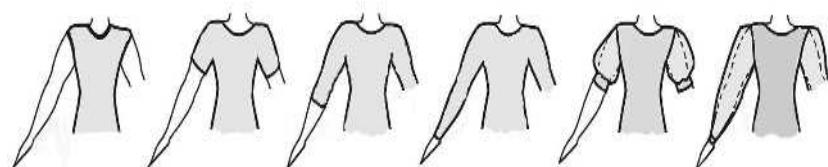
補則Ⅱ：ジュニア女子の服装

1 ネックライン、袖、スカート

A. ネックライン カットは下図のいずれかに限る。その他は不可



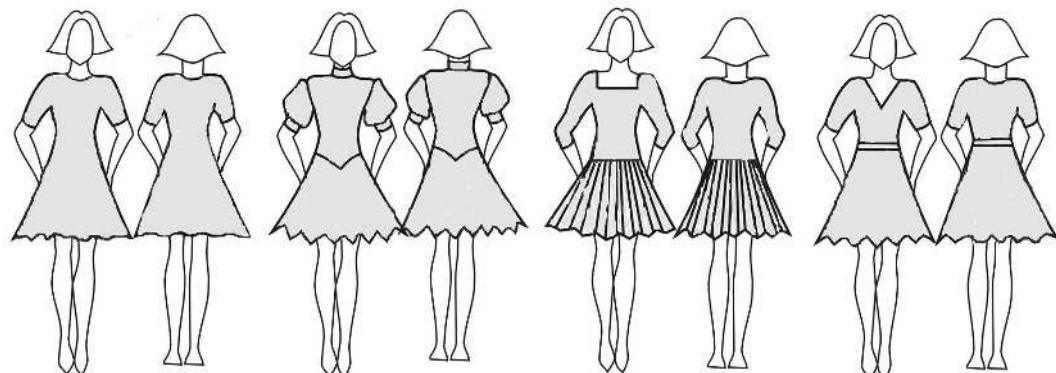
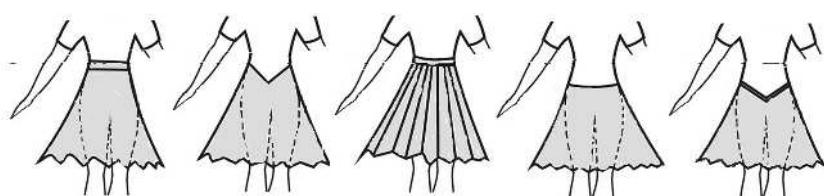
B. 袖 カットは下図のいずれかに限る。その他は不可



C. スカート カットは下図のいずれかに限る。その他は不可

- ・ プレーンかプリーツ加工したもので、1周から3周半の円形製品
- ・ 1周の円形アンダースカート（ペチコート）の使用可。但し、スカート丈より長いものは不可
- ・ フリル、スカートの縁のボーン・ソフトボーン・釣り糸（テングスワイヤー）を入れたものは不可。
- ・ スカート丈は膝上10cmより長く膝のお皿がちょうど隠れる位置より長くないこと。

使用可能なスカート例



2 装飾品

男・女	男子		女子	
区分	S T	L A	S T	L A
ジュブナイル	いかなる装飾品も禁止		いかなる装飾品も禁止	
ジュニア I			光効果のない装飾品は使用可	
ジュニア II	制限なし			

3 光効果のある素材

男・女	男子		女子	
区分	S T	L A	S T	L A
ジュブナイル	光効果のある基本素材は禁止		光効果のある基本素材は禁止	
ジュニア I				
ジュニア II	制限なし			

4 靴・ソックス・タイツ

男・女	男子		女子	
区分	S T	L A	S T	L A
ジュブナイル	ヒール：最高2.5cmまで 黒又はミッドナイトブルーの ソックスのみ使用可		ヒール： 極太 最高3.5cm 任意の色のソックス使用可 タイツ：肌色のみ可、網タイツは不可	
ジュニア I	靴：制限なし 黒又はミッドナイトブルーの ソックスのみ使用可		ヒール： 最高5cmまで 任意の色のソックス使用可 タイツ：網タイツは不可	
ジュニア II			制限なし	

5 ヘアスタイル

男・女	男子		女子	
区分	S T	L A	S T	L A
ジュブナイル	ショートヘアが望ましい。 長髪の場合はポニーテイルにすること。		髪飾り・着色ヘアースプレー禁止	
ジュニア I			光物髪飾り・着色ヘアースプレー禁止 (光効果のない髪飾りは使用可)	
ジュニア II			手の込みすぎたヘアースタイルは 好ましくない。	

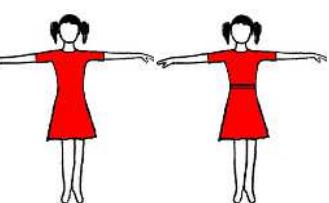
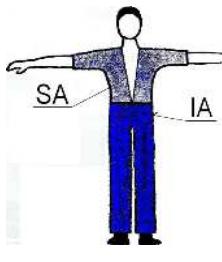
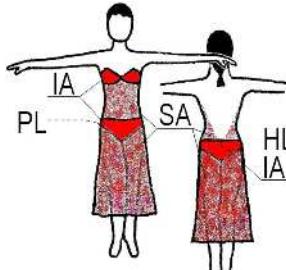
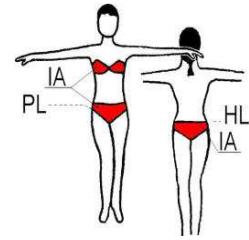
6 メイクアップ

男・女	男子		女子	
区分	S T	L A	S T	L A
ジュブナイル	メイクアップ不可			
ジュニア I				
ジュニア II	過度のメイクは好ましくない。			

7 デコレーションジュエリ（ダンス用ドレスの一部としてデザインされた宝石、個人的宝石でない）

男・女	男子		女子	
区分	S T	L A	S T	L A
ジュブナイル	光効果のあるデコレーションジュエリは禁止 (光効果のないデコレーションジュエリは使用可)		禁止	
ジュニア I				
ジュニア II	制限なし			

補則Ⅲ：服装詳細

男・女	男子		女子	
区分	S T	L A	S T	L A
ジュニア ナイル 11歳 以下	白長袖シャツ 黒ズボン 黒ネクタイ又は蝶ネクタイ		① 白ブラウス ②肌色を除く 肌色を除く 又はレオタード 1色のワンピースと 1色のレオタード 又はTシャツ ピースと ドと同色のスカート 黒スカート パンティート(ツーピース)	
				
	カット及び詳細は補則Ⅰを参照		カット及び詳細は補則Ⅱを参照	
ジュニアⅠ 12歳 13歳	白長袖シャツ 黒ベスト、黒ズボン 黒又は白ネクタイ 又は蝶ネクタイ	白又は黒長袖 上着又はシャツ 黒ベストは任意 黒ズボン	< 競技ドレス > ジュニアⅠ 肌色を除く任意の色 ※背面において背中は覆われていること ※安全性を考慮し、裾丈は長すぎないこと ジュニアⅡ 任意の色、多色も可。 ジュニアⅠ、Ⅱ共通 ※腰部・胸部は不透明な素材で覆われていること ※肌色パンティ不可 ※ツーピース不可	< 競技ドレス > ジュニアⅠ 肌色を除く任意の色 ジュニアⅡ 任意の色、多色も可。 ジュニアⅠ、Ⅱ共通 ※腰部・胸部は不透明な素材で覆われていること ※Tバック及び肌色パンティ不可ビキニ不可 ※踊っている状態でもパンティは、隠れていることが望ましい。
ジュニアⅡ 14歳 15歳	①黒又は紺のジャケット ②黒又は紺の燕尾服 スーツ	任意の色のシャツ 又は上着。 肌色を除く任意の色のズボン(シースルー不可)	 	

注 SA : 被覆されなければならない最小範囲(シースルー可)

IA : 被覆されなければならない身体部分(シースルー不可)

PL : パンティーライン(パンティの下部ラインの上限、ヒップのふくらみ全体を被覆すること)

HL : ヒップライン(パンティのトップラインの最低限度、腰骨の最上部)

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

登録選手罰則規程

（目的）

第1条 本規程は競技規則第44条に基づき、JDSF登録選手の規程違反に対する処分及び罰則を定めることを目的とする。

（違反行為）

第2条 違反行為とは競技会に関する以下の事項を指す。

- 1 会場での刑法違反の場合（窃盗、暴行、詐欺等の重大な刑法違反）
- 2 禁止されている薬物の使用、飲酒酩酊状態での出場の場合
- 3 出場申込書に記載した本人でない者が出場した場合
- 4 JDSFが出場を禁止している競技会に出場した場合
- 5 選手登録認定証の改ざんの場合
- 6 出場申込書に虚偽の記載をした場合
- 7 選手資格或いは出場資格を偽って出場の場合
- 8 競技長が再三にわたって注意をしたにもかかわらず従わない場合
- 9 昇級手続きを故意に行わなかった場合
- 10 不正な選手登録手続き（登録申請書に虚偽の記載、登録更新未履行、選手会費未納等）で出場した場合
- 11 定められた服装規程に従わない場合
- 12 定められた規定フィギュアに従わない場合
- 13 選手として相応しくない行為をした場合。

（処分及び罰則）

第3条 前条の違反行為を敢えて行った場合には、原則として以下の処分及び罰則を科する。

- 1 第2条1の場合は選手登録剥奪とする。
- 2 第2条2の場合は1年間以上の競技会出場停止処分とする。
- 3 第2条3の場合は本人及びその組相手ともに6ヶ月以上1年未満の競技会出場停止とする。
- 4 第2条4、5の場合は6ヶ月の競技会出場停止とする。
- 5 第2条6、7、8、9の場合は当該競技会の出場停止処分、成績無効処分または6ヶ月未満の競技会出場停止処分とする。
- 6 第2条10の場合は申し込み時の事前チェックにて、判明し、競技会に出場できないはずであるが、万一、競技会の時に発覚した場合は、出場停止処分とする。
後日判明した場合は競技長が競技本部に届け出し、入賞者及び昇級資格者はその資格は無効とする。
- 7 第2条11、12の場合は予選で競技長、チェッカーの警告にもかかわらず、違反した場合には競技長はその選手を出場停止とし、決勝で行った場合はスケーティングにより判定した結果の順位を最下位とする。
- 8 第2条13の場合はJDSF競技本部で審議のうえ決定する。

（競技長が行う処分）

第4条 大会当日の出場停止処分、競技途中の処分及び決勝順位処分は、競技長が行い、処分の内容については、競技本部に報告する。

（JDSFが行う処分）

第5条 第4条以外の処分は、JDSF競技本部において事実関係を調査し、処分を行う。

処分は加盟団体を通じて本人に告知する。

（競技途中の裁定）

第6条 違反行為があった場合、競技長は公平な立場で事情を良く調査し、確信ある場合は、競技途中に裁定することが出来る。

（公開）

第7条 処分の結果は、適当な方法で公開するものとする。

（異議の申し立て）

第8条 処分に対して異議ある選手は、3ヶ月以内に所属団体名、住所、氏名、電話番号等を明記の上、JDSF業務執行理事会にこれを申し出ることが出来る。

（WDSF競技）

第9条 WDSF公認競技に関しては、WDSF規定を優先する。

（施行）

第10条 本規程は平成14年10月26日より施行する。

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）
ドーピング防止規則

1. 世界ドーピング防止規程及び日本ドーピング防止規程

- 1.1 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下、「JDSF」という）は世界ドーピング防止規程（以下、「WADA規程」という）及び日本ドーピング防止規程（以下、「JADA規程」という）に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担うこととなったため、ここに公益社団法人日本ダンススポーツ連盟ドーピング防止規則（以下、「本規則」という）を定める。
- 1.2 WADA規程に基づきJDSFは以下の役割及び責任等を担うものとする。
 - (1) JDSFのドーピング防止方針及び本規則がWADA規程及びJADA規程に準拠すること。
 - (2) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という）と協力すること。
 - (3) その他国際競技連盟と協力すること。
 - (4) JDSFに通常登録していない競技者に対し、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出するよう義務付けること。
 - (5) WADA規程又はJADA規程に違反した競技者又は競技者支援要員に対し、資格停止期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
 - (6) ドーピング防止教育を奨励すること。

2. ドーピング防止規程の適用

- 2.1 本規則は以下の者に対して適用される。

- (1) JDSF
- (2) 競技者
- (3) 日本代表選手団のメンバー
- (4) 競技者支援要員

- 2.2 ドーピング防止規程違反に対し、制裁措置が適用される。

3. 義務

- 3.1 競技者は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 適用されるドーピング防止方針及び規程を理解し、遵守すること。
- (2) 検体採取に応ずること。
- (3) ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
- (4) 医師に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、WADA規程に従って採択されたドーピング防止の方針及び規程に違反しないことを確認する責任をもつこと。

- 3.2 JDSFに通常登録していない競技者は、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出する。

- 3.3 競技者支援要員は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 自らに又は支援する競技者に適用されるドーピング防止方針及び規程を理解し、遵守すること。
- (2) 競技者の検査プログラムに協力すること。
- (3) 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成すること。

4. 検査

- JDSFは、WADA規程及びJADA規程に従い、ドーピング防止機関（JADAを含む。）が行う検査の分析結果を承認する。

5. 規程違反

- 5.1 ドーピング防止規程違反を犯すことは、本規則による制裁措置及び損害賠償と罰金を科す対象となる
5.2 ドーピング防止規程違反を犯したか否かを判断するために、WADA規程及びJADA規程の各第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第17条が適用される。

6. ドーピング防止規程違反の承認

JDSFは、全てのドーピング防止機関によるドーピング防止規程違反を犯したとの決定を承認し、かつ尊重する。ただし、その認定がWADA規程及びJADA規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

7. JDSFが課す制裁措置及び損害賠償と罰金

- 7.1 ドーピング防止規程違反を犯したと認定された人は、制裁措置の期間、日本代表選手団又はその選考の資格、JDSFからの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格、並びに、JDSFで役職に就く資格、違反の種類や程度により会員及び選手登録できる資格を失う。
違反後に受け取っている交付金、助成金及び補助金はJDSFの請求に従い返還し、与えた損害についてもJDSFの請求に従い賠償するものとする。また状況によっては、JDSFは罰金を科す。
7.2 制裁措置の期間は、WADA規程及びJADA規程の各第10条及び第11条に従って決定される。
7.3 JDSFは、違反が1回目か2回目かを判断するにあたり、いかなるドーピング防止機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。

8. 懲戒措置手続

ドーピング防止規程違反が問われる全ての事件は、WADA規程及びJADA規程に準拠して判断され、同規程の条項に従って、認定がなされ、不服申立てがなされるものとする。

9. 通知

本規則に基づいて制裁措置が課せられた場合には、JDSFは課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

- (1) 財団法人日本オリンピック委員会
- (2) WADA規程第14.1条及びJADA規程第14.3条に基づき、通知を受ける権利を有する者
- (3) 当該人の国際競技連盟
- (4) JADA
- (5) JDSFが通知を必要と考えるその他の人

10. 不服申立て

不服申立てについては、JADA規程第13条の規定に従うものとする。

11. ドーピング防止規程違反の審査

ドーピング防止規程違反を犯したとして記録された者が後日、当該ドーピング防止規程違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りがCAS、日本スポーツ仲裁機構又はドーピング防止機関により明らかになった場合、JDSFはドーピング防止規程違反及びそのドーピング防止規程違反の結果として課せられた制裁措置及び損害賠償と罰金を取り消すものとし、本規則第9条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。

12. 解釈

本規程は、WADA規程及び日本ドーピング防止規程に従い解釈されるものとする。

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）
ドーピング防止規則実施要領

第1章 ドーピング検査の対象者及び手続き

- 第1条 ドーピング検査の対象者は、日本ドーピング防止規程（以下「防止規程」）にもとづき、該当する競技会出場者及び、全ての選手登録者となる。
- 第2条 該当する競技会とは、日本代表選手を選考する競技会、本連盟国内最高峰の競技会とそれにつながるブロック選手権大会及び本連盟の指定する競技会（都道府県大会を含む）である。
- 第3条 JADA及びJDSFが任命するドーピングコントロールオフィサー（以下「DCO」）からドーピング検査を要請された競技者は、ドーピング検査を受けなければならない。DCOは身分証明書および任命証を競技者に提示する。
- 第4条 DCOが訪れた場合には、競技者はその時点で行っている活動を終了させるために必要な相当の時間を与えられる。なお、競技者は検査が行われるまでDCOの監視下になければならない。
- 第5条 ドーピング検査は、DCOが指定する場所をドーピングコントロール室として、実施する。ドーピングコントロール室には、競技者の付き添い人1名が同席することができる。
- 第6条 競技者は、密封された採尿容器の中からひとつを選び、同性の検査員が監視するもとで、90ml以上 の尿を自ら採取する。
- 第7条 競技者は、密封された検体容器セットの中からひとつを選び、尿をA、Bの検体容器に分けて入れ、検体容器を封印する。
- 第8条 競技者は、過去7日間にさかのぼって、使用した薬物を申告する。
- 第9条 競技者ならびに付き添い人は公式記録書、検体容器のコードナンバーが一致していること、手続きが公正に行われたことを確認し、特記すべきことがあればその旨記載の上、公式記録書に各自署名する。
- 第10条 DCOは、公式記録書、検体容器のコードナンバーが一致していること、公式記録書に記載漏れが無いかを確認して、公式記録書に署名する。
- 第11条 競技者がサンプル提供を拒否した場合、DCOは、ドーピング検査を拒否したとみなされ処分をうけるということを、説明しなければならない。それでもなお競技者が検体提供を拒否する場合は、DCOはこの旨を公式記録書に記載、署名し、競技者にも署名するよう要求する。DCOは、他にも特記すべきことがあれば公式記録書にその旨を記載する。

第2章 制裁決定までの手続き

- 第12条 A検体陽性の場合には、陽性と判明した時点で、当該競技者のJDSFに関わる事業への参加資格は一時停止される。
- 第13条 ドーピング検査陽性違反の場合には、制裁の最終決定がなされる前に、当該競技者ならびに関係者には公正な事情聴取の場として、聴聞会が開催される。
- 第14条 制裁は違反の通知を、JADAから受けた日本ドーピング防止機構パネルが決定する

第3章 その他

- 第15条 防止規程は、本実施要領の全てに優先され、本実施要領に定めなき時は、防止規程に従う。

第4章 実施

- 第16条 本実施要領は、平成15年1月26日から施行する。

ドーピング違反とならないための手引き I (競技会前)

★大会 5 週間前にチェックすること

- ・この時点で慢性疾患を患っている場合、自分の服用薬・治療方法に禁止物質や禁止方法がないかを確認する。
- ・アスリートとして、体調管理、食事を含めた服用物の管理は万全を期すこと
- ・現在の服用薬を大会まで使用予定の時は、必ず禁止物質リストと照合のこと。特に喘息、強度のアレルギーの方は必ず照合のこと。
- ・服用薬に禁止物質が含まれていた場合主治医と相談し、治療を第1優先とするも、禁止物質、禁止方法は代えてもらうこと。
- ・代わる治療薬・治療方法がない場合は「TUE（治療目的使用の適用措置）申請」をおこなうこと。これは禁止物質を治療目的で使用する許可書である。
- ・申請先はNDF（JDSF）を経由してJADAに提出してください。締め切りは大会の4週間前にJADA提出となります。TUE申請に不慣れな医師もおり5週間前のチェックが無難です。申請方法は以下を参照ください。
- ・なお、緊急治療を行った場合、TUE申請を遡って行うことは認められています。
- ・禁止物質は急な変更もありますので必ず最新情報を参照してください。禁止物質や規定の変更はJADA（公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構）のHP情報が基準となります。

http://www.playtruejapan.org/downloads_list.php

- ・なお、不明点がありましたらJDSFに問い合わせてください。正確を期すためFAX又はメールでの問い合わせを推奨いたします。

FAX: 03-6457-1857 (JDSF事務所)

メール: seiichi.furuse@jdsf.or.jp (JDSFアンチ・ドーピング委員会)

★大会 4 週間前にチェックすること

- ・TUE申請の締切日です。なお、前述の通り突然の事故疾病について事後のTUE申請は可能となりましたが健康管理には細心の注意を払ってください。

★大会 7 日前にチェックすること

- ・この期間は急性疾患（カゼ等）に注意してください。
- ・急性疾患（カゼ等）時、主治医には状況を説明しドーピング検査と禁止薬物の件を説明してください。明確に伝えられない時は、「JADAのHPで調べていただき、禁止物質以外の薬剤を処方願います」とたのんでください。ただし余りに重篤な疾患の時は競技よりも治療を優先することはいうまでもありません。
- ・内容成分不明のサプリメント、ドリンク、健康食品等は、口にしないこと。
- ・不要な薬物の摂取はやめること。

★大会会場での注意

- ・自分以外の飲み物、食べ物は摂取しないこと
- ・自分のバックの保管は、自分で責任をもつこと（バックに施錠する等）
- ・水分補給容器を会場に放置しないこと
- ・見知らぬひとからの差し入れ物は、不用意に口にしないこと
- ・内容成分不明のサプリメントは、口にしないこと

ドーピング違反とならないための手引きⅡ【重要】
(競技会で検査対象者に選ばれた時)

「選手」の権利と責務、「付添い人」について

日本代表選手、可能性のある選手、帯同する役員、コーチ、その他関係者の方は、「手引きⅡ」の趣旨を必ず理解していただくお願ひいたします。また、都道府県連盟の幹部役員、公認指導員は、国体の時は重要な案件となりますから、一読をお願いいたします。

★検査対象者の権利と責務

・検査対象者の権利

同伴者(1名成人に限る)及び必要な場合には、通訳を伴う権利

(未成年者の場合、同伴者を必ずつけてください)

検体採取手続きについて追加情報を求める権利

(不明なことは何でも聞くことができます)

正当な理由がある場合、ドーピング検査室への延着を求める権利

(ただし、DCOの判断により認められない場合があります)

身体障害を伴う競技者に対する変更に定められている変更を求める権利

(けがをしている時は、その対応のために手順の変更を求めることができます)

・検査対象者の責務

通告から検体採取手続きが完了するまで、DCO/シャペロンの直接の監視下に置かれます

DCO/シャペロンの指示に従い、本人確認を行うこと

検体採取手続きに従うこと

正当な理由による延着を除き、通告後可能な限り速やかに検査室に到着すること

※以上の責務を果たせない場合、ドーピング防止規定違反となります

★検査対象者になった時：「通告」を受けた時の留意点

- ・競技者は本人の出場すべき競技を最後まで終了する権利があります。本人が競技中にもかかわらず、検査対象に選ばれたとの通告を受けたときは、通告に来たDCO、シャペロン(別名エスコート)及び主催者に、競技中であることを意思表示し、納得できないときは、公式記録書に通告受諾の署名を安易に行わないこと
- ・DCOやシャペロンを不用意に避けたりしないこと。通常は、検査対象の通告を受けたらすみやかに指示にしたがって検査室に出頭せねばなりません。それまでの間シャペロンは競技者本人に同行します。
- ・競技者本人は、なぜ対象者となったかを知る権利があります。母国語で聞いてかまいません。
- ・トイレに行きたかったときは、真っ先に検査室に直行したほうが得策です。

★検査対象者になった時：「付き添い人」とその選任について

- ・競技者本人は「付き添い人」を1名指名できる権利があります。コーチ、帯同役員や友人等だれでも結構です。信頼のおける人を指名してください。
- ・「付き添い人」は検査室に自由に入りでき、用足し等検査対象者の支援をすることができます。
- ・カップルで検査対象になった時は、互いに「付き添い人」を指名しても結構です。
- ・国の威信のかかった競技会では、種々のしがらみから悪意に満ちた検査を行う国があります。競技者の自己防衛は当然として、日本国とJDSFの名誉のため必ず「付き添い人」を選んでください。
- ・このような国際大会に出場する選手、帯同する役員とコーチは、国内大会で「付き添い人」を経験しておくことを推奨します。
- ・JDSFでは、WADA規程を遵守し、かつ世界最高レベルの公正さで検査を実施します。このレベルでの検査を経験すれば、世界中のどのような不正な検査も見抜けますので、ぜひ快く国内大会での「付添い人」を引き受け、経験を深めてください。

★検査室に入ったときの留意点

- ・検査室は、DCO、競技者本人、付添い人とIF(NF)の代表者以外は立ち入り禁止となります。最初に入室したときに、それ以外の者がいたときは、退出するよう要請してください。特に外国において、このような事態が発生したときは、母国語でかまわないのですぐにアピールしてください。通じないときは通訳を呼ぶ権利があります。また、このような状況が発生したことを、公式記録書に母国語で記載する権利がありま

す。

- ・検査室内に用意された飲料は未開封であること、信頼のおける製品であることを確認してください。
- ・検査室の飲食は自由で、本人や付添い人の持ち込み飲食も自由です。
- ・リードDCOの許可があれば、本人も検査室から外出可能です。この場合はDCOがシャペロンとなります。

★採尿における留意点

- ・採尿カップを選択する前に、流水で手を洗ってください。決して備え付けの石鹼は使わないようにしてください（外国では特に）。
- ・採尿カップを選択では、最低3個の中から選択してください。
- ・採尿カップを選択では、本人はもとより、付添い人も一緒に確認し、面倒でも以下の点に注意し選択し、有用でないと判断したら、交換や追加を要請する権利があります。

- ①採尿カップの外装の破損や著しい汚れがある
- ②カップ内に異物がある
- ③カップ内に汚れがある
- ④他、検査が有用でないと判断できる事態が生じたとき

- ・採尿現場には同性のDCOが立ち会うことになります。指示に従ってください。
- ・開封した採尿カップの内側は、不用意にふれないこと
- ・いったん採取した尿は、万全を期すため、必ず本人の手元もしくは視界内においてください。特に外国においては、十分注意ください。

★公式記録書記載における留意点

- ・公式記録書は検査の最も重要な証拠となります。
- ・公式記録書の内容について、DCOは、本人と付添い人に説明する義務があります。安易な妥協や、あいまいなまま、公式記録書の作成を進めないようにしてください。
- ・本人と付添い人は、最後に検査についての見解を公式記録書に記載できる権利があります。疑問や不審な点があれば、コメント欄に母国語での記載でかまいません。欄が不足していたら、補足の用紙を請求してください。国の威信のかかった国際大会では、特に以下の点を特に注意してください。
 - ①競技終了以前の通告が、恣意的なものではないかどうか
 - ②本人と付添い人が、検査室に入る以前にDCO、IFの代表者以外の不審者がいなかったか
 - ③採尿カップの選択が、本人が納得できる状態でおこなわれたか
 - ④その他、検査が、本人の不利になるようにすすめられたことはないか
- ・公式記録書の最終署名は、本人と付添い人が納得した段階で行ってください。

★付添い人の役割

- ・JDSFでは、アンチ・ドーピングの啓蒙のため、検査室の中では、DCO、選手、付添い人が互いにコミュニケーションを十分にとり、可能な限りの教育的措置を併せて、WADA規程のもとに、全て公正に検査を進めています。このJDSFで行っているものが、世界標準と自負しています。
- ・日本国内では、どの競技団体も、このようなスタンスで検査を進めていますが、前述のように、国威にかかる競技会になりますと、巧妙な手口のもと、自国有利に検査を導く国があります。
- ・競技者本人は、近くにいないからとは言わずに、必ず、帯同役員、コーチやチームメイトを付添い人選任することを、DCOまたはシャペロンに申告してください。
- ・競技者本人が極限の疲労状態の時は、安易に妥協したい心理にかられます。付添い人は、競技者本人を励まし、最悪の事態を未然に防ぐようお願ひいたします。
- ・日本人はトラブルなく円滑に速やかに事が運ぶことを良しとし、これを美德としますが、競技者本人のアスリートとしての誇りと、日本の国威とJDSF名誉を守るため、時として、競技者本人と付添い人は、この美德にいかわらず、納得するまで、担当のDCOに説明を求めてください。いくら時間がかかるても、翌日まで続いたとしても、ルールの上では問題ありません。不明点や不審点は、徹底的に追及し説明を求めてください。納得したところで最終署名を行い、検査を終了してください。
- ・競技終了後の競技者本人は、疲労のため次第に根気がなくなってしまいますので、ここまで対処は出来なくなっています。競技者が勝ち得た「日の丸」や名誉を確固たるものにするために、付添い人は、最後まで競技者を支援してください。

ドーピング違反とならないための手引きⅢ （「禁止物質」と「安全な薬」について）

アスリートとしての心構え

アスリートとして、大会の7日以上前には、無用な薬物やサプリメントの服用はやめるべきです。

しかし、代表選手のように、病気の治療を行いながら、競技を続けなければならない場面があります。当然、病気治療が優先されますが、禁止物質を使用し治療中に前記競技会に出場するときは、事前3週間前までに手続き（TUE申請）が必要です。

ただし、緊急治療のための禁止物質使用については、後日のTUE申請が認められています。

それでは、身近にある薬で、安全な選択方法、誤解が多いところ、検査違反の原因となるようなものを、以下に例を挙げてみます。

安全な薬やサプリメントの選択について

- ・解熱鎮痛薬：市販されている「イブA」「バファリンA」等は、禁止物質は入っていません。

病院で処方されている「ロキソニン」「ボルタレン」等も禁止物質ではありません。

カゼをひいて、頭痛や、のどの痛みだけのときは、解熱鎮痛薬の使用を考えてください。

現在、解熱鎮痛薬単体で禁止物質とされているものはありません。

なお、使用時は、正式名称、成分は必ず確認してください。

注意：「イブかぜ薬」「バファリンかぜ薬」は×。

- ・安全なサプリメントやドリンクについて

JADAのホームページに、協賛しているメーカーの商品一覧がありますから参考にしてください。

<http://www.playtruejapan.org/>

名前の印象が似ていて、安全な薬と禁止物質が、混同されているもの

- ・正露丸○
- ・救心、六神丸×

禁止物質について（検査違反の原因）

1：カゼ

現在、市販のはばすべての総合カゼ薬には、効果の実感度をより上げるため、禁止物質「エフェドリン」または「麻黄」（エフェドリンの原料）が入っています。成分表を確認ください。また、カゼでよく使われる葛根湯には「麻黄」が調合されています。漢方含め市販の総合カゼ薬は全て「×」と思ってください。私たちを取り巻く環境はこのような状況です。かぜをひいたからと、安易に市販の総合カゼ薬を服用するのは検査違反でもっとも多い事例ですから、アスリートとしては注意する必要のあるところです。

また、咳止めで使用される、商品名：ホクナリンテープ、商品名：メプチン錠は禁止物質です。

2：アレルギー

通常の抗アレルギー薬は大丈夫ですが、強度のアレルギーで処方されるステロイド剤は禁止物質です。商品名：プレドニゾロン、セレスタミン錠他。また、漢方「小青竜湯」には禁止物質「麻黄」が入っています。

3：喘息

治療薬には禁止物質が多くありますが、当然治療が優先されます。主治医と相談すると共に、前記競技会にはTUE申請をして出場することになります。

4:乗り物酔い

乗り物酔い止めの薬自体は禁止物質ではありません（トラベルミン等）。ただし禁止物質「マンニットール」が添加されているものが多く、これは利尿作用があり禁止物質を隠蔽するとして禁止されています。検査室には持ち込まないようにしてください。

5：痔

痔治療に使われるほぼ全ての坐剤には禁止物質のステロイド剤が入っています。ステロイドの直腸投与は禁止となっていますから要注意です（商品名：ボラギノール、強力ポステリザン、ネリプロクト他）

6：高血圧

高血圧治療で利尿剤が使われますが、禁止物質を隠蔽するとして禁止されています。

商品名：ラシックス、アルダクトン、ダイアート、ダイアモックス他、（ダイアモックスは緑内障治療でも使われます）

7：いぼ

漢方薬の薏苡仁湯がよく使われます。禁止物質「麻黄」がはいっています。

8：漢方薬

漢方薬は健康保険が適用になり、広く使われています。またドラッグストアでも販売されています。以下、禁止物質が入っているものですから注意ください。

禁止物質「麻黄」がはいっているもの（漢方番号はツムラを表示）

1 葛根湯	28 越婢加朮湯	63 五積散	127 麻黄附子細辛湯
2 葛根湯加川きゅ辛夷	52 薏苡仁湯	78 麻杏薏甘湯	葛根加朮附湯
19 小青竜湯	55 麻杏甘石湯	85 神秘湯	桂麻各半湯
27 麻黄湯	62 防風通聖散	95 五虎湯	桂芍知母湯

その他禁止物質がはいっているもの

51 潤腸湯・64 炙甘草湯・126 麻子仁丸

9：脱毛症

外用剤（商品名：リップ等）は禁止物質ではありません。世界的に使用されている男性脱毛治療薬プロペシア錠は男性のみ禁止ではなくなりました。

しかし、女性が使用することは依然として禁止されています。

10：栄養ドリンク、ダイエットサプリメント

滋養強壮をうたうものには、禁止物質「テストステロン（男性ホルモン）」が入ったものがあります。商品名：ブリズマホルモン他。また、エステ向けで「むくみをとる」効果を宣伝するサプリメントがあります。この主成分は利尿剤が主です。また、ダイエット効果を宣伝するものに「エフェドリン」がはいっているサプリメントがありますから注意してください。

上記記載の禁止物質は、ほんの一部です。また定期的に更新されています。メール、FAXにて下記に問い合わせください。

FAX: 03-6457-1857 (JDSF事務所)

メール：seiichi.furuse@jdsf.or.jp (JDSFアンチ・ドーピング委員会)

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

公認競技会開催特例申請規程

（目的）

第1条 本規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下当連盟という）の公認競技会を開催するにあたり、諸般の事情により競技規則及び競技関連規程に準ずる開催が難しいと判断される場合に限り、本規程の運用によって公認競技会が開催できるようにする事を目的とする。

（適用条件）

第2条 本規程は、次の条件に該当する場合、当連盟に開催特例申請をすることができる。

- 1、加盟団体が初めて公認競技会を開催する場合
- 2、他団体との競合があり、正規な競技会の運営が困難な場合
- 3、当連盟の業務執行理事会が認めた場合
- 4、他団体主催の競技会で、業務執行理事会が認めた場合

（特例緩和）

第3条

本規程は、次の事項について規程を特例として緩和することができる。

- 1、過去の承認競技会で一定以上の成績を修めた者に、初期選手登録時に級を付与することができる。
- 2、選手登録を完了していない選手も、特例として公認競技会に出場することができる。
但し、昇級資格の成績を修めた場合は、当連盟に選手登録する。
- 3、該当級エントリー組数が2組未満の場合でも、5組以上のエントリー組数がある場合は、公認競技会として認定することができる。
- 4、プロ審判を可能とする。
- 5、競技種目数及び種目の変更ができる。但し、当連盟の指導を受け調整するものとする。
- 6、フィガー及び服装規程を緩和することができる。但し、当連盟の指導を受け調整する。
- 7、その他、業務執行理事会の承認を得て、予算面における支援を申請する事ができる。

（特例申請）

第4条 本規程を適用する必要がある団体は、所定の特例申請書を公認競技会開催申請書に添付し、業務執行理事会の承認を得なければならない。

ただし、第3条の3単独申請の場合は競技本部で、決定し業務執行理事会に報告するものとする。

（開催特例申請団体の義務）

第5条 本規程の適用を受けた団体は、当連盟の会員登録、及び選手登録を行い、登録管理部に報告しなければならない。

今後、正規の規程に則った公認競技会が速やかに計画的、且つ安定的に継続して開催できるよう努めなければならない。

尚、開催後の報告は、規程に沿って速やかに行わなければならない。

執行委員の派遣、及び予算面での支援を要請した場合は、収支決算書を添付した報告書を提出しなければならない。

（登録）

第6条 登録関係については、細則に定める。

（本規程の改廃）

第7条 本規程の改正、廃止は業務執行理事会の承認を得なければならない。

（施行）

第8条 本規程は、平成11年10月31日より施行する。

公認競技会開催特例申請規程実施要領

J D S F 登録管理部

1. シラバスに次のことを明記する。

「特例適用の公認競技会であること」及び「未登録選手も出場することができる。但し昇級資格の成績を収めた場合は必ず選手登録及び昇級手続きをおこなうこと。」

2. J D S F 標準様式「競技会出場申込書」を使用すること。

3. 昇級資格を取得した未登録選手の選手登録及び昇級手続き実施

- ① 選手登録票作成
- ② 選手会費の徴収

J D S F (スタンダード・ラテン) 3,500円

- ③ 昇級資格申請書の作成・・・・種別ごとに作成
(昇級資格申請書の下欄に領収金額を記入し、領収印を押す)

4. 昇級手続きと同時にJ D S F会員登録申請をおこなう。

- ① J D S F会員会費の徴収(300円)
- ② 会員証は別途送付

5. その他

参考資料

「競技会における 昇級事務処理要領」
「選手登録事務について」

平成12年 1月 1日制定
平成14年10月26日改訂

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

公認級別競技会実施規程

（目的）

第1条 本規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟競技規則（JDSF競技規則）の規定に基づき、JDSF、加盟団体及び加盟傘下団体が主催する公認級別競技会の運営内容等について定めることを目的とする。

（適用）

第2条 本規程は、競技規則第4条、1の競技会、（即ちA～6級競技会、シニアI～III競技会）に適用するものとする。

（競技種目及び服装）

第3条 公認級別競技会の競技種目、フィガー制限及び服装は、別表1から別表4による。

（開催回数）

第4条 JDSFは、加盟団体と加盟傘下団体を通じて、毎年決められた回数の範囲内で公認級別競技会を開催しなければならない。公認級別競技会の開催回数は別に定める細則による。

（JDSFへの公認申請）

第5条 公認級別競技会を開催する場合は、所定の様式により公認申請をしなければならない。

（附則）

第6条 本規程は平成15年1月1日から施行する。

（別表1）一般級別（A～6級）競技種目、フィガー制限及び服装

DSCJ全日本統一級公認競技会実施規程（別表1）を参照

（別表2）シニアI競技会競技種目、フィガー制限及び服装

区分	スタンダード種目	ラテン種目	フィガー	服装
SIA級戦	W・T・F・Q とし、決勝から Vwを入れる	S・C・R・P とし、決勝から Jを入れる	自由	WDSF服装規程を基本とする が、会場の事情により主催者が決定できる
SIB級戦	W・T・F・Q の4種目とする	S・C・R・P の4種目とする	自由	WDSF服装規程を基本とする が、会場の事情により主催者が決定できる
SIC級戦	W・T・F・Q の内、3種目とする	S・C・R・P の内、3種目とする	自由	WDSF服装規程を基本とする が、会場の事情により主催者が決定できる
SID級戦	W・T・F・Q の内、2種目とする	S・C・R・P の内、2種目とする	自由	WDSF服装規程を基本とする が、会場の事情により主催者が決定できる

（別表3）シニアII競技種目、フィガー制限及び服装

DSCJ全日本統一級競技会実施規程（別表2）参照

（別表4）シニアIII競技種目、フィガー制限及び服装

DSCJ全日本統一級競技会実施規程（別表3）参照

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

ダンススポーツグランプリ大会規程

本規程は、ダンススポーツグランプリとしての競技会の運営方法およびダンススポーツランキングについて定める。ダンススポーツグランプリの競技会を主催および主管する場合は本規程を遵守しなければならない。

（目的）

第1条 本大会は下記の目的に従い行うこととする。

- （1）ダンススポーツのトップ技術集団としてダンススポーツの模範となること。
- （2）競技選手の技術の向上を図る。
- （3）競技選手人口の拡大を図る。

（ダンススポーツグランプリ大会とは）

第2条 ダンススポーツグランプリ大会とは、競技規則第45条の2の1)に規定する競技会で、JDSFダンススポーツランキング対象となる競技区分（以下グランプリという）が行われる競技会とする。

（大会の主催）

第3条 本大会は、原則として公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下JDSFという）主催とする。各ブロックは、大会運営の主管となることとする。前記以外の場合は、JDSF業務執行理事会の承認を得ることとする。

（大会の主催地）

第4条 本大会は第3条に基づき、本部または各ブロックの管轄所在地での開催を原則とする。大会開催希望地が本条に適合しない場合は、JDSF業務執行理事会の承認を得るものとする。

（大会のタイトル）

第5条 本大会の大会タイトルは下記に従うこと。必要によりメインタイトル、サブタイトルを用いることができる。

1. メインタイトル

メインタイトルは和文、英文のいずれを用いてもよいこととする。

（1）和文タイトル

「ダンススポーツグランプリ in ○○」とする。

○○については開催地、ブロック名を入れることを原則とするが、各主管にて特別な名称を用いてよいこととする。

（2）英文タイトル

（例）「Dance Sport Grand Prix in ○○」

（3）各主管の判断で和文、英文を併用したタイトルを設定することができる。但しこの場合は、JDSF業務執行理事会の承認を得ることとする。

2. サブタイトル

サブタイトルは各主管が設定できることとする。但しこの場合は、JDSF業務執行理事会の承認を得るものとする。

（大会の競技区分）

第6条

1. 本大会の競技区分の内、グランプリとする競技については以下のとおりとし、JDSF業務執行理事会の決定を経て前競技年度終了までに発表する。

①スタンダード競技：三笠宮杯全日本ダンススポーツ選手権スタンダード競技、およびその他のグランプリ5大会のうちスタンダード競技グランプリとなった3大会の計4大会

- ②ラテン競技：三笠宮杯全日本ダンススポーツ選手権ラテン競技、およびその他のグランプリ5大会のうちラテン競技グランプリとなった2大会の計3大会
2. グランプリ以外の競技区分についてはJDSF業務執行理事会の承認を得て決定する。

(審判員)

第7条 1. 本大会の審判員は下記のとおりとする。

1) グランプリ

WDSF公認審判員、JDSF公認審判員またはJDSF公認プロフェッショナル審判員
審判員は7名以上とする。

ただし、WDSF公式競技会および新審判基準が適用される競技会はそれぞれの実施規程に従う。

2) その他はJDSFの定める規程による。

2. 審判員の審判料および交通費、宿泊費

審判料 (1) WDSF公認審判員

審判料・・・WDSFとJDSFとの申し合わせに基づく
交通費・・・支給する 宿泊費・・・支給する

(2) JDSF公認審判員

審判料・・・JDSF規程に基づく
交通費・・・支給する 宿泊費・・・支給する

(3) プロフェッショナル審判員

審判料・・・プロ団体とJDSFとの申し合わせに基づく
交通費・・・支給する 宿泊費・・・支給する

(服装)

第8条 本大会の服装は下記の通りとする。

1. 出場選手

グランプリ WDSF規程による
その他はJDSFの定める規程による

2. 審判員

正装または平服 (平服：男性ネクタイを着用する。)

(シード選手)

第9条 本大会を開催するにあたり、大会主管は、シード選手を設定しなければならない。シード選手の選考基準などについては以下のとおりとする。

1. シード選手の適用範囲

1) 競技区分 グランプリに適用する。

2) シード選手の所属

JDSF登録の選手に適用する。

JDSF登録以外の選手をシードする場合はJDSF業務執行理事会の承認を得る。

3) 国内シード選手の選考基準

前回のグランプリの準決勝入賞者および前年度ダンススポーツランキング1位と2位、但し、グランプリを公認欠場した場合およびスタンダード、ラテン両部門に出場できない競技会で片方に出場するために欠場せざるを得なかった場合、シード権は次回まで有効とする。

2. シード選手の旅費、宿泊費および出場料

出場料のみ免除する。これは試合に出場した時点で免除が確定する。大会主管より返金されるものとする。
申し込みして欠場の場合は返金されない。

※シード選手は、エントリーしたにも係わらず自己の都合などにより欠場を行う際には、欠場の連絡を行うことを義務とする。

3. シードの実施（第1次予選の免除）

グランプリにおいてリダンスが適用されない場合、シード選手は2次予選から出場する。ただし、3次予選以上が行われる場合にのみ適用する。

(大会役員)

第10条 大会役員の日当、交通費、宿泊費について下記の通り定める。

1. JDSF本部派遣役員

- 1) 派遣手続き：JDSF業務執行理事会の承認を経て派遣を行う。
- 2) 日当、交通費、宿泊費：JDSF旅費規程に従い、支給する。
- 3) 会計所管：JDSF

2. 大会実行委員会役員

- 1) 選出手続き：大会実行委員会の決定に委ねる。
- 2) 日当、交通費、宿泊費：大会実行委員会の決定に委ねる。
- 3) 会計所管：大会実行委員会

(ダンススポーツランキング制定方法と派遣選考)

第11条 第1条に基づき、下記の通りダンススポーツ選手の年間日本ランキングを決定するものとする。

1. ダンススポーツランキング対象競技区分

JDSFが認めたダンススポーツランキング対象試合とする。

2. ダンススポーツランキングポイント付与

(1) ポイントの付与

対象競技会のポイントは、JDSF登録選手以外の選手の成績を除外した順位でJDSF登録選手を繰り上げる。下位決勝がない場合は、準決勝の順位は準決勝のチェック数で決定する。同点の場合は同順位のまとする。準決勝が13組以上の場合は、12位以下は24点より1点ずつの減点を付与する。但し、最低点を21点とする。(13位は24点、14位は23点、15位は22点、16位以下は21点の付与。JDSF登録選手以外の選手が含まれる場合はその組だけ切り上がったポイントとなる。) リダンスは予選の数としてカウントしない。またリダンスを行う場合の最終予選は準々決勝とし、ポイントは20点とする。

順位	ポイント	備考			
		賞状	副賞	メダル、トロフィーまたは楯	
1位	80点	有	50,000円程度	金メダル	
2位	75点	有	40,000円程度	銀メダル	
3位	70点	有	30,000円程度	銅メダル	
4位	65点	有	20,000円程度	無	有
5位	60点	有	20,000円程度	無	有
6位	55点	有	20,000円程度	無	有
7位	50点	無	無	無	無
8位	45点	無	無	無	無
9位	40点	無	無	無	無
10位	35点	無	無	無	無
11位	30点	無	無	無	無
12位	25点	無	無	無	無
4次	20点	無	無	無	無
3次	15点	無	無	無	無
2次	10点	無	無	無	無
1次	5点	無	無	無	無
準々決勝	20点	無	無	無	無

* 準々決勝はリダンスのある場合の最終予選

* * グランプリが派遣と重なった場合(派遣競技会開催日±2日)はその国内試合は公認欠場とする。
なお派遣は「国際派遣選考競技会規程」に基づき派遣する競技会とする。

(2) 年間ランキングは、第6条1の対象競技会のポイントのうち、各組上位2競技会のポイントの合計点で決定する。（同点の場合は同順位とする。）

（大会報告の義務）

第12条 大会主管は大会終了後3ヶ月以内に、大会の全成績を競技部へ、収支についてはJDSF業務執行理事会に報告しなければならない。

（利益・損失）

第13条 本大会で得た利益または損失については大会主催団体に帰属する。

（施行）

第14条 本規程は、平成23年1月1日より施行する。

補足

ADS F、WDS F公式戦となる場合は、ワールドネームを申込書に書かせ、シラバスに載せるようとする。

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

JDSF ブロック選手権大会実施規程

（目的）

第1条 本規程はブロック選手権大会の具体的な実施方法を定める事を目的とする。

（大会の主催）

第2条 本大会の主催は原則として、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下JDSFという）各ブロックとする。主管となる組織は各都道府県組織とする。

（大会名）

第3条 大会名は大会固有の名称を使用することができるが、サブタイトルにJDSFブロック規程に定められたブロック名を必ず入れる。

（競技区分）

第4条 本大会においては下記の競技区分により構成するものとし、区分1の他に2～5のいずれかを盛り込まなければならない。これを変更する場合はJDSF競技本部の承認を得る。

- 1 ブロック選手権（DSCJ A級戦とする）
- 2 DSCJ B級～D級戦 1級戦～6級戦
- 3 シニアⅡ A～D級戦
- 4 シニアⅢ A～D級戦
- 5 ジュニア戦

（実行委員会）

第5条 実行委員長及び副実行委員長はブロック運営委員会において任命する。実行委員長は任命を受けた後、速やかに実行委員会を結成し、実行委員名簿、大会要項と予算書を開催日5ヶ月前までにブロック運営委員会に提出し、競技本部の指導を受ける。

（ブロック運営委員会承認）

第6条 ブロック運営委員会は、第5条で提出された申請について、その適正を審査し、実行委員長に承認を与える。

（JDSF公認手続き）

第7条 運営委員会の承認後、実行委員長は開催日3ヶ月前迄に、JDSF公認手続きを行わなければならない。
(審判員及び人数)

第8条 ブロック選手権の審判員はJDSF公認審判員7名以上とし、プロフェッショナル審判員を含めることができる。その他はJDSFまたはDSCJの定める規程に従う。

（競技に関する事項）

第9条 競技種目、フィガー規程、服装等の競技に関する事項はJDSF競技規則、競技規程またはDSCJ競技規則によるものとする。

（大会会長）

第10条 ブロック選手権大会の大会会長は、ブロック運営委員会委員長とする。

（実行委員会役員）

第11条 実行委員会役員の日当、交通費及び宿泊費は実行委員会の決定に委ねる。会計所管は実行委員会とする。

（報告の義務）

第12条 実行委員長は競技会終了後、2週間以内に下記書類をJDSF競技本部までに提出しなければならない。

1. 競技会結果報告書及び添付書類
2. ランキングポイント集計表
3. 大会プログラム

（会計報告）

第13条 会計報告書は大会終了後3ヶ月以内にブロック運営委員会に提出し、承認を得なければならない。
(利益・損失)

第14条 本大会で得た利益または損失は大会主催団体の帰属とする。

（施行）

第15条 本規程は、平成15年1月1日より実施する。

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）
都道府県対抗「全国ダンススポーツ」大会規程

総 則

本大会は1992年、旧日本社会人ダンス連盟（NSDR）による「全国社会人スポーツダンス大会・団体戦」として開催されてきた。1998年長野大会より将来の国体参加ならびに団体戦を基調とした新しいダンススポーツ大会を目指すため大会名称を都道府県対抗「全国ダンススポーツ大会」と改め、旧日本アマチュアダンス協会（JADA）より移管したものである。

本規程の制定にあたり、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟の主催競技会として適切かつ効率的な大会を開催するためその運営方法について定める。

都道府県対抗戦を主催および主管する場合は本規程を遵守しなければならない。

（目的）

第1条 本大会は、将来の国民体育大会におけるダンススポーツ種目の採用をめざし、都道府県対抗による団体戦競技の普及を図るとともに、各都道府県加盟団体における選手育成・強化ならびにダンススポーツ底辺拡大に寄与し、かつ国民のダンススポーツによる体育の向上を目指すものとする。

（大会の主催および主管）

第2条 1. 本大会は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下：JDSFという）の主催とする。
2. 開催地の加盟都道府県団体は本大会を主管する。

（開催日および開催地）

第3条 1. 開催は毎年1回とする。
2. 開催地は原則として当該年の国体開催地とする。
但し、JDSF業務執行理事会において開催が困難と判断した場合はこの限りではない。
その場合、新たな開催地はJDSF業務執行理事会が決定する。
3. 開催地の重複は妨げない。

（大会の名称）

第4条 本大会の名称は下記に定める。

（正式名称）

内閣総理大臣賞 「都道府県対抗 全国ダンススポーツ大会」 in ○○
とする。○○については開催都道府県名入れる。

（開催競技）

第5条 本大会は、別途定める「JDSF都道府県対抗戦における団体戦規程」にもとづく団体戦競技を行うものとする。

但し、JDSF公認・承認競技会を併催することが出来る。

（審判員）

第6条 本大会の審判員はJDSF公認審判員、またはJDSF公認プロフェッショナル審判員5名以上とする。

（団体戦選手手選考）

第7条 別途定める実施要綱に則り、加盟団体代表者の推薦によるものとする。

（団体戦申込み方法）

第8条 別途定める実施要領に則り、加盟団体が一括してこれを行う。

（参加費用負担）

第9条 団体戦出場にかかる費用は加盟団体負担とする。

但し、個人負担部分については加盟団体の裁量に委ねることとする。

（実行委員長）

第10条 JDSF業務執行理事会は実行委員長を指名し、実行委員長は直ちに実行委員会を組織し、JDSF業務執行理事会の承認を得なくてはならない。但し、実行委員長は原則としてJDSF執行委員から選出

する。

(実行委員会の構成)

第11条 実行委員会は必要に応じて開催主管実行委員会を置くことができる。

実行委員会は開催主管団体と協議し、開催主管団体の推薦により開催主管実行委員長を委託する。

実行委員会は、原則として実行委員長、競技本部長、普及本部長、各ブロック運営委員長、事務局長、総務部長ならびに開催主管実行委員長とする。また、必要に応じて、適材な実行委員を任命することができる。

(実行委員会の職務)

第12条 1. 本部委員会は、下記の項目を担当する

- ①内閣総理大臣賞等の申請手続き等ならびに対外的な後援・協賛名義申請手続き。
- ②全国加盟団体に対する参加協力要請
- ③全国的なスポンサーならびに協賛金等の依頼ならびに運用資金の確保
- ④その他大会に関する対外的な業務

2. 開催主管実行委員会は下記の項目を担当する

- ①開催主管大会実行委員会組織化ならびに大会運営役員の選任
- ②大会事務局業務(出場申込みならびに会計業務等)
- ③大会準備ならびに大会運営実施全般
- ④ローカルなスポンサーならびに協賛金等の依頼ならびに運用資金の確保
- ⑤その他、本部実行委員会と連携し相互に業務を分担する。

(大会役員)

第13条 大会役員の日当、交通費、宿泊費について下記の通り定める。

1. JDSF本部派遣役員

- (1) 派遣手続き：JDSF業務執行理事会の承認を経て派遣を行う
- (2) 旅 費：JDSF旅費規程に従い、JDSFより支給する。
- (3) 会計所管：JDSF会計

2. 大会実行委員会役員

- (1) 選出手続き：大会実行委員会の決定に委ねる
- (2) 日当、交通費、宿泊費：大会実行委員会の決定に委ねる
- (3) 会計所管：大会実行委員会会計

(大会報告の義務)

第14条 委員長は大会終了後3ヶ月以内に、収支決済についてはJDSF業務執行理事会に報告しなければならない。

(利益・損失)

第15条 本大会で得た利益または損益については大会主催団体に帰属する。

(施行)

第16条 本規程は、平成22年 9月26日より施行する。

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

都道府県対抗全国ダンススポーツ大会団体戦規程

（目的）

第1条 本規程は、国民体育大会（国体）のダンススポーツ競技種目採用を目指した「都道府県対抗全国ダンススポーツ大会」団体戦に関する規程について定めるものである。

（団体戦の構成ならびに選手資格）

第2条 団体戦は都道府県加盟団体をもって構成し、その所属会員により第4条により構成する。

また、実行委員会の判断により1団体につき複数を構成出場させることができる。

但し、最大3構成（チーム）以内とし、その場合は独立した団体として扱うこととする。

（出身地からの出場）

第3条 選手は前条に定めるによる以外に、出身の都道府県からも出場もできる。

但し、その出身都道府県の推薦を受けた者に限る。

（団体戦競技の構成）

第4条 都道府県のダンススポーツ競技を代表する選手にて構成する。

スタンダード、ラテンそれぞれに構成することができる。

種目および年齢構成ならびに選出基準については以下に定める。

ス	種目	資格	選出組数	出場資格（年齢）
タ ン ダ ト ド	ワルツ	壮年A	各1組	45歳以上と40歳以上
	タンゴ	壮年B		55歳以上と50歳以上
	スローフォックストロット	成年A		年齢オープン
	クイックステップ	成年B		35歳以上と30歳以上
	ヴィエニーズワルツ	成年A		年齢オープン（21歳以下推奨）
ラ テ ン	サンバ	成年A	各1組	年齢オープン
	チャチャチャ	壮年A		45歳以上と40歳以上
	ルンバ	壮年B		55歳以上と50歳以上
	パソドブレ	成年B		35歳以上と30歳以上
	ジャイブ	成年A		年齢オープン（21歳以下推奨）

（選出方法）

第5条 前条を構成するにあたり、加盟団体は構成区分による予選を行ない代表を選出する。

また、直近の都道府県主催競技会の成績ならびに加盟団体の推薦をもって代える事ができる。

（競技方法）

第6条 競技方法は第2条の構成区分により、団体（チーム）単位の競技とする。

スタンダードチーム、ラテンチーム毎に各種目の集計（予選・準決勝はチェック法、決勝はスケーティング）によるチーム単位での予選通過とする。（リダンスを行うことができる。）

下位決勝戦を実施し12位までの順位を確定する。但し、背番号ほかその団体を明確に表わすものを選手に装着する。

（団体成績の算出方法）

第7条 団体成績は、第6条で定めた競技方法による団体単位の順位をもって団体成績とする。

但し、同一都道府県団体において複数チーム出場の場合は最高得点チームをもってその団体成績としそれ以下のチームは成績に含まないものとする。順位は繰り上げるものとする。

（成績および表彰）

第8条 表彰は前条に定めるスタンダード、ラテン毎の部門成績ならびにスタンダード、ラテン総合による団体戦総合成績をもって表彰する。

（内閣総理大臣賞の授与）

第9条 前条の団体戦総合優勝の団体に授与する。

(参加費ならびに選手旅費)

第10条 団体戦、ならびに選手に懸る費用については、加盟団体の負担とする。

ただし、選手個人への費用分担は加盟団体の事情によるものとする。

(その他付帯事項)

第11条 本規程の定める以外については、実行委員会にて決定する。

(本規程の改廃)

第12条 本規程は業務執行理事会の承認をもって競技部において改廃することができる。

平成12年 1月 1日制定
平成17年 4月 1日改訂

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

公認級別競技会昇降級規程

（目的）

第1条 本規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟競技規則（以下「JDSF競技規則」という）の規定に基づき、JDSF、加盟団体及び加盟傘下団体が行う公認級別競技会（以下「公認級別競技会」という）における、登録選手の昇級及び降級の基準を明確に定めることを目的とする。

（適用）

第2条 本規程は、競技年度におけるJDSF競技規則第45条第1項に規定する競技会（A級～6級競技会、シニアI～III競技会）に適用するものとする。

（競技年度）

第3条 競技会の年度は1月1日から12月31日とする。

（昇級）

第4条 昇級については、別表1、別表2-1および別表2-2によるものとする。
昇級基準はその年度の成績とする。

（降級）

第5条 降級については、別表3、別表4-1および別表4-2によるものとする。

（シニアII、シニアIII競技会の特例）

第6条 公認シニアII及びシニアIII競技会については、競技規則第47条の括弧書きを適用するものとする。

（技術認定資格取得者等の認定級）

第7条 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟技術認定規則の規定による認定区分がグレード6又はグレード5を認定された者がJDSF選手登録をする場合には6級を付与する。

2 旧基礎技能認定会において、規程フィガーグループ1、グループ2の修了を認定された者がJDSF選手登録をする場合には6級を付与する。

（附則）

第8条 本規程は平成17年1月1日より施行する。

別表1、（J6級～A級への昇級基準）

DSCJ全日本統一級昇降級規程（別表1-1）を参照

別表2-1（シニアI昇級基準）

昇級	昇級基準	昇級期日
有権者からSJD級へ	シニア級選手登録を完了し、SJD級競技会において最終予選に残る成績を得たとき。	1月1日
下位級からSIC級へ	SJD級以下の選手がSJD級競技会において、エントリー組数の15%以内の成績を得たとき。最大12位までとする。	1月1日
下位級からSIB級へ	SIC級以下の選手がSIC級競技会において、エントリー組数の10%以内の成績を得たとき。最大6位までとする。	1月1日
下位級からSIA級へ	SIB級以下の選手がSIA級競技会又はSIB級競技会において、エントリー組数の10%以内の成績を得たとき。最大6位までとする。	1月1日

別表2-2（シニアII、シニアIII昇級基準）

DSCJ全日本統一級昇降級規程（別表1-2）を参照

別表3、(J 6級～A級への降級基準)

D S C J全日本統一級昇降級規程(別表2－1)を参照

別表4－1(シニアI降級基準)〔当分の間降級無しとし早急に管理体制を整え再度審議し決定するものとする〕

降 級	降 級 基 準	降級期日
S I A級からS I B級へ	自己級競技会で年間1回も最終予選に出場出来なかった場合	年末
S I B級からS I C級へ	自己級及び上位級で、年間1回も1次予選を通過出来なかった場合	年末
S I C級からS I D級へ	自己級及び上位級で、年間1回も1次予選を通過出来なかった場合	年末
S I D級から無級へ	自己級及び上位級に、2年間を通じて1回も出場しなかった場合。	年末

別表4－2(シニアII、シニアIII降級基準)

D S C J全日本統一級昇降級規程(別表2－2)を参照

—

平成 9年 1月 1日制定
平成 12年 1月 1日改訂

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

昇級基準に関する内規

本細則は、公認級別競技会昇降級規程の内、昇級基準に関する具体的な取扱いを定めたものである。

(最終予選の定義)

第1条 昇級基準上の最終予選の定義は以下とする。なおフリーパスも予選と見なす。

- 1、n次予選まで実施された場合は、n次予選を最終予選とする。 (別表1)
 - 2、一次予選の次が準決勝の場合は、出場組全てが最終予選進出とする。 (別表2)
 - 3、予選がなく準決勝から実施の場合は、出場組全てが最終予選を通過したものと扱う (別表3)
 - 4、予選、準決勝がなく決勝のみの場合は出場組全てが最終予選、準決勝を通過したものと扱う。 (別表4)
- (昇級組数算出結果が1組未満となった場合)

第2条 出場組数に昇級率を乗じて昇級対象組を算出した結果、1組未満(0.5~0.99組)となった場合は、競技規則第47条(公認級別競技の成立)を満足する事を条件に、昇級対象者を1組とする。

(施行)

第3条 本細則は平成12年1月1日から施行する。

(別表1)

実際の競技運営	昇級基準の扱い
1次予選	予選
2次予選	予選
・	"
・	"
n次予選	最終予選
準決勝	準決勝
決勝	順位

(別表3)

実際の競技運営	昇級基準の扱い
準決勝	準決勝
決勝	順位

※出場組全てが最終予選まで通過とみなす

(別表2)

実際の競技運営	昇級基準の扱い
1次予選	最終予選
準決勝	準決勝
決勝	順位

※出場組全てが最終予選進出とする

(別表4)

実際の競技運営	昇級基準の扱い
決勝	順位

※出場組全てが準決勝まで通過と見なす

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

JDSF ブロックランキング規程

本規程は、JDSF登録選手に対して、年間ブロックランキングを与え、ブロック内ダンススポーツ選手の順位を示すものである。

(目的)

第1条 1、地域のダンススポーツの振興と発展を図る。

2、競技選手の技術レベルの向上を計る。

(ランキングの付与)

第2条 第1条及び第2条に基づき以下のとおり年間ランキングを付ける。

1、年間ランキング対象競技会は、ブロック選手権、ブロックが認定した各都府県組織主催の公認競技会（4種目以上の競技会）とする。

2、年間ランキングポイント基準は、別表1による。

3、対象競技会のポイントは、JDSF登録の各ブロック所属選手のみの順位で、ブロック外の選手の成績を除外して、準決勝までの所属ブロックの選手を繰り上げる。（準決勝の順位は準決勝のチェック数で決定する。
同点の場合は同順位とする。）

4、順位の繰上げを行うのは、準決勝以上とする。

5、準決勝が13組以上の場合、12位未満は24点より1点ずつ減点し、最低点を21点とする。（13位は24点、14位は23点、15位は22点、16位は21点とする。）

6、対象競技会のうち、各人上位2競技会のポイントの合計点で決定する。

別表1

		ブロック選手権	他の公認競技会
1位		80	70
2位		75	65
3位		70	60
4位		65	55
5位		60	50
6位		55	45
7位		50	40
8位		45	35
9位		40	30
10位		35	25
11位		30	20
12位		25	15
1次	最終予選	20	10
	1次	2次	3次
		15	5
		10	3
		5	1

参加組数が6組に満たない競技会における得点は加算しない。

(その他)

第3条 その他本規程で定め無き事項はJDSF業務執行理事会で決定する。

(施行)

第4条 本規程は、平成15年1月1日より実施する。

都道府県ランキング規程

本規程は、JDSF登録選手に対して、年間の各都道府県ランキングを与え、各都道府県のダンススポーツ選手の順位を示すものである。各種の代表選手の選考には本規程を用いる。

(目的)

- 第1条 1、地域のダンススポーツ振興と発展を図る。
 2、競技選手の技術レベルの向上を計る。
 3、県代表の派遣選手選考の基準の一つとする。

(年間ランキングの付与)

- 第2条 第1条及び第2条に基づき以下のとおり年間ランキングを付ける。
 1、年間ランキング対象競技会は、各都道府県選手権、及び都道府県が認定した公認競技会とする。
 2、年間ランキングポイント基準は、別表1による。
 3、対象競技会のポイントは、JDSF登録の各都道府県所属選手のみの順位で、都道府県外の選手の成績を除外して、準決勝までの都道府県の選手を繰り上げる。（準決勝の順位は準決勝のチェック数で決定する。同点の場合は同順位とする。）
 4、順位の繰上げを行うのは、準決勝以上とする。
 5、準決勝が13組以上の場合は、12位以下は24点より1点ずつ減点し、最低点を21点とする。
 6、対象競技会のうち、各上位2競技会のポイントの合計点で決定する。

別表1

		都道府県選手権	他の公認競技会
1位		80	70
2位		75	65
3位		70	60
4位		65	55
5位		60	50
6位		55	45
7位		50	40
8位		45	35
9位		40	30
10位		35	25
11位		30	20
12位		25	15
1次	最終予選	20	10
	1次	15	5
	2次	10	3
	3次		
	1次	5	1
	2次		
	3次		

参加組数が6組に満たない競技会における得点は加算しない。

(その他)

- 第3条 その他本規程で定め無き事項は各都道府県役員会議で決定する。

(施行)

- 第4条 本規程は、平成12年4月1日より実施する。

都道府県シニアI・シニアII・シニアIIIランキング規程

本規程は、将来の国民体育大会に備えて行われる都道府県別対抗団体戦の選手選考基準の基礎となる規程とし、JDSFシニアI・シニアII・シニアIII（以下シニア系という）登録選手に対して、年間の各都道府県ランキングをそれぞれに与え、シニア系登録選手の各都道府県における順位を示すものである。各種の代表選手の選考には原則として本規程を用いる。

（目的）

- 第1条 1、地域のダンススポーツ振興と発展を図る。
 2、競技選手の技術レベルの向上を計る。
 3、シニア系県代表選手の派遣選考基準の一つとする。
 4、国体の種目にダンススポーツが取り入れられる素地を作る。

（年間ランキングの付与）

第2条 第1条及び第2条に基づき以下のとおり年間ランキングを付ける。

- 1、年間ランキング対象競技会は、都道府県各シニア系選手権（公認各シニア系A級戦）、及び都道府県内で開催される都道府県連盟が認定したクラスオープンの各シニア系競技会とする。
 2、年間ランキングポイント基準は、別表1による。
 3、対象競技会のポイントは、JDSF登録の各都道府県所属選手のみの順位で、都道府県外の選手の成績を除外して、準決勝までの都道府県の選手を繰り上げる。（準決勝の順位は準決勝のチェック数で決定する。同点の場合は同順位とする。）
 4、順位の繰上げを行うのは、準決勝以上とする。
 5、準決勝が13組以上の場合は、12位以下は24点より1点ずつ減点し、最低点を21点とする。
 6、対象競技会のうち、各上位2競技会のポイントの合計点で決定する。

別表1

		都道府県シニアI・シニアII・シニアIII各選手権	都道府県内開催クラスオープンのS I、S II、S III各競技会
1位		80	70
2位		75	65
3位		70	60
4位		65	55
5位		60	50
6位		55	45
7位		50	40
8位		45	35
9位		40	30
10位		35	25
11位		30	20
12位		25	15
1次	最終予選	20	10
	1次	15	5
	2次	10	3
	3次	5	1

参加組数が6組に満たない競技会における得点は加算しない。

（その他）

第3条 その他本規程で定め無き事項は各都道府県役員会議で決定する。

（施行）

第4条 本規程は、平成13年1月1日より実施する。

平成 7年 4月 1日制定
平成22年 7月25日改訂
平成25年 7月21日改訂

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

公認審判員規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟競技規則（以下JDSF競技規則という）にしたがい、JDSF加盟団体が主催する公認競技会及び承認競技会（以下JDSF競技会という）の審判員について及びWDSF公認審判員候補の推薦について定めることを目的とする。

（JDSF競技会の審判員）

第2条 JDSF競技規則第21条により、JDSF競技会における審判員は、特にJDSFが承認した場合を除き、この規程によって登録された審判員（JDSF公認審判員という）によらなければならない。

（JDSF公認審判員の等級）

第3条 次の3等級に区分する。

- 1、A級公認審判員（特別登録会員としてのプロ審判員を含めるものとする。）
- 2、B級公認審判員
- 3、C級公認審判員（平成26年より募集打ち切り）

（JDSF公認審判員の競技歴）

第4条 JDSF公認審判員は、次の資格を持った現役引退者でなければならない。

- 1 A級公認審判員は、スタンダード、ラテンのうちどちらか年間全国ダンススポーツランキング12位以内の成績を2回以上獲得の経験を有する者か全日本選手権10ダンスにおいて決勝2回以上入賞の経験を有する者及びそれと同等以上の者。
- 2 B級公認審判員は、スタンダード、ラテンのうちどちらか年間全国ダンススポーツランキング36位以内の成績（又はランクインポイント15点以上）を2回以上獲得の経験を有する者か全日本選手権シニアI、シニア選考会、全日本選手権シニアIIにおいて決勝2回以上入賞の経験を有する者かJDSFの公認A級戦、B級戦で所定の成績を収めた者。

（所定の成績：出場組数に対して20%以内の順位を3回獲得、但し、A級戦は準決勝以上、B級戦は決勝以上。）

（審判できる範囲）

第5条 審判できる範囲を次のように区分する。

- 1 A級公認審判員は、国内JDSF競技会のすべて。
- 2 B級公認審判員は、B級以下のJDSF競技会及びシニア系の選手権。
- 3 C級公認審判員は、C級以下のJDSF競技会。

（申請資格基準）

第6条 第4条の競技歴を有するほか、次の各項のすべてに該当しなければならない。

- 1 JDSF会員登録をしている25歳以上65歳未満（申請時）の者。
- 2 現役選手を引退し、国内、海外を問わず公の場での採点の対象となる如何なる競技会にも出場していないもの。但し模範演技、JDSF傘下団体・JDSF会員拡大パーティーでの余興的競技会は除く。
- 3 JDSF及び所属団体の規約規程類に照らし、重大な違反歴がない者。

（資格審査）

第7条 認定申請を受けて、審判部において資格審査を行い、その結果を申請団体に通知しなければならない。なお、資格審査は年1回以上行うことを原則とする。

（初期研修）

第8条 前条の資格審査に合格した者は、次の初期研修を受け、これに合格しなければならない。
但しプロ審判員においてはこれを免除する。

- 1、審判基準、ダンス理論、競技規則、採点管理、競技運営、審判員として心構え等の研修
- 2、審判実技研修
- 3、その他

(公認審判員登録)

第9条 第7条の資格審査に合格し、前条の初期研修を終了した者は、資格認定委員会の審議を経て、JDSF公認審判員として登録しなければならない。

(審判員会費)

第10条 公認審判員会費については別に定める。

(定期研修と臨時研修)

第11条 登録された審判員は、審判部の年1回以上実施する定期研修、及び必要に応じて実施する臨時研修を受けなければならない。

但しプロ審判員は任意としこれを義務付けない。

(罰則)

第12条 登録された審判員が、次の各号に該当する場合は、登録の取り消し、相当期間の資格の停止、戒告等を行う。

これらの決定は業務執行理事会の承認を経て、会長がこれを行う。

1、選手等から金品の授受、供應を受けたとき。

2、公認審判員としての品位を著しく傷つけたとき。

3、JDSFが審判を禁止している競技会の審判を敢えて行ったとき。

4、JDSFの規約、規程等に重大な違反行為があつたとき。

5、競技者支援要員としてドーピング検査違反にかかわった場合、日本ドーピング防止規程により審判員資格を永久停止する。また、本連盟ドーピング防止規則により、与えた損害についてはJDSFの請求に従い賠償するものとし、状況によってJDSFは罰金を科す。

6、申請の内容に重大な不正があつたとき。

7、第6条の申請資格基準を満たさなくなつたとき。

8、JDSFの決定した事項に従わなかつたとき。

9、その他、審判の依頼に対して不当な理由で断つたとき。

(弁明)

第13条 前条により、罰則を受けた者が、その決定に異議ある場合は、業務執行理事会において弁明することができる。

(公認審判員の昇級)

第14条 第4条に関わらず、審判の経験、技量、見識に優れていると認められた公認審判員は、審判部が推薦し、資格認定委員会の審議を経て、昇級することができる。

昇級に関する事項は別に定める細則によるものとする。

(WDSF公認審判員候補推薦)

第15条 WDSF公認審判員候補推薦に関しては、別に定める細則によるものとする。

(公認審判員の定年)

第16条 審判員の継続登録が出来るのは、75歳以下の者とする。(平成27年末より)

(公認審判員の派遣)

第17条 主催団体からの公認審判員の派遣依頼を受けて、JDSFは公認審判員を派遣する。人選は審判部で協議し、審判部長がこれを行う。

(派遣費)

第18条 派遣費用は、JDSFの規程に従う。

(付則)

第19条 次による。

1、この規程に関わらず、学連が主催する競技会については、その運営の自主性が尊重される。

2、第4条の現役引退者とは、昇降級に関係なくいかなる競技会にも出場していない者をいう。

3、第7条、第9条、第14条の規定に関し、資格認定委員会の関係規定が適用されるまでの間は、なお従前の例によるものとする。

(施行)

第20条 この規程は平成26年1月から施行する。

平成14年1月27日制定
平成18年9月23日改訂

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

公認審判員昇級に関する内規

（目的）

第1条 この細則は公認審判員規程第14条に基づき、審判員昇級に関する具体的なことを定めたものである。

（昇級基準）

第2条 審判員昇級の基準は以下のとおりとする。

- 1 審判員経験10年以上を有するもので、真摯な姿勢で審判を務めた者。
- 2 第11条に基づき審判部が開催する年間技術研修会（公認及び承認）に、積極的に参加し技術習得に継続的に取り組んだ者。
- 3 審判員としての見識に優れ、品位を備えていると認められる者。

（1等級昇級）

第3条 昇級は原則として1等級とする。

（但し特別に優秀と認められる者は2等級以上の昇級を認める。）

（昇級非対象者）

第4条 審判員規程第12条（罰則）に該当する行為を行った者は昇級の対象者とならない。

（昇級推薦）

第5条 審判部は、本細則第2条の3項目をすべて満されている昇級候補者がある場合には、資格認定委員会に推薦する。

（昇級審査）

第6条 削除

（資格認定委員会承認）

第7条 審判部から推薦された昇級候補者は資格認定委員会の審議を経て昇級する。

（附則）

第8条 第5条、第6条、第7条の規定に関し、資格認定委員会の関係規定が適用されるまでの間は、なお従前の例によるものとする。

平成13年 2月25日制定
平成21年 8月23日改訂

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

WDSF公認審判員候補の推薦実施要領

本細則は、WDSF公認審判員候補として、資格取得講習会（WDSFジャッジコングレス）への受講及びWDSF公認審判員推薦に関する具体的な取扱を定めたものである。

（WDSF公認審判員候補受講資格要件）

第1条 WDSF公認審判員候補としてWDSFジャッジコングレスに参加受講を申請する者は、以下の要件をすべて備えていなければならない。

- 1 JDSF公認A級審判員であること。
- 2 過去3年以上の競技会における実務審判経験および1回以上のNational Championships（グランプリを含む）審判経験を積んでいること。
- 3 必要最小限の英語ができること。

第2条

＜削除＞

（コングレス受講申請）

第3条 第1条の資格要件を備えている者が、WDSF公認審判員の資格を取得するためにWDSFジャッジコングレスの受講を望む場合は、所定の申請書をコングレス開始2ヶ月前までに、JDSF審判部に提出し、許可を受けなければならない。

（審査・推薦）

第4条

JDSF審判部は、受講申請を受けて受講資格を審査し、その結果を本人に通知しなければならない。

（JDSFの推薦）

第5条 JDSF業務執行理事会が、審判員として実績、能力ともに優れていると認める者を、本人の同意を得た上で、WDSF審判員への推薦を行うことができる。

（JDSF特別登録会員の推薦、登録）

第6条 JDSF特別登録会員のWDSF審判員への推薦及び登録に関しては、次のとおりとする。

- 1 WDSF審判員資格取得申請者については、申請書の届出があったときに審判部において審査し、適当と認めた者をJDSF（業務執行理事会）の承認を得たうえで、WDSFに申請する。
- 2 WDSFにおいて公認審判員に承認された者は、JDSF特別登録会員WDSF公認審判員としてJDSFに登録する。
- 3 JDSF特別登録会員WDSF公認審判員はWDSF審判員登録料のほかにJDSFで別に定めた会費を納めなければならない。

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

審判員派遣に関する実施要領

（目的）

第1条 本実施要領は、審判員規程第17条に基づき、JDSF公認・承認競技会への審判員派遣業務が競技規則及び審判部会での決定事項に則り、公正且つ迅速に行われるため明確にすることを目的とする。

（派遣担当業務）

第2条 審判部内に派遣担当係を設置し、派遣担当者がJDSF公認・承認競技会へ派遣する審判員（以下派遣審判員という）の人選を行い、審判部会に提案する。また派遣に関する実務を行う。

（派遣担当者）

第3条 派遣担当者は審判部会において審判部員から選任し、派遣担当責任者1名、派遣担当者2～3名とする。
その他にブロック担当者を置くことができ、JDSF事務職員を派遣当事務員とすることが出来る。

（役割分担）

第4条 派遣担当者の役割分担は次のとおりとする。

派遣担当責任者	派遣担当の責任者としてJDSF公認・承認競技会への審判員派遣担当業務を統括する。
派遣担当者	審判員派遣の実務を行う。
ブロック担当者	派遣担当者の依頼のもとに、ブロック内における競技会の派遣審判員候補を人選し、派遣担当者に報告する。
派遣当事務員	派遣担当に関する事務的な処理を行う。 (審判員名簿、競技会派遣審判員名簿等の保管等)

（部会承認）

第5条 派遣審判員は審判部会の議決をもって最終決定とする。

（派遣通知）

第6条 審判部会の決定を受けて、専務理事名で審判員派遣の通知を行う。
派遣通知は原則競技会開催2ヶ月前までとする。

（派遣審判員変更）

第7条 決定した派遣審判員の変更は原則として認めないが、正当な理由がある場合は部会の承認を得て行う。
但し、緊急に変更する必要がある場合は、派遣担当責任者と審判部長の同意を得て行うことができる。
また、競技会当日に変更する必要のある場合は、審判員長が決定することができる。
主催者への変更通知は審判部長が行う。

平成 8年 8月22日 制定
平成23年 9月25日 改訂

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

公認競技長規程

（目的）

第1条 本規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟競技規則（以下「競技規則」という）に基づき、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下「JDSF」という）、JDSFブロック、加盟団体及び加盟傘下団体が主催する公認競技会及び承認競技会の運営、進行を円滑に行うために、公認競技長に関して定めることを目的とする。

（公認競技長）

第2条 公認競技長は、本規程によって認定を受け、登録された者とする。

（公認競技長の資格要件）

第3条 公認競技長は、次の各号に掲げる要件をすべて備えていなければならない。

- (1) 競技規則及び競技関連規程を充分理解し運用できること
- (2) 競技会の開催手続き、構成、運営、進行をよく理解し、タイムテーブル（進行表）を作成することができること
- (3) 採点管理の仕組み及びスケーティングシステムを充分に理解していること
- (4) 選手登録管理システム（昇降級、選手登録その他関係規程）を充分に理解していること
- (5) 各競技会における服装規程を充分理解し、選手に説明指導できること
- (6) 統括、管理指導及び協調性があり、競技会を円滑に進行できる能力を有していること

（公認講習会及び公認研修会）

第4条 JDSFは、競技長育成のために、公認講習会及び公認研修会を開催する。

- 2 公認講習会とは、本部講師による競技長資格認定試験を伴う講習会をいい、公認研修会とは、本部承認の地域委任講師によるテキスト研修会又は本部講師による研修会をいう。
- 3 JDSFブロック及び加盟団体は、JDSFの承認を得て、公認講習会及び公認研修会を開催することができる。
- 4 公認講習会及び公認研修会は、全国又はJDSFブロック内のJDSF会員に対して参加する機会を与えるなければならない。

（公認競技長の認定要件）

第5条 公認競技長の認定要件は、次の各号による。

- (1) 競技会の企画、運営又は競技長の補佐を2回以上経験すること。ただし、このうち1回は事前に公認講習会又は公認研修会を受講することにより、これらの実務経験をしたものとして取り扱うことができる。（受験当日の公認講習会受講は含まない）
 - (2) 受験に際しては、前号の認定要件を満たしたうえで、予め本人の認定申請書及び加盟団体の推薦書を提出し、受験当日の公認講習会を受講すること
 - (3) 試験に合格すること
- 2 加盟団体は、前項第2号に定める推薦書を提出するときは、第3条に定める資格要件及び前項第1号に定める認定要件を確認するものとする。

（公認競技長の認定、登録及び認定証の発行）

第6条 JDSFは、前条に定める公認競技長の認定要件が満たされたと認めたときは、これを認定し、登録のうえ認定証を発行する。なお、その者が所属する加盟団体に対しても、氏名その他必要な事項を通知する。

2 認定に必要な事項は別に定める。

(公認競技長の資格更新)

第7条 公認競技長が資格を更新する場合は、資格を取得した年又は資格を更新した年の翌年から3年以内（暦年）に、公認講習会又は公認研修会を受講しなければならない。

2 前項に定める公認講習会又は公認研修会を、期限内に受講しない場合は、資格は自動抹消されるものとする。

(公認競技長の責務)

第8条 公認競技長は、次の責務を負うものとする。

- (1) 競技長は、他の大会役員と緊密な連携を保ち、競技会の円滑な運営を確保するため、的確な指導と統率に努めなければならない。
- (2) JDSF、JDSFブロック又は加盟団体の開催する競技関連講習会、その他の競技に関する諸企画には、積極的に参画しなければならない。
- (3) 競技会運営の重要性を認識し、常に自己研鑽、自己啓発に努めなければならない。

(加盟団体の留意事項)

第9条 加盟団体は、競技会運営に関し、次の事項に留意するものとする。

- (1) 競技会運営の重要性を認識し、公認競技長及び競技会運営従事者の育成、指導に努めること
- (2) 所属する有資格者を常に把握し、的確な均衡のとれた管理、運用を図ること

(資格の喪失)

第10条 JDSFは、公認競技長が次のいずれかに該当したときは、資格を取消すことができる。

- (1) 第3条に定める公認競技長の資格要件を欠くと認められる事実のあるとき
- (2) 第8条に定める公認競技長の責務を遂行していないと認められるとき
- (3) 公認競技長として不適当と認められる行為のあるとき
- (4) 第7条第2項に定める資格の自動抹消が適用されたとき
- (5) JDSF会員を退会したとき

[附則]

- 1 資格更新は平成19年から適用する。
- 2 経過措置として平成18年中に公認講習会又は公認研修会を受講した場合は、第5条第1項第1号ただし書きの受講があったものとする。
- 3 平成24年1月1日よりA級公認競技長及びB級公認競技長を統合し、公認競技長とする。

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

公認競技長認定要領

（認定申請書及び推薦書）

第1条 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟公認競技長規程（以下「規程」という）第5条第1項第2号に定める認定申請書・推薦書は様式第1号によるものとする。

（公認講習会又は公認研修会の開催申請・報告）

第2条 規程第4条に定める公認講習会又は公認研修会を主催若しくは主管しようとするときは、JDSFに対し、原則として3ヶ月前までに様式第3号による「JDSF競技資格者公認講習会（研修会）開催申請書」を提出するものとする。

2 主催者又は主管者は、前項の公認講習会又は公認研修会が終了した場合は、JDSFに対し、速やかに同じ様式第3号による「JDSF競技資格者公認講習会（研修会）報告書」を提出するものとする。この場合、領収証等（JDSF予算使用の場合に限る）及び「受講者名簿」を添付するものとする。

（公認講習会及び公認研修会の認定並びに講師派遣）

第3条 前条に定める公認講習会及び公認研修会の認定、並びに講師派遣の選定は、競技資格部長が行う。

（公認競技長の資格認定提案等）

第4条 競技資格部は、公認競技長の資格認定提案等を行うため、次の事項を審議する。

- (1) 規程第5条第1項第3号に定める試験の合否に関すること
- (2) 規程第7条第2項に定める資格更新にかかる自動抹消に関すること
- (3) 規程第10条に定める資格喪失の適用に関すること

2 競技資格部長は、前項の審議結果に基づき、資格認定委員会に認定提案等を行うものとする。

（資格認定委員会による認定）

第5条 資格認定委員会は、前条に基づき、公認競技長の認定提案等があったときは、内容を調査し、認定の可否を競技資格部に通知するものとする。

（公認競技長の登録及び認定証の発行に必要な内容通知）

第6条 資格認定委員会から公認競技長の認定等通知があったときは、競技資格部長は登録管理システム部に対し、登録及び認定証の発行に必要な内容を通知する。

公認フィガーチェッカー規程

（目的）

第1条 本規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟競技規則（以下「競技規則」という）に基づき、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下「JDSF」という）及び加盟団体並びに加盟傘下団体が主催する公認競技会及び承認競技会の、JDSF規定フィガー制限が定められた競技において、規定フィガーが正しく使用され、公認競技会及び承認競技会が公平に行われるために、フィガーチェッカーに関して定めることを目的とする。

（規定フィガー）

第2条 JDSF規定フィガー制限が定められた競技において、基礎技能習得のために規定フィガーを用いることとする。
規定フィガーはグループ1、及びグループ2からなるものとする。

（公認フィガーチェッカー）

第3条 公認フィガーチェッカーは、JDSF規定フィガー制限が定められた競技のフィガーチェッカーになることが出来る。

（公認フィガーチェッカーの職務）

第4条 公認フィガーチェッカーは、フィガー制限が定められた競技において、選手の規定フィガー違反がないかチェックする。

（公認フィガーチェッカーの競技会における役割）

第5条 公認フィガーチェッカーの競技会における役割は、次のとおりとする。
1 全ての選手が公平に競技するために規定フィガーを遵守させること。
2 規程に違反する選手に対し注意を与えること。
3 選手の質問に答え、必要に応じアマルガメーションの指導などを行うこと。
4 違反選手を競技長に報告し決定を委ねること。

（公認フィガーチェッカーの資格要件）

第6条 公認フィガーチェッカーは、次の各項に掲げる要件をすべて備えていなければならない。
1 規定フィガーを正しく理解し実演できること。
2 違反フィガーを削除・変更した後のアマルガメーションを再構成する能力を有し、選手に指導できること。
3 違反者に対し親切に対応できる人間性をそなえていること。

（公認フィガーチェッカーに関する留意事項）

第7条 1 公認フィガーチェッckerは、競技フロアに少なくとも2～3名配置する。
2 競技開始前に、フロアの設営とタイムテーブルを確認し、違反者の呼び出し方法を競技長と打ち合わせを行う。

（公認フィガーチェッcker認定申請）

第8条 1 JDSF指導員資格を有し、スタンダード・ラテンともDSCJ2級以上経験者または、いずれかがDSCJD級以上保持者で、加盟団体が第6条の資格要件を満たしていると認めて推薦し、JDSF主催の公認フィガーチェッcker認定講習会を受講し、実務研修を2回以上終了したもの。
2 その他第6条の資格要件を有すると認めて、加盟団体の推薦を得て、その上でJDSFの承認を得てJDSF主催の公認フィガーチェッcker認定講習会を受講し、実務研修を2回以上終了したもの。
3 前項で規定するもののほかJDSFは、実績、能力ともに優れていると認めるものを、本人の同

意を得た上で、公認フィガーチェッカーとして登録することができる。

(認定)

第9条 JDSFは、公認フィガーチェッカーを次のとおり認定する。

- 1 認定申請を受けて公認フィガーチェッカー資格認定委員会において審査し、適当と認めた場合に認定する。
- 2 認定に関し必要な事項は別に定める。

(登録および認定証の発行)

第10条 JDSFは、公認フィガーチェッカーとして認定した者には、登録の上、認定証を発行する。

なお、該当者の所属する加盟団体に対して、氏名その他必要事項を通知する。

(公認フィガーチェッカーの責務)

第11条 フィガーチェッカーは次の責務を負うものとする。

- 1 競技長ほか大会関係者と綿密な連携を保ち、競技会の円滑な運営を確保するために、フィガーチェッカーの作業を円滑に且つ適正に行うよう努めなければならない。
- 2 JDSFあるいはJDSFブロックまたは加盟団体の開催する講習会その他フィガーチェッカーに関する諸企画には積極的に参画しなければならない。
- 3 フィガーチェッckerの重要性を認識し、常に自己研鑽、自己啓発に努めなければならない。

(加盟団体留意事項)

第12条 加盟団体は、次の事項に留意しなければならない。

　　フィガーチェッckerの重要性を認識して、所属する有資格者を常に把握し、的確な管理・運営を図ること。

(資格の喪失)

第13条 JDSFは、公認フィガーチェッckerが次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

- 1 第6条の各号のいずれかを欠くと認められる事実があるとき。
- 2 第11条の責務を遂行していないと認められるとき。

(経過措置)

第14条 1 本規程が施行される前に都道府県各所属団体で取得したフィガーチェッckerの資格は、JDSF公認フィガーチェッckerとして認定する。
2 前項の規程に該当するものは、第8条の2項3項各号の規程を準用し、切り替えの申請手続きをとるものとする。

(附則)

第15条 本規程は平成16年 8月 1日より施行する。

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

公認採点管理長規程

（目的）

第1条 本規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟競技規則に基づき、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下「JDSF」という）、JDSFブロック、加盟団体及び加盟傘下団体が主催する公認競技会及び承認競技会の運営、進行を円滑に行うために、公認採点管理長に関して定めることを目的とする。

（公認採点管理長）

第2条 公認採点管理長は、本規程によって認定を受け、登録された者とする。

（公認採点管理長の資格要件）

第3条 公認採点管理長は、次の各号に掲げる要件をすべて備えていなければならない。

- (1) 採点管理に関し、充分な実務経験を有していること
- (2) 競技会の構成、運営、進行をよく理解していること
- (3) 採点管理の仕組み、体系及び作業の流れを充分に理解していること
- (4) スケーティングシステムを充分に理解していること
- (5) 予選、準決勝の集計手続きを充分に理解していること
- (6) タイムテーブル（進行表）を作成できること
- (7) 競技、昇降級、選手登録その他関係規程を充分に理解していること
- (8) 統括力、管理指導力、協調性その他採点管理を円滑かつ適正に行うために必要な能力を有していること

（公認講習会及び公認研修会）

第4条 JDSFは、採点管理長育成のために、公認講習会及び公認研修会を開催する。

- 2 公認講習会とは、本部講師による採点管理長資格認定試験を伴う講習会をいい、公認研修会とは、本部承認の地域委任講師によるテキスト研修会又は本部講師による研修会をいう。
- 3 JDSFブロック及び加盟団体は、JDSFの承認を得て、公認講習会及び公認研修会を開催することができる。
- 4 公認講習会及び公認研修会は、全国又はJDSFブロック内のJDSF会員に対して参加する機会を与えるなければならない。

（公認採点管理長の認定要件）

第5条 公認採点管理長の認定要件は、次の各号による。

- (1) 採点管理の集計又は仕分けの補佐を2回以上経験すること。ただし、このうち1回は事前に公認講習会又は公認研修会を受講することにより、これらの実務経験をしたものとして取り扱うことができる。
(受験当日の公認講習会受講は含まない。)
 - (2) 受験に際しては、前号の認定要件を満たしたうえで、予め本人の認定申請書及び加盟団体の推薦書を提出し、受験当日の公認講習会を受講すること
 - (3) 試験に合格すること
- 2 加盟団体は、前項第2号に定める推薦書を提出するときは、第3条に定める資格要件及び前項第1号に定める認定要件を確認するものとする。

（公認採点管理長の認定、登録及び認定証の発行）

第6条 JDSFは、前条に定める公認採点管理長の認定要件が満たされたと認めたときは、これを認定し、登録のうえ認定証を発行する。なお、その者が所属する加盟団体に対しても、氏名その他必要な事項を通知する。

2 認定に必要な事項は別に定める。

(公認採点管理長の資格更新)

第7条 公認採点管理長が資格を更新する場合は、資格を取得した年又は資格を更新した年の翌年から3年以内

(暦年)に、公認講習会又は公認研修会を受講しなければならない。

2 前項に定める公認講習会又は公認研修会を、期限内に受講しない場合は、資格は自動抹消されるものとする。

(公認採点管理長の責務)

第8条 公認採点管理長は、次の責務を負うものとする。

(1) 公認採点管理長は、競技長その他大会関係機関と緊密な連携を保ち、競技会の円滑な運営を確保するため、採点管理の作業を円滑かつ適正に行うよう努めなければならない。

(2) JDSF、JDSFブロック又は加盟団体の開催する競技関連講習会、その他の採点管理に関する諸企画には、積極的に参画しなければならない。

(3) 採点管理の重要性を認識し、常に自己研鑽、自己啓発に努めなければならない。

(加盟団体の留意事項)

第9条 加盟団体は、採点管理に関し、次の事項に留意するものとする。

(1) 採点管理の重要性を認識し、公認採点管理長及び採点管理作業従事者の育成、指導に努めること

(2) 所属する有資格者を常に把握し、的確な均衡のとれた管理、運用を図ること

(資格の喪失)

第10条 JDSFは、公認採点管理長が次のいずれかに該当したときは、資格を取消すことができる。

(1) 第3条に定める公認採点管理長の資格要件を欠くと認められる事実のあるとき

(2) 第8条に定める公認採点管理長の責務を遂行していないと認められるとき

(3) 公認採点管理長として不適当と認められる行為のあるとき

(4) 第7条第2項に定める資格の自動抹消が適用されたとき

(5) JDSF会員を退会したとき

[附則]

1 資格更新は平成19年から適用する。

2 経過措置として平成18年中に公認講習会又は公認研修会を受講した場合は、第5条第1項第1号ただし書きの受講があったものとする。

3 平成24年1月1日よりA級公認採点管理長及びB級公認採点管理長を統合し、公認採点管理長とする。

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

公認採点管理長認定要領

（認定申請書及び推薦書）

第1条 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟公認採点管理長規程（以下「規程」という）第5条第1項第2号に定める認定申請書・推薦書は様式第1号によるものとする。

（公認講習会又は公認研修会の開催申請・報告）

第2条 規程第4条に定める公認講習会又は公認研修会を主催若しくは主管しようとするときは、JDSFに対し、原則として3ヶ月前までに様式第3号による「JDSF競技資格者公認講習会（研修会）開催申請書」を提出するものとする。

2 主催者又は主管者は、前項の公認講習会又は公認研修会が終了した場合は、JDSFに対し、速やかに同じ様式第3号による「JDSF競技資格者公認講習会（研修会）報告書」を提出するものとする。この場合、領収証等（JDSF予算使用の場合に限る）及び「受講者名簿」を添付するものとする。

（公認講習会及び公認研修会の認定並びに講師派遣）

第3条 前条に定める公認講習会及び公認研修会の認定、並びに講師派遣の選定は、競技資格部長が行う。

（公認採点管理長の資格認定提案等）

第4条 競技資格部は、公認採点管理長の資格認定提案等を行うため、次の事項を審議する。

- (1) 規程第5条第1項第3号に定める試験の合否に関すること
- (2) 規程第7条第2項に定める資格更新にかかる自動抹消に関すること
- (3) 規程第10条に定める資格喪失の適用に関すること

2 競技資格部長は、前項の審議結果に基づき、資格認定委員会に認定提案等を行うものとする。

（資格認定委員会による認定）

第5条 資格認定委員会は、前条に基づき、公認採点管理長の認定提案等があったときは、内容を調査し、認定の可否を競技資格部に通知するものとする。

（公認採点管理長の登録及び認定証の発行に必要な内容通知）

第6条 資格認定委員会から公認採点管理長の認定等通知があったときは、競技資格部長は登録管理システム部に対し、登録及び認定証の発行に必要な内容を通知する。

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

競技会支援システム運用資格者規程

（目的）

第1条 本規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟競技規則に基づき、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下「JDSF」という）、JDSFブロック、加盟団体及び加盟傘下団体が主催する公認競技会及び承認競技会の運営、進行を円滑に行うために、競技会支援システム運用資格者（以下「運用資格者」という）に関して定めることを目的とする。

（競技会支援システム）

第2条 競技会支援システム（以下「支援システム」という）とは、競技会における採点管理業務を迅速かつ的確に実施することができ、さらに競技会結果による昇級、降級データ等の報告処理ができる総合システムとしてJDSFが開発したコンピュータのソフトウェアをいう。

（運用資格者）

第3条 運用資格者とは、競技会における採点管理、選手登録管理（昇降級管理）を円滑に行うことができ、かつ支援システムを的確に運用できるシステム知識とコンピュータ知識を有する者のうち、本規程により認定された者をいう。

（運用資格者の職務の範囲）

第4条 運用資格者は、公認競技会及び承認競技会における支援システムによる採点管理及び競技会結果報告を行う。

（運用資格者の資格要件）

第5条 運用資格者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 支援システムの仕組みを充分理解し、適切に運用できること
- (2) 競技会進行中に発生する支援システムにかかる各種トラブルや問題を迅速に判断し、適切に処理できること
- (3) 第1号及び前号の項目を円滑かつ適正に行うために必要な統率力、管理指導力、協調性等の能力を有していること

（公認講習会及び公認研修会）

第6条 JDSFは、運用資格者育成のために、公認講習会及び公認研修会を開催する。

- 2 公認講習会とは、本部講師による運用資格者認定試験を伴う講習会をいい、公認研修会とは、本部承認の地域委任講師によるテキスト研修会又は本部講師による研修会をいう。
- 3 JDSFブロック及び加盟団体は、JDSFの承認を得て、公認講習会及び公認研修会を開催することができる。
- 4 公認講習会及び公認研修会は、全国又はJDSFブロック内のJDSF会員に対して参加する機会を与えるなければならない。

（運用資格者の認定要件）

第7条 運用資格者の認定要件は、次の各号による。

- (1) 支援システム実務による事前設定又は当日運用の補佐を2回以上経験すること。ただし、このうち1回は事前に公認講習会又は公認研修会を受講することにより、これらの実務経験をしたものとして取り扱うことができる。（受験当日の公認講習会受講は含まない）
- (2) 受験に際しては、前号の認定要件を満たしたうえで、予め本人の認定申請書及び加盟団体の推薦書

を提出し、受験当日の公認講習会を受講すること

(3) 試験に合格すること

2 加盟団体は、前項第2号に定める推薦書を提出するときは、第5条に定める資格要件及び前項第1号に定める認定要件を確認するものとする。

(運用資格者の認定、登録及び認定証の発行)

第8条 JDSFは、前条に定める運用資格者の認定要件が満たされたと認めたときは、これを認定し、登録のうえ認定証を発行する。なお、その者が所属する加盟団体に対しても、氏名その他必要な事項を通知する。

2 認定に必要な事項は別に定める。

(運用資格者の資格更新)

第9条 運用資格者が資格を更新する場合は、資格を取得した年又は資格を更新した年の翌年から3年以内(暦年)に、公認講習会又は公認研修会を受講しなければならない。

2 前項に定める公認講習会又は公認研修会を、期限内に受講しない場合は、資格は自動抹消されるものとする。

(運用資格者の責務)

第10条 運用資格者は、次の責務を負うものとする。

- (1) 競技長の他、大会関係者と緊密な連携を保ち、競技会の円滑な運営を確保するため、支援システム運用を、円滑かつ適正に行うよう努めなければならない。
- (2) JDSF、JDSFブロック又は加盟団体の開催する競技関連講習会、その他の採点管理に関する諸企画には、積極的に参画しなければならない。
- (3) 採点管理及び登録管理(昇降級報告)の重要性を認識し、常に自己研鑽、自己啓発に努めなければならない。

(加盟団体の留意事項)

第11条 加盟団体は、支援システム運用に関し、次の事項に留意するものとする。

- (1) 支援システム運用の重要性を認識し、運用資格者の育成、指導に努めること
- (2) 所属する有資格者を常に把握し、的確な均衡のとれた管理、運用を図ること
- (3) 結果処理の迅速化、及び運用の適正化を図る目的で、電子メール等を用いて本部との速やかな連携がとれる体制を確立すること

(資格の喪失)

第12条 JDSFは、運用資格者が次のいずれかに該当したときは、資格を取消すことができる。

- (1) 第5条に定める運用資格者の資格要件を欠くと認められる事実のあるとき
- (2) 第10条に定める運用資格者の責務を遂行していないと認められるとき
- (3) 運用資格者として不適当と認められる行為のあるとき
- (4) 第9条第2項に定める資格の自動抹消が適用されたとき
- (5) JDSF会員を退会したとき

[附則]

- 1 資格更新は平成19年から適用する。
- 2 経過措置として平成18年中に公認講習会又は公認研修会を受講した場合は、第7条第1項第1号ただし書きの受講があったものとする。

平成16年 7月 1日 制定
平成23年 9月23日 改訂

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

競技会支援システム運用資格者認定要領

（認定申請書及び推薦書）

第1条 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟競技会支援システム運用資格者規程（以下「規程」という）第7条第1項第2号に定める認定申請書・推薦書は様式第1号によるものとする。

（公認講習会又は公認研修会の開催申請・報告）

第2条 規程第6条に定める公認講習会又は公認研修会を主催若しくは主管しようとするときは、JDSFに対し、原則として3ヶ月前までに様式第3号による「JDSF競技資格者公認講習会（研修会）開催申請書」を提出するものとする。

2 主催者又は主管者は、前項の公認講習会又は公認研修会が終了した場合は、JDSFに対し、速やかに同じ様式第3号による「JDSF競技資格者公認講習会（研修会）報告書」を提出するものとする。この場合、領収証等（JDSF予算使用の場合に限る）及び「受講者名簿」を添付するものとする。

（公認講習会及び公認研修会の認定並びに講師派遣）

第3条 前条に定める公認講習会及び公認研修会の認定、並びに講師派遣の選定は、競技資格部長が行う。

（競技会支援システム運用資格者の資格認定提案等）

第4条 競技資格部は、競技会支援システム運用資格者（以下「運用資格者」という）の資格認定提案等を行うため、次の事項を審議する。

- (1) 規程第7条第1項第3号に定める試験の合否に関すること
- (2) 規程第9条第2項に定める資格更新にかかる自動抹消に関すること
- (3) 規程第12条に定める資格喪失の適用に関すること

2 競技資格部長は、前項の審議結果に基づき、資格認定委員会に認定提案等を行うものとする。

（資格認定委員会による認定）

第5条 資格認定委員会は、前条に基づき、運用資格者の認定提案等があったときは、内容を調査し、認定の可否を競技資格部に通知するものとする。

（運用資格者の登録及び認定証の発行に必要な内容通知）

第6条 資格認定委員会から運用資格者の認定等通知があったときは、競技資格部長は登録管理システム部に対し、登録及び認定証の発行に必要な内容を通知する。

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

登録管理規程

平成16年10月24日制定

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下JDSFと呼ぶ）定款第3章に規定する一般会員、競技規則第7章に規定する選手、JDSFが認定する公認指導員、公認審判員、公認競技長、公認採点管理長、選手登録管理長、選手登録員等（以下公認資格保持者と呼ぶ）、認定サークル規程に規定するJDSF認定サークルの登録管理業務等の効率的な運営ならびに遂行を目的とする。

第2条（組織）

JDSFは前条の業務目的達成のため事務局のもとに登録管理システム部を設置する。登録管理システム部はJDSF業務執行理事会の承認する部員をもって構成する。

第3条（所掌事項）

登録管理システム部は、次の事項を所掌する。

1. 会員に関する登録業務ならびに会員証等の発行
2. 選手に関する登録業務ならびに選手登録認定証の発行
3. 公認資格保持者に関する登録業務ならびに資格証等の発行
4. 認定サークルに関する登録業務ならびに認定サークル証等の発行
5. 登録管理業務ならびに事務手続き等の管理および運営
6. 登録管理業務に関する講習会、研修会の企画ならびに実施
7. 会員ならびに選手等の登録に関する総合的な管理および管理資料の作成
8. 登録管理規程に関わる違反行為等に関する措置ならびに報告
9. JDSF総合情報システムの開発ならびに改善
10. その他登録管理業務に関する一切および他部門との調整の一切

第4条（都道府県連盟およびJDSFブロックにおける会員管理担当部会の設置）

登録管理システム部と連携して各都道府県連盟および各JDSFブロック内にシステム管理部会を設置する。
2. この部会は既存の登録管理部あるいは情報システム部等が兼務できる。

第5条（システム管理部会の運営）

システム管理部会の運営に関しては各都道府県連盟または各JDSFブロックで定めるものとする。

第6条（権限の委譲）

各都道府県連盟および各JDSFブロック内にシステム管理部会が設置されたときは、当該部会に次の事項に関わる業務を委託する。

1. 都道府県連盟またはJDSFブロックの管理する会員および選手登録業務に関する事。
2. 都道府県連盟に所属する認定サークルの管理および登録業務に関する事。
3. 登録管理業務に関する講習会、研修会等の計画および実施に関する事。
4. 都道府県連盟またはJDSFブロックに所属する会員、選手等の会費の徴収および管理に関する事。
5. 都道府県連盟またはJDSFブロックが管理する会員、選手等の登録管理業務に関する事。

第2章 会員および選手登録

第7条（登録年度）

会員および選手の登録年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第8条（会員および選手登録手続き）

JDSF定款第6条ならびに競技規則第37条に基づき、会員および選手登録をしようとするときは、JDSF会員（選手）登録申請書を提出する。各都道府県連盟または各JDSFブロックにおけるシステム管理部会は、当該申請書の内容をJDSF総合情報システムに入力したうえで、当該申請書を3年間保管する。

2. JDSF選手登録との関連において、登録年度の年齢は当該年度内における満年齢とする。
3. 登録する氏名は、住民票等公的証書記載の氏名とする。

第9条（会費の納付）

各都道府県連盟および各JDSF ブロックのシステム管理部会は、JDSF 定款第8条に定める入会金、会費、およびJDSF 競技規則第48条に規定する選手会費を登録年度毎に徴収し、総合情報システムに入力したうえで、請求に基づきJDSF へ納入するものとする。

第10条（会員証および選手登録認定証の交付）

前条に基づき会費を納付した会員にはJDSF 会員証を、また選手会費を納入した選手には選手登録認定証を交付する。

第11条（会員証および選手登録認定証の取り扱い）

会員証は、JDSF 会員たる身分を証明するものであるので、常時携帯すること。

2. 選手登録認定証は、公認競技会に出場するときは、必ず持参すること。

3. 会員証および選手登録認定証は、紛失または汚損したときは、直ちに再発行の申請をすること。

4. JDSF および傘下団体が行う各種催しにおいて、必要な場合に提示できること。

5. 新しい会員証または選手登録認定証を入手したら、古い会員証または選手登録認定証は返還するか破棄すること。

第12条（異動届）

会員および選手は、登録事項に追加または変更が生じたときは異動届を提出すること。

第13条（退会）

会員が退会しようとするときは、その事由を付した退会届を提出すること。

第3章 公認資格保持者の登録

第14条（公認資格保持者の登録）

公認資格保持者に関する登録年度、登録手続き、会費の納付等の登録業務については、所轄する各専門部と連携のうえで別途定める。

第4章 JDSF 認定サークル証の発行

第15条（認定サークル証の発行）

JDSF 認定サークル規程第18条（認定の手続き）、第19条（認定業務）、および第21条（認定サークルの登録料）に基づき、認定サークルの確認を行い、登録料の納入を確認のうえ、JDSF 認定サークル証を発行する。

第5章 記録

第16条（データベース）

JDSF は、事務局に会員総合データベースを置き、全会員のデータを保管・整備して、各都道府県連盟、各JDSF ブロック、および各専門部からの必要なデータの要求に応えなければならない。このデータベースに関しては、情報システム委員会の規程で別途定める。

第6章 附則

第17条（施行）

この規程は、平成16年10月24日より施行する。

平成14年10月24日制定
平成24年11月25日改訂
平成25年 8月18日改訂
平成26年 1月26日改訂

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

国際派遣選手選考規程

（目的）

第1条 本規程はWD SF等に関係するダンススポーツの国際競技会に選手を派遣する選考競技会及び選考に関する事項を明確にすることを目的とする。

（適用競技会）

第2条 選手を派遣する国際競技会を以下のとおりとする。

- 1 a 世界スタンダード選手権、世界ラテン選手権、ワールドカップ（スタンダード、ラテン）のアダルトに関するもの。
b アジア太平洋選手権（スタンダード、ラテン）、アジア選手権（スタンダード、ラテン）、のアダルトに関するもの。
- 2 世界ユース選手権（スタンダード、ラテン）、アジア選手権ユース（スタンダード、ラテン）
アジア太平洋選手権ユース（スタンダード、ラテン）
- 3 世界シニアI選手権（スタンダード、ラテン）
- 4 世界シニアII、世界シニアIII選手権（オープン）世界シニアIV選手権（オープン）
- 5 世界10ダンス選手権、ワールドカップ10ダンス、その他の国際10ダンス競技会、
世界ユース10ダンス、世界ジュニア10ダンス
- 6 世界ジュニアII選手権（スタンダード、ラテン）
- 7 オリンピック、アジア大会等オリンピック関連大会
- 8 その他

（選考となる競技会及び派遣選考基準）

第3条

1. 第2条1の競技会
 - a 世界スタンダード選手権、世界ラテン選手権、ワールドカップ（スタンダード、ラテン）のアダルトに関するもの。グランプリ対象戦とし、グランプリ規程のダンススポーツランキング上位より選考する。
 - b アジア太平洋選手権（スタンダード、ラテン）、アジア選手権（スタンダード、ラテン）のアダルトに関するもの。原則としてグランプリ対象戦とし業務執行理事会の決定により選考競技会を指定することができる。
2. 第2条2の競技会（世界ユース選手権等）
グランプリ大会で行われるユース1大会、オールジャパンジュニアダンススポーツカップのユース及び全日本選手権ユースを選考競技会歳、原則として代表派遣をする世界選手権開催日3か月前を起点としたポイント結果により選考する。詳細は別に定める。
3. 第2条3の競技会（世界シニアI選手権）
グランプリ大会のうちランキング対象戦の開催がない部門で第1代表選考会、第2代表選考会を開催し、その結果により選考する。
4. 第2条4の競技会（世界シニアII、III（オープン）、IV（オープン）選手権）
シニアI選考競技会、全日本選手権シニアII、全日本選手権シニアIIIの成績で決定。
全日本選手権シニアIIはダンススポーツフェスティバル in 東京で、全日本選手権シニアIIIは都道府県対抗全国ダンススポーツ大会で開催する。
当面、シニアIIは決勝入賞者、シニアIIIは1次予選通過者、シニアIVは出場経験者が対象。
5. 第2条5の競技会（世界10ダンス選手権等）
年1回の選考競技会（全日本選手権10ダンス、全日本選手権ユース10ダンス、全日本選手権ジュニア10ダンス）において選考する。
6. 第2条6の競技会（世界ジュニア選手権）
グランプリ大会のうちの1大会、オールジャパンジュニアダンススポーツカップ及び全日本選手権ジニ

- アを選考競技会とし、代表派遣をする世界選手権開催日3か月前を起点としたポイント結果により選考する。詳細は別に定める。
7. 第2条7の競技会（オリンピック、アジア大会等）
別途定める。
 8. 第2条8の競技会
業務執行理事会の決定による。

（派遣選考詳細）

第4条 第3条1において同点となった場合は以下のとおりとする。

- ・年間ランキング（上位2試合）が同点で、かつランキングをつける必要がある場合は、スタンダード・ランクセクションに出場1次予選をそれぞれ2回以上通過している選手を上位とする。
- ・次に公認欠場の数が多い選手とする。【公認欠場の意味：グランプリ対象競技会が派遣競技会と重なった場合（派遣競技会開催日土2日を含む）その国内試合は公欠とする】
- ・それでも同点の場合は、第3（第4、第5）対象競技会へと順次比較検討していく。
- ・まだ、同点の場合は、全競技会の順位をスケーティングシステムで検討する。
- ・それでも同点の場合はマーキングスケーティングで決定する。

以上の結果においても、まだ同位の場合には、業務執行理事会の決定による。

（特別な事情の派遣中止）

第5条 下記項目の特別な事情のある場合において、業務執行理事会において派遣中止を行うことができる。

1. JDSF代表派遣選手として著しく不適当と判断した場合
2. 開催地の危険度が高い場合
3. その他妥当な理由がある場合

（特別な事情の選考）

第6条 下記項目の特別な事情のある場合において、選手強化部の意見を聴取し業務執行理事会において代表選手の選考を行うことができる。

1. 公認欠場により選考競技会に出場できない場合
2. 上位選手が出場できず、順位を次点以下に繰り下げる場合

（特別規定）

第7条 三笠宮杯全日本ダンススポーツ選手権および第3条3、4、5の競技会（ユース、シニアI、シニアII、シニアIII、10ダンス選考競技会）においては特別に以下のルールに従うものとする。

- 1 審判員数を9名以上とする。
新審判基準の競技会での審判員数、審判員構成は新審判方式実施規程に従う。
- 2 出場参加できる選手は国際競技会出場資格を有するものとし、原則として海外選手の参加は認めない。
- 3 シニアI選考競技会（翌年派遣選手選考の場合）の年齢制限はその年内に満34歳に達するもの以上と満29歳に達するもの以上とする。
- 4 シニアII選考競技会（翌年派遣選手選考の場合）の年齢制限はその年内に満44歳に達するもの以上と満39歳に達するもの以上とする。
- 5 シニアIII選考競技会（翌年派遣選手選考の場合）の年齢制限はその年内に満54歳に達するもの以上と満49歳に達するもの以上とする。

（国籍、居住）

第8条 第2条7の派遣選手は日本国籍を有すること、及び2年以上JDSF選手登録を継続している事を条件とする。

その他の派遣選手については原則として、男女どちらかが1年以上日本国内に居住していると業務執行理事会が認め、且つ2年以上JDSF選手登録を継続している事を条件とする。

（規程の施行）

第9条 本規程は平成26年の派遣選手選考より適用する。

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

JDSF海外派遣選手援助規程

本規程は海外競技会に代表選手を派遣する場合の選手及び帯同役員に対する金銭の援助に関する事柄について定めることを目的とする。

（対象競技会）

第1条 対象競技会は世界選手権、アジア選手権、アジア太平洋選手権及び本部長会議又は業務執行理事会にて決定された競技会とする。

（対象選手及び帯同役員）

第2条 国際派遣選考競技会規程により選考された選手及びジュニア派遣選手団の帯同役員1名。

（援助額）

第3条 一組あたりの援助額上限はアフリカ、ヨーロッパ、アメリカ、オセアニア地域24万円、その他の地域は12万円とし、実費を越えないこととする。ただしワールドカップについては、その半額とする。

帯同役員の援助額は交通費、宿泊費の実費とする。

また、日本出立日が4月27日～5月5日、または7月20日～8月31日の期間に入る場合には上限を130%まで認める。

ただし、チーム編成をなし、一団として派遣する場合には全額支給とする。その場合には、原則として、航空券を支給することとする。

（主催者等からの補助の取扱）

第4条 主催者等から補助金等が支給された場合、JDSFの援助額はその組の交通費（含む空港利用料）からその補助金を引いた額を越えないこととする。

（賞金の取扱）

第5条 主催者等からの賞金は第4条の補助金とみなさない。

（支払い）

第6条 旅費を証明するものを添付した報告書を、国際競技会選手派遣部長を経由して提出し、専務理事の承認後、速やかに支払われるものとする。

（協力と貢献の義務）

第7条 援助を受けたものは、JDSFの行事、活動に積極的に協力するものとする。

（支援と責任の範囲）

第8条 JDSFは選手に、出場に関する必要な情報提供をし、出場申込み手続きを支援する。JDSFは選手の旅行中におけるトラブル発生の場合にはJDSFは可能な限りの支援を行うが、責任は選手（未成年者の場合は保護者を含む）自身に委ねられるものとする。

（燃料代に関する補助）

第9条 航空燃料代は適当額範囲内において、全額JDSFから支給されるものとする。

（この規程第3条は平成17年1月1日より適用される。規程第9条は平成19年4月1日より適用される。）

平成13年 9月23日 制定
平成23年10月23日 改訂
平成26年 6月21日 改訂

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（JDSF）

強化選手規程

（目的）

第1条 本規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟が国際的レベルの選手を体力・気力・技術面で育成、強化する強化選手の認定基準、選手の受益及び義務を定めることを目的とする。

（選手強化事業）

第2条 第1条の目的達成のため、JDSFは次の事業を企画実行する。

- 1 講習会（個人レッスン、グループレッスン）
- 2 強化合宿、強化練習、海外研修、海外遠征
- 3 科学的トレーニングの実施及び応用
- 4 その他

（礼節）

第3条 強化選手は礼節を尊重し社会的規範を守り、全選手の模範にならなければならない。

（強化選手の受益）

第4条 強化選手は、第2条に記載する当連盟が行う選手強化事業への参加などの利益を受けることができる。

（強化選手の認定基準）

第5条 強化選手は、毎年選考する。ただし、ジュニア強化選手は毎年6ヶ月毎に2回選考する。原則として国際的なレベルに達する将来性のある選手を選考することとし、下記の基準を目安として選手強化部で決定する。

登録は個人登録とする。

- 1 (ジュニア強化選手) 15歳以下の選手同士で、年2回（上期、下期）において「ジュニア国際派遣選手・強化選手選考基準細則」のジュニアランキング上位組及び全日本選手権ジュニア10ダンス上位組のうち選手強化部が認め、且つJDSFジュニアアスリートクラブの会員である者。
詳細は別途定める。
- 2 (ユース強化選手) その年の年末時点で16歳から18歳で「ユース国際派遣選手・強化選手選考基準細則」のユースランキング上位組及び全日本選手権ユース10ダンス上位組のうち選手強化部が認めた者。
- 3 (アダルト強化選手) 前年度JDSFランキング上位よりスタンダード、ラテン各6位及び全日本選手権10ダンス上位組のうち選手強化部が認めた者。
- 4 (シニアI強化選手) 前年度シニアI世界選手権日本代表派遣選手資格があり、選手強化部が認めた者。
- 5 (その他) その他選手強化部が認めた者。
- 6 (経過処置) 第1項の選手が16歳になってから2年間は、第2項に該当しなくても強化選手と認定し、第2項の選手が19歳になってから2年間は第3項に該当しなくとも強化選手と認定する。

（特別強化選手の認定基準）

第6条 特別強化選手は、前条の強化選手の内、国際的なレベルであると認められ、更に向上が期待される選手を選考することとし、必要に応じ別途基準に基づき業務執行理事会で決定する。

(準強化選手認定基準)

第7条 準強化選手の認定基準は、以下のとおりとする。準強化選手には当連盟強化事業に参加する権利を与える。

- 1 (ジュニア) 本規程第5条1のジュニアランキング及び全日本選手権ジュニア10ダンスを参考とし、その他将来性を判断して、選手強化部が認めた者。
- 2 (ユース) 本規程第5条2のユースランキング及び全日本選手権ユース10ダンスを参考とし、その他将来性を判断して、選手強化部が認めた者。
- 3 (アダルト) 強化選手以外で当年度世界選手権、アジア選手権、アジア太平洋選手権の日本代表派遣選手となった者。
- 4 (シニアI) 代表派遣競技会成績を参考とし、その他将来性を判断して選手強化部が認めた者。
- 5 (その他) その他選手強化部が認めた者。

(認定)

第8条 選手強化部は、第5条、及び第7条を基準として強化選手、準強化選手を審査のうえ認定し、JDSF業務執行理事会に報告しなければならない。

(認定取り消し)

第9条 選手強化部は、第3条、第11条に反する場合は、強化選手、準強化選手の認定を取り消すことが出来る。

認定を取り消した場合はJDSF業務執行理事会へ報告する。

(強化選手登録)

第10条 (登録) 強化選手として認定されるためには、当連盟に会員登録及び選手登録をしなければならない。当連盟を退会した時点で、強化選手から除外する。

- 2 (プロ登録) 強化選手として認定された選手は、プロ団体に登録してもJDSFに選手登録を継続したうえで国際派遣代表としての地位を保全され、代表選考会にも出場できる。

(強化選手等の義務)

第11条 強化選手、特別強化選手、準強化選手として認定を受けた者は、以下の義務を負わなければならぬ。

- 1 本規程第2条の選手強化事業に、指定された回数参加すること。
- 2 その他当連盟事業のうち指定されたものについて参加し、ダンススポーツの普及、発展に寄与すること。
- 3 日本ドーピング防止規定を遵守すること。
- 4 特別強化選手、強化選手及びジュニア強化選手については、別途覚書を締結すること。

(ユニフォーム)

第12条 強化選手は、WDSF, JDSFの競技会及び別途指定する行事には必ず着用しなければならない。

(施行)

第13条 この規程は、平成24年1月1日より施行する。

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

ジュニア国際派遣選手・強化選手選考基準細則

本規程は、国際派遣選手選考規程第3条第6項及び強化選手規程第5条第1項の詳細を定めることを目的とする。
(ジュニアランキング)

第1条 以下の3競技会を対象競技会とし、準決勝進出組以上の選手にポイントを付与し、各組上位 2 競技会のポイントの合計点でジュニアランキングを決定する。

- 1) 三笠宮杯全日本選手権ジュニア
- 2) グランプリin大阪のジュニア戦
- 3) オールジャパンジュニアダンススポーツカップのジュニア戦

(ジュニアランキングポイント付与)

第2条 ランキングポイント付与は以下の表による。

	三笠宮杯全日本選手権ジュニア	その他の2大会
1 位	80	75
2 位	75	70
3 位	70	65
4 位	65	60
5 位	60	55
6 位	55	50
7 位	50	45
8 位	45	40
9 位	40	35
10 位	35	30
11 位	30	25
12 位	25	20

JDSF登録選手以外の選手の成績は除外して順位を繰り上げる。

準決勝の順位は準決勝のチェック数で決定する。同点の場合は同順位とする。

(国際派遣選手選考基準)

第3条 対象国際競技会の開催日から 90 日前を起点とし、その日からさかのぼって算出したジュニアランキング順位により上位の組を派遣代表選手とする。但し、対象国際派遣競技会のエントリー締切日により、90 日前が困難な場合は、エントリー締切日の 30 日前とする。同点の場合は、次の順序で決定する。

- 1) 公認欠場の多い選手

公認欠場の意味: 対象競技会がジュニア、ユースの国際代表派遣競技会(以下派遣競技会という)に重なった場合(派遣競技会開催日±2 日を含む)

- 2) 3 大会の合計点の多い組

- 3) 対象派遣競技会の開催日直近の競技会の順位が上位の組

- 4) 3 大会の順位をスケーティングシステムで検討

以上の結果において、まだ同点の場合は業務執行理事会の決定による。

- 2 ジュニア 10 ダンス派遣については、国際派遣選考競技会規程第3条 5 項によって決定する。

(強化選手選考基準)

第4条 上期(6月30日)と下期(12月31日)を起点とし、ジュニアランキング、及び全日本選手権ジュニア 10 ダンスの成績により、ジュニア強化選手、準強化選手を定める場合の基準とする。

(施行)

第5条 2013年(平成25年)3 月 1 日より施行する。

ユース国際派遣選手・強化選手選考基準細則

本規程は、国際派遣選手選考規程第 3 条第2項及び強化選手規程第 5 条第2項の詳細を定めることを目的とする。

(ユースランキング)

第1条 以下の3競技会を対象競技会とし、準決勝進出組以上の選手にポイントを付与し、各組上位 2 競技会のポイントの合計点でユースランキングを決定する。

- 1) 全日本選手権ユース
- 2) オールジャパンジュニアダンススポーツカップのユース戦
- 3) グランプリin仙台のユース戦

(ユースランキングポイント付与)

第2条 ランキングポイント付与は以下の表による。

	全日本選手権ユース	その他の2大会
1 位	80	75
2 位	75	70
3 位	70	65
4 位	65	60
5 位	60	55
6 位	55	50
7 位	50	45
8 位	45	40
9 位	40	35
10 位	35	30
11 位	30	25
12 位	25	20

JDSF登録選手以外の選手の成績は除外して順位を繰り上げる。

準決勝の順位は準決勝のチェック数で決定する。同点の場合は同順位とする。

(国際派遣選手選考基準)

第3条 対象国際派遣競技会の開催日から 90 日前を起点とし、その日からさかのぼって算出したユースランキング順位により上位の組を派遣代表選手とする。但し、対象国際派遣競技会のエントリー締切り日により、90日前が困難な場合は、エントリー締切り日の 30 日前とする。

同点の場合は、次の順序で決定する。

1) 公認欠場の多い選手

公認欠場の意味: 対象競技会がユース・アダルトの国際代表派遣競技会(以下派遣競技会という)に重なった場合(派遣競技会開催日±2日を含む)

2) 3大会の合計点の多い組

3) 対象派遣競技会の開催日直近の競技会の順位が上位の組

4) 3大会の順位をスケーティングシステムで検討

以上の結果において、まだ同点の場合は業務執行理事会の決定による。

2 ユース 10 ダンス派遣については、国際派遣選考競技会規程第3条 5 項によって決定する。

(強化選手選考基準)

第4条 ユースランキング、及び全日本選手権ユース 10 ダンスの成績により、ユース強化選手、準強化選手を定める場合の基準とする。

(施行)

第5条 2014年(平成26年)2月1日より施行する。

但し 2014 年は 2 大会の内、ポイントの高い 1 大会の順位とする。同点の場合は第 3 条を準用して決定する。

JDSF規定フィギー

フルーン

グループ1

1. クローズド・チェンジ
2. ナチュラル・ターン
3. リバース・ターン
4. コナー・チェンジ(チェック・バック)
5. アウトサイド・チェンジ
6. ヘジテーション・チェンジ
7. ナチュラル・スピントーン
8. ウィスク
9. バック・ウィスク
10. シャッセ・フロム・PP
11. ベーシック・ウィーブ

グループ2

12. クローズド・インピタス
13. オープン・インピタス
14. ウイング
15. ウィーブ・フロム・PP
16. プログレッシブ・シャッセ・トウ・ライト
17. テレマーク(クローズド・テレマーク)
18. オープン・テレマーク
19. ターニング・ロック
20. バック・ロック
21. ターニング・ロック・トウ・ライト
22. リバース・コルテ
23. クローズド・ウイング

注意事項

1. ターニング・ロック・トウ・ライトの続行にシャッセ・フロム・PPを選択した場合はその続行はクローズドウイングに限定する。
2. アウトサイド・チェンジ、ターニング・ロック、ウィーブ・フロム・PP、ベーシック・ウィーブはPPに終わってよい。
3. コナー・チェンジ(チェック・バック)はスタート時の使用は不可。

タンゴ

グループ1

1. ウォーク
2. プログレッシブ・リンク
3. クローズド・プロムナード
4. オープン・プロムナード
5. バック・コルテ
6. オープン・リバースターン・レディ・インライン
7. オープン・リバースターン・レディ・アウトサイド
8. ベーシック・リバースターン
9. ロック・ターン
10. ロック・バック・オン・ライト・フット
11. ロック・バック・オン・レフト・フット

グループ2

17. アウトサイド・スイブル
18. リバース・アウトサイド・スイブル
19. フォーラウェイ・プロムナード
20. チェース
21. オーバー・スウェイ
22. ナチュラル・ツイスト・ターン
12. ナチュラル・プロムナード・ターン
13. フォア・ステップ
14. ファイブ・ステップ
15. プロムナード・リンク
16. オープン・フィニッシュ

注意事項

1. クローズフィニッシュからステップ無しでPPへ回転するアクションは可。(ターン・トウ PP又はシンプルリンク)
但しタイミングは&。
2. オーバー・スウェイの後はただシンプルにPPに起こすこと。(QQ)
右へのシャッセやスピントーン等は不可。
3. チェースのエンディングは下記の4種類に限定する。
 - ① シラバス通り、PPに終わる。
 - ② 右へのシャッセ、ウィスク、右足CBMPIにアクロスして前進し左足をPPで体重をかけずに横へ置く
(Q&QSQQ 又は Q&QQQS)
 - ③ 右へのシャッセ、ウィスク、プロムナード・リンクの2~3歩を続ける。

④ 右へのシャッセ、プログレッシブ・リンクを続ける。

4. ベーシック・リバース・ターンのカウントは2種類に限定する。(QQSQQS 又は QQ&QQS)
5. ファイブ・ステップのカウントは2種類に限定する。(QQQQS 又は QQS&S)
6. ドロップ・オーバー・スウェイは使用可。

ノレンノベ

グループ1

1. ベーシック・ムーブメント
(クローズド、オープン、イン・プレース、オルタナティブ)
2. ファン
3. ホッケー・ステイック
4. ナチュラル・トップ
5. ナチュラル・オープニングアウト・ムーブメント
6. クローズド・ヒップ・ツイスト
7. アレマーナ
8. ハンド・トゥ・ハンド
9. スポット・ターン
10. スイッチ・ターン
11. アンダー・アーム・ターン
12. ニューヨーク
13. カール
14. スパイラル
15. プログレッシブ・ウォータス
16. ショルダー・トゥ・ショルダー

グループ2

17. オープン・ヒップ・ツイスト
18. アイーダ(フォールアウエイ)
19. アドバンスド・ヒップ・ツイスト
20. クカラチャ
21. ロープ・スピニング
22. フェンシング
23. リバース・トップ
24. オープニングアウト・フロム・リバーストップ
25. キューバン・ロックス
26. サイド・ステップ
27. オーピングアウト・トゥ・ライト・アンド・レフト

注意事項

1. ハンド・トゥ・ハンドから女子をスパイラルさせてアイーダへ入ることは不可。
2. クカラチャ、サイドステップの際、男子の左手は必ずホールドしていなければならない。(右手は離してもよい)
3. プログレッシブ・ウォータスにはフォワード、バック、またレフトサイド・ポジション、ライトサイド・ポジション、ライト・シャドー・ポジションでのウォーク(キキ・ウォーク)を含む。
4. プログレッシブ・ウォータスに於けるフリー・アームは肩よりも高く挙げないこと。
5. オープニングアウト・ライト&レフトからスパイラルに接続する場合は、オープニングアウト・ライト&レフトの最終歩をきちんとクローズ・ポジションに終わること。
6. クローズ・ホールドにおいて男子の右手は女子の肩甲骨の上に置くものとし、アームホールドは不可とする。
7. キューバン・ロックスにはシンコペーテッド・キューバン・ロックスを含む。
8. ショルダー・トゥ・ショルダーにおいて、ホールドはしてもしなくてもよい。

チャチャチャ

グループ1

- 1 ベーシック・ムーブメント
(クローズド、オープン、イン・プレース)
- 2 ファン
- 3 ホッケー・ステイック
- 4 ナチュラル・トップ
- 5 ナチュラル・オープニングアウト・ムーブメント
- 6 クローズド・ヒップ・ツイスト
- 7 アレマーナ
- 8 ハンド・ツー・ハンド
- 9 スポット・ターン
- 10 スイッチ・ターン
- 11 アンダー・アーム・ターン
- 12 ニューヨーク
(チェック・フロム・オープンCPP&オープンPP)
- 13 ショルダー・ツー・ショルダー
- 14 スパイラル

グループ2

- 15 オープン・ヒップ・ツイスト
- 16 ターキッシュ・タウェル
- 17 スリー・チャチャチャ
- 18 ロープ・スピニング
- 19 キューバン・ブレーカス
- 20 スプリット・キューバン・ブレーカス
- 21 リバース・トップ
- 22 オープニングアウト・フロム・リバーストップ
- 23 クロス・ベーシック
- 24 タイム・ステップ
- 25 アドバンスド・ヒップ・ツイスト
- 26 フット・チェンジ
- 27 ゼア・アンド・バック
- 28 サイド・ステップ
- 29 チェース
- 30 カール
- 31 アイーダ

注意事項

1. クローズド・ヒップ・ツイスト・スパイラル、オープン・ヒップ・ツイスト・スパイラルは使用不可。
2. ターキッシュタウェルはホワッチャ・タイミング不可。
3. クロス・ベーシックはクローズ・ホールドでなければならない。
4. ショルダー・トゥ・ショルダーにおいて、ホールドはしてもしなくてもよい。

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

会費及び申請料等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下、「本連盟」という。）定款 8 条に定める経費の負担額（会費）及び定款第 4 条の事業に係る申請料等について必要な事項を定める。

(会費の種類と年額)

第2条 会費の種類と年額は、以下のとおりとする

(1) 会員会費：定款別表第 1 の①に所属する正会員及び一般会員	300 円
(2) 会員会費：定款別表第 1 の②の全日本学生競技ダンス連盟	60,000 円
(3) 選手会費：本連盟競技規則によって定める公認競技会に 出場する登録選手	3,500 円

ただし、

- ①18 歳以下は 1,000 円とする。
- ②6 級競技会出場選手及び DSCJ ノービス競技会出場選手はこの限りではない。
- ③10 月以後の競技会において 6 級競技会、ノービス競技会の結果により新規登録が発生した場合は、選手会費は翌年分を納入し、その年の選手会費は免除する。
- ④定款別表第 1 の②に定める学連登録選手については、選手会費を免除する。

(4) 指導員会費：本連盟指導員規程によって認定された公認指導員	5,000 円
(5) 審判員会費：本連盟審判員規則によって認定された公認審判員	5,000 円

(会費の納付方法)

第3条 会費の納付方法は、以下のとおりとする。

- (1) 前条（1）及び（3）の会費は、定款別表第 1 の①の加盟団体及び A リーグ（以下、「加盟団体等」という。）ごとに集約し、登録の都度本連盟に納付しなければならない。ただし、このうち（3）の会費については、加盟団体等はこのうち 2,000 円を本連盟に納付する。
- (2) 前条（2）の会費は、年度毎に本連盟に納付しなければならない。
- (3) 前条（4）及び（5）の会費は、本連盟が指定した方法により年度毎に納付しなければならない。

(公認・承認競技会申請料等)

第4条 当連盟競技規則によって定める公認競技会または承認競技会を開催する団体は、次に定める申請料等を納めなければならない。

(1) 公認競技会申請料	15,000 円
承認競技会申請料	5,000 円

(2) 公認競技会又は承認競技会が終了した場合、開催した団体は、速やかに次に定める公認料（審判員旅費負担金）を納入しなければならない。

公認競技会又は承認競技会の延エントリー組数 × 300 円

(3) 公認競技会が終了した場合、開催した団体は、速やかに次に定める昇降級管理負担金を納入しなければならない。

昇降級対象区分の延エントリー組数 × 300 円

(ゼッケン)

第5条 公認競技会に使用するゼッケンは、JDSF から購入しなければならない。金額は別途定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

普及競技に関する内規

1. 「普及競技」の定義

JDSF 競技規則第3条に規定する普及型競技(以下「普及競技」という)として認められるのは、以下の条件をすべて満たす場合とする。

1. ダンススポーツの普及・振興を目的としたものであること
2. 公認競技、承認競技にあたらないこと
3. エントリー料が2,500円/組(団体戦の場合は1エントリー)以下であること
4. 複合戦の種目数は3種目までであること(団体戦は6種目まで)

現在の JDSF 競技規則による「承認競技」の定義について、下記の通り変更する。

(承認競技)

第6条 JDSF が承認する競技(以下「承認競技」という)は次のとおりとする。

1. 主催団体が公認競技の掃討戦を行う場合
2. 昇降級に係らない選手権(年代別、地域別を含む)を行う場合
3. 団体戦を行う場合(但し普及・振興を目的とした団体戦は除く)
4. 全日本学生競技ダンス連盟が主催する競技会の場合
5. その他、JDSF が認めた場合

2. 「普及競技」開催時の免責事項

① 開催申請は不要

開催申請は不要とし、申請料も不要とする。(審判員も含めて都道府県連盟への申請、承認のみ)但し、「公認競技」、「承認競技」との併催で「普及競技」を開催する場合は、「公認競技」、「承認競技」そのものの開催申請は必要となる。

また、「公認競技」、「承認競技」との併催ではなく、普及競技のみの開催であって本部ホームページの競技会リストに掲載する場合は、掲載料として5000円必要である。(イベント情報に掲載は無料)

② 公認料免除

選手登録料、認定料などに関する規程 第4条 に定める

公認競技会公認料・承認競技会公認料(延べエントリー組数×300円)を免除する。

③ 競技会支援システム使用料は不要

④ 公認審判員の審判料、交通費等の経費

公認審判員の審判料、交通費等の経費は、「普及競技」が「公認競技」「承認競技」との併設の場合は、「普及競技」のためとして主催者が別枠で負担することはしない。

ただし、「普及競技」の区分数が過半数を超えている場合、審判員交通費は主催者が全額を負担する。

3. 「普及競技」の運用

「普及競技」はJDSF競技規則を基準とするが、運営にかかる全ての条項において主催者の裁量により変更できるものとする。以下、その例を示す。

① 審判員は公認審判員でなくても良い

審判員は公認審判員に拘らず、現役選手、プロ、指導員、或いは、地域の有名人など、競技内容に相応しい審判を主催者の判断で決めることができる。審判料、交通費等が必要になる場合は、その経費は主催者が負担する。

② 競技長などの資格を問わない

競技長、採点管理長、競技会支援システム運用者、フィガーチェッカーは競技の運営上支障がなければ有資格者でなくても良い。

③ 参加対象は自由

参加対象は主催者が決め、選手登録及びJDSF会員登録の有無、女性同士など自由に設定できる。

④ 種目は自由

公認種目の他、マンボ、サルサ、メレンゲ、ジルバ、ブルースなども可能。単科、複合も自由。テンポも標準テンポに拘らない。

⑤ 服装は自由

JDSF服装規程を適用することも可能だが、下位クラスであっても自由としたり、練習着程度として範囲を広げるなど、主催者が判断し決定する。

以 上

<シラバス例>

○○県ダンススポーツ選手権大会

《D S C J公認 NO _____》

開催日時 平成〇年〇月〇〇日（日） 10：00～18：00

会 場 ○○県総合体育館 空調設備有り

主 催 ○○県ダンススポーツ連盟

主 管 ○○県ダンススポーツ連盟

後 援 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

申込料 1セクション X、XXX 円 ※ 申込料の払い戻しは致しません。

入場料 無料

審判員 J D S F 公認審判員 D S C J 公認審判員

申込締切 平成 年 月 日必着

申込方法 D S C J 標準様式（A4用紙）申込書に選手登録番号のコピーを貼付け、必要事項を記入して、所属団体を通じて、下記へお申込み下さい。

申込先 大会事務局
〒 TEL&FAX

振込み先 郵便振替 00000-0-00000 〇〇〇〇〇〇あて

選手受付 ラテンAM9：00～9：30 スタンダードAM11：30～12：30

注意 ・ 会場内は土足厳禁です。ビニール袋と上履き、又はダンスシューズをご持参下さい。
 ・ 新しい皮製のヒールカバーを装着のこと
 ・ 大会中に発生した事故の応急処置は行いますが、その後は責任を負いかねますので、自己管理の徹底をお願いします。
 ・ 大会に関する報道や映像メディア販売等に於いて選手の名前、写真及び映像を使用する権利は全て大会主催者に帰属します。
 ・ 出場者名簿一覧表及び競技成績結果等がJDSFホームページ等に掲載されることを了解の上で、出場申し込みをしてください。
 ・ この競技会の音楽はJDSFオリジナルCD“DanceSport”を使用しています。
 ・ ホームビデオ等で撮影した映像、音楽のコピーの配布及びインターネットの配信・投稿を禁じます。

競技内容

競技番号	略称	別識	競 技 名	種 目	フジ-	服 装	出 場 資 格
1	J A S	有	○○県選手権 スタンダード	W, T, V, F, Q		正装	D S C J 登録選手オープン (公認2ランキンギ戦)
2	J A L	有	○○県選手権 ラテン	S, C, R, P, J	自由		
3	M A S	有	県選手権シニアⅡ スタンダード	W, T, F		正装	シニアⅡ登録選手 45歳以上と40歳以上
4	M A L	有	県選手権シニアⅡ ラテン	S, C, R	自由		
5	G A S	有	県選手権シニアⅢ スタンダード	W, T		正装	シニアⅢ登録選手 55歳以上と50歳以上
6	G A L	有	県選手権シニアⅢ ラテン	C, R	自由		
7	X J S	無	県ジュニア選手権 スタンダード	W, T, F		ジュニ	
8	X J L	無	県ジュニア選手権 ラテン	S, C, R	自由	アⅡ	男女共16歳未満
9	J C S	有	D S C J C級 スタンダード	W, T, Q		正装	D S C J C級以下 登録選手
10	J C L	有	D S C J C級 ラテン	S, C, P	自由		
11	J D S	有	D S C J D級 スタンダード	W, F		正装	D S C J D級以下 登録選手
12	J D L	有	D S C J D級 ラテン	S, C	自由		
13	J 1 S	有	D S C J 1級 スタンダード	W, Q		正装	D S C J 1級以下 登録選手
14	J 1 L	有	D S C J 1級 ラテン	S, R	自由		
15	J 4 S	有	D S C J 4級 スタンダード	W, T		規定ゲル -フ1,2	平服 D S C J 4級以下 登録選手
16	J 4 L	有	D S C J 4級 ラテン	C, R			
17	M C S	有	シニアⅡC級 スタンダード	W, T			シニアⅡC級以下登録選手 45歳以上と40歳以上
18	M C L	有	シニアⅡC級 ラテン	C, R			
19	G C S	有	シニアⅢC級 スタンダード	W, T			シニアⅢC級以下登録選手 55歳以上と50歳以上
20	G C L	有	シニアⅢC級 ラテン	C, R			

※ 区分1、2は○○ブロックランキング対象競技です。

※ 区分3、4は県シニアⅡランキング対象競技、区分5、6はシニアⅢランキング対象競技です。

公認競技長認定申請書

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟会長殿

申請 平成 年 月 日

申 請 者	加 盟 団 体 名			支 部・市 区 町 村 連 盟 名	
	ふりがな			性 別	男 ・ 女
	氏 名			会員番号	
	住 所	〒			
	電 話	(自宅)	(携帯)		
	E-mail	(携帯 mail で も可)			
認 定 条 件 ・ 受 験 条 件	実務経験 扱い講習 ・研修会	講習年月日	講習会場(受験時の受講は含まない。)		
実 務 経 験	年 月 日	大 会 名	実務経験	添付 資 料	
			競技会の企画・運営		
			競技長の補佐		
			競技会の企画・運営		
			競技長の補佐		
			競技会の企画・運営		
		競技長の補佐			

- (注) 1. 本申請書は、JDSF公認の競技長講習会で資格取得の受験をする場合に、事前に提出するものとし、申請者本人が自ら記入すること。
2. 実務経験は、該当項目に○を付ける。
3. 競技会の企画・運営とは、実行委員会に加わり、競技会全体の企画や運営に参画した場合をいう。
4. 受験資格は、実務(競技会の企画・運営又は競技長の補佐)を2回以上経験しなければならない。ただし、このうち1回は公認講習会又は公認研修会を事前に受講することにより、実務経験扱いとすることができる。
5. 添付資料は、実務経験を証明する競技会役員名簿のコピーを添付するものとする。
6. 主催者は、本申請書の記載内容を確認し、受験資格が満たされない場合は、受験させないものとする。

公認競技長推薦書

上記の者は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟公認競技長規程第3条に定める資格要件をすべて備え、公認競技長として適格者であると認め、推薦いたします。

平成 年 月 日

加盟団体名

代 表 者

印

公認採点管理長認定申請書

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟会長殿

申請 平成 年 月 日

申請者	加盟団体名		支部・市区町村連盟名		
	ふりがな			性別	男・女
	氏名			会員番号	
	住所	〒			
	電話	(自宅)		(携帯)	
E-mail	(携帯 mail でも可)				
認定条件・受験条件	実務経験 扱い講習 ・研修会	講習年月日	講習会場(受験時の受講は含まない。)		
	実務経験	年月日	大会名	実務経験	添付資料
				採点管理の仕分け補佐	
				採点管理の集計補佐	
				採点管理の仕分け補佐	
採点管理の集計補佐					
		採点管理の仕分け補佐			

- (注) 1. 本申請書は、JDSF公認の採点管理長講習会で資格取得の受験をする場合に、事前に提出するものとし、申請者本人が自ら記入すること。
2. 実務経験は、該当項目に○を付ける。
3. 採点管理の集計補佐には、競技会支援システムによる実務を含む。
4. 受験資格は、実務(採点管理の集計補佐又は仕分け補佐)を2回以上経験しなければならない。ただし、このうち1回は公認講習会又は公認研修会を事前に受講することにより、実務経験扱いとすることができる。
5. 添付資料は、実務経験を証明する競技会役員名簿のコピーを添付するものとする。
6. 主催者は、本申請書の記載内容を確認し、受験資格が満たされない場合は、受験させないものとする。

公認採点管理長推薦書

上記の者は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟公認採点管理長規程第3条に定める資格要件をすべて備え、公認採点管理長として適格者であると認め、推薦いたします。

平成 年 月 日
加盟団体名

代表者

印

競技会支援システム運用資格者認定申請書

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟会長殿

申請 平成 年 月 日

申 請 者	加盟団体名		支部・市区町村連盟名		
	ふりがな			性別	男・女
	氏名			会員番号	
	住所	〒			
	電話	(自宅)		(携帯)	
	E-mail	(携帯 mail でも可)			
認定条件・受験条件	実務経験 扱い講習 ・研修会	講習年月 日	講習会場(受験時の受講は含まない。)		
	実 務 経 験	年月日	大会名	実務経験	添付 資料
				支援システム実務による 事前設定	
				支援システム実務による 事前設定	
				支援システム実務による 事前設定	
		支援システム実務による 事前設定			

- (注) 1. 本申請書は、JDSF公認の競技会支援システム運用資格者講習会で、資格取得の受験をする場合に、事前に提出するものとし、申請者本人が自ら記入すること。
2. 実務経験は、該当項目に○を付ける。
3. 受験資格は、実務(支援システム実務による事前設定又は当日運用の補佐)を2回以上経験しなければならない。ただし、このうち1回は公認講習会又は公認研修会を事前に受講することにより、実務経験扱いとすることができる。
4. 添付資料は、実務経験を証明する競技会役員名簿のコピーを添付するものとする。
5. 主催者は、本申請書の記載内容を確認し、受験資格が満たされない場合は、受験させないものとする。

競技会支援システム運用資格者推薦書

上記の者は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟競技会支援システム運用資格者規程第5条に定める資格要件をすべて備え、競技会支援システム運用資格者として適格者であると認め、推薦いたします。

平成 年 月 日

加盟団体名

代表者

印

DSCJ・JDSF 競技関連規程集 重要表現説明

- P1 DSCJ 全日本統一級競技規則 第1章 第4条 年内:1月～12月をいう。
- P4 DSCJ 全日本統一級競技規則 第8章 第38条
部 門:スタンダード部門、ラテン部門、(10ダンス…P17)
例) P4 第32条-3 同一競技会の同一部門においては異なるパートナーと組んで複数の競技区分に出場することが出来ない。ただし、競技長が認めた場合はその限りでない。
- 競技の成立:**同 第39条
公認競技は、5組以上の選手のエントリーを要する。A～D級に限り該当自己級選手は最低2組以上のエントリーを要する。競技の成立には、出場組数3組を要する。
- P5 原則として:規則としては守られなければならないが、諸般の事情によっては、規則の根本がゆがめられない範囲で、多少の変更を認めることを意味する。
例) P3 第29条-2 A～D級競技に出場する選手は原則としてカップル登録をしなければならない。
- エントリー数:**出場申込み組数とする。
- P8 DSCJ 全日本統一級昇降級規程 第4条
成績とは競技終了後の公式な最終成績を指し、級は個人に付与される。
- P9 **有権者**とは、公認競技会に出場するため選手登録を完了したもの
- P10 注意:競技成績結果が昇級基準と降級基準の両方に関わった場合は、昇級基準が優先する。
- P17 注2 JDSF 加盟団体
都道府県連盟、DSC(Aリーグ)各ブロック、全日本学生競技ダンス連盟
注3 **主催団体:**JDSF、JDSF加盟団体、JDSF加盟傘下団体
- 注4 **出場組数**とは競技会当日の選手受付終了後の組数とする。
- 注6 **競技区分**とは、P12 第4条で列記された細部の競技区分を指す。
1、公認一般級別競技 A～D級、1～6級戦、
2、公認シニア系競技 シニアI、シニアII、シニアIII
3、公認ランキング競技
JDSF ダンススポーツランキング
JDSF ブロックランキング
JDSF 都道府県ランキング
4、その他
- P40 特例申請…公認競技会開催特例申請規定 →業務執行理事会にて認めた場合
特例緩和 3 該当級エントリー組数2組未満の場合でも、5組以上のエントリー組数がある場合
→特例申請 競技本部で決定し業務執行理事会に報告する。
※競技種目数・種目の変更→業務執行理事会承認事項
プロ審査を可能にする → "
フィガー・服装規定緩和 → "
- P55 最終予選の定義
昇級基準に関する内規 第1条 に記載

2015年 競技関連規程の主な改訂ポイント

2014年11月16日

【P11】**降級特別措置**

降級特別措置の申請には、出産、怪我及び疾病の場合は医師の診断書を、又、1年以上の海外出張の場合は勤務先からの証明書が必要となった。

【P25】**服装規程の女子ラテンの競技ドレス**

スラックス可を競技用スラックス可に変更。
(最終的には競技長判断によるが、競技にふさわしいスラックスをと明言した)

【P50】**都道府県対抗全国ダンススポーツ大会団体戦規程**

4条の年齢構成の出場資格欄 年齢の一部を、シニアⅠ, Ⅱ, Ⅲ, の年齢基準に合わせた。

【P76】**国際派遣選手選考規程**

3条—2 ユースの選考競技会を増やし、選考基準を変更

【P77】7条の前文と1 ユースを外し訂正変更

【P79】**強化選手規程**

5条—1, 2, 3, 4 ジュニア、ユース、アダルト、シニアⅠの強化選手の認定基準を訂正、変更、追加した。

【P82】**ユース国際派遣選手・強化選手選考基準細則**

ジュニアの規程に準じて、ユースの選考基準を新しく設定した。

【P86】**普及競技に関する内規**

2のJDSFホームページ「競技会開催種別」表示 定着したので削除とする。

【P87】2—③ 採点管理支援システムを競技会支援システムに変更訂正する。

その他

細部の文言の訂正、削除、配列の訂正等をした。

2015年 出場資格年内年齢早見表

ジュニアⅠ（年内に12歳13歳の誕生日を迎える者。男女の片方が11歳以下可。）

2003年(平成15年)生	12歳
2002年(平成14年)生	13歳

ジュニアⅡ（年内に14歳15歳の誕生日を迎える者。男女の片方が13歳以下可。）

2001年(平成13年)生	14歳
2000年(平成12年)生	15歳

ユース（年内に16歳17歳18歳の誕生日を迎える者。男女の片方が15歳以下可。）

1999年(平成11年)生	16歳
1998年(平成 10年)生	17歳
1997年(平成 9年)生	18歳

シニアⅠ（年内に35歳以上と30歳以上の誕生日を迎える者。）

1980年(昭和55年)生	以上と	1985年(昭和60年)生	以上
◎世界選手権派遣選考会は年内34歳以上と29歳以上			
1981年(昭和56年)生	以上と	1986年(昭和61年)生	以上

シニアⅡ（年内に45歳以上と40歳以上の誕生日を迎える者。）

1970年(昭和45年)生	以上と	1975年(昭和50年)生	以上
◎世界選手権派遣選考会は年内44歳以上と39歳以上			
1971年(昭和46年)生	以上と	1976年(昭和51年)生	以上

シニアⅢ（年内に55歳以上と50歳以上の誕生日を迎える者。）

1960年(昭和35年)生	以上と	1965年(昭和40年)生	以上
◎世界選手権派遣選考会は年内54歳以上と49歳以上			
1961年(昭和36年)生	以上と	1966年(昭和41年)生	以上

シニアⅣ（年内に65歳以上と60歳以上、又は男女共60歳以上、又は合計年齢120歳以上）

1950年(昭和25年)生	以上と	1955年(昭和30年)生	以上
◎世界選手権派遣選考会は年内64歳以上と59歳以上			
1951年(昭和26年)生	以上と	1956年(昭和31年)生	以上

(2015年版) D S C J・J D S F 競技関連規程集

発行日◆平成26年12月1日

発行所◆公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

〒135-0063 東京都江東区有明3-4-2 有明セントーピル1階

TEL03-6457-1850 FAX03-6457-1857

URL <http://www.jdsf.or.jp/>
